

# 南伊勢町地域防災計画

[ 地震・津波対策編 ]

- ・ 第1部 総則
- ・ 第2部 災害予防・減災対策
- ・ 第3部 発災後対策
- ・ 第4部 復旧・復興対策
- ・ 第5部 特別対策

南伊勢町防災会議



# 南伊勢町地域防災計画

## [ 地震・津波対策編 ]

### 目 次

第1部 総則.....	1-1
第1章 計画の目的・方針.....	1-1
第2章 計画関係者の責務等.....	1-4
第1節 町・県・防災関係機関等の実施責任及び役割.....	1-4
第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	1-4
第2部 災害予防・減災対策.....	2-1
第1章 自助・共助を育む対策の推進.....	2-1
第1節 町民や地域の防災対策の促進.....	2-1
第2節 防災人材の育成・活用.....	2-3
第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化.....	2-4
第4節 ボランティア活動の促進.....	2-6
第5節 企業・事業所の防災対策の促進.....	2-7
第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進.....	2-8
第2章 安全な避難空間の確保.....	2-12
第1節 避難対策等の推進.....	2-12
第2節 津波予防対策の推進.....	2-15
第3節 避難行動要支援者の対策.....	2-17
第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進.....	2-20
第1節 建築物等の防災対策の推進.....	2-20
第2節 公共施設等の防災対策の推進.....	2-23
第3節 危険物施設等の防災対策の推進.....	2-25
第4節 地盤災害防止対策の推進.....	2-26
第5節 津波避難緊急事業計画の策定と実施.....	2-28
第4章 緊急輸送の確保.....	2-30
第1節 輸送体制の整備.....	2-30
第5章 防災体制の整備・強化.....	2-32
第1節 災害対策機能の整備及び確保.....	2-32
第2節 消防・救助体制の強化.....	2-34
第3節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保.....	2-36
第4節 医療・救護体制及び機能の確保.....	2-37
第5節 応援・受援体制の整備.....	2-39
第6節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備.....	2-40
第7節 ライフラインにかかる防災対策の推進.....	2-42
第8節 防災訓練の実施.....	2-44
第9節 災害廃棄物処理体制の整備.....	2-46

第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	2-49
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応	2-51
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策	2-51
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策	2-53
第3部 発災後対策	3-1
第1章 災害対策本部機能の確保	3-1
第1節 活動態勢の整備	3-1
第2節 災害対策要員の確保	3-8
第3節 通信機能の確保	3-10
第4節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等	3-13
第5-1節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	3-18
第5-2節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	3-24
第5-3節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	3-26
第6節 応援・受援体制の整備	3-28
第7節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等	3-29
第8節 災害救助法の適用	3-30
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策	3-33
第1節 緊急の交通・輸送機能の確保	3-33
第2節 水防活動	3-37
第3節 ライフライン施設の復旧・保全	3-39
第4節 公共施設等の復旧・保全	3-41
第5節 ヘリコプターの活用	3-42
第3章 救助・救急及び医療・救護活動	3-45
第1節 救助・救急及び消防活動	3-45
第2節 医療・救護活動	3-47
第4章 避難及び被災者支援等の活動	3-49
第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	3-49
第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策	3-57
第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保	3-58
第4節 ボランティア活動の支援	3-60
第5節 防疫・保健衛生活動	3-63
第6節 災害警備活動	3-64
第7節 遺体の取扱い	3-66
第8節 孤立地区対策	3-67
第5章 救援物資等の供給	3-71
第1節 緊急輸送手段の確保	3-71
第2節 救援物資等の供給	3-73
第3節 給水活動	3-76
第6章 特定災害対策	3-80
第1節 海上災害への対策	3-80
第2節 危険物施設等の保全	3-86

第7章 復旧に向けた対策	3-89
第1節 廃棄物対策活動	3-89
第2節 住宅の保全・確保	3-91
第3節 文教等対策	3-93
第4節 災害義援金等の受入・配分	3-95
第4部 復旧・復興対策	4-1
第1章 復旧・復興対策	4-1
第1節 激甚災害の指定	4-1
第2-1節 被災者の生活再建に向けた支援	4-2
第2-2節 被災者の生活再建に向けた支援	4-3
第2-3節 被災者の生活再建に向けた支援	4-7
第3節 復興体制の構築と復興方針の策定	4-8
第5部 特別対策（東海地震に関する緊急対策）	
第1章 特別対策の目的等	5- 1
第2章 緊急対策	
第1節 地震災害警戒本部の設置等	5- 3
第2節 地震予知情報等の伝達	5- 5
第3節 地震予知情報等の広報	5- 6
第4節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保	5- 8
第5節 救助・救急活動及び消防活動	5- 10
第6節 医療・救護活動態勢の確保	5- 11
第7節 緊急輸送態勢の確保	5- 12
第8節 水防活動	5- 13
第9節 緊急の交通・輸送機能の確保	5- 14
第10節 広域的な応援・受援体制の整備	5- 17
第11節 ライフライン施設の安全対策	5- 18
第12節 公共施設等の保全	5- 19
第13節 危険物施設等の安全対策	5- 21
第14節 食料及び生活必需品等の確保	5- 22
第15節 社会秩序の維持	5- 23
第16節 社会の混乱防止のためにとるべき措置	5- 24



## 第1部 総則

### 第1章 計画の目的・方針

#### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、南伊勢町防災会議が作成する計画であって、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震・津波災害に対処するため、町の地域に係る災害予防・減災対策、発災対策（発災直前・発災時・発災後の対策）及び復旧・復興対策等に関する事項について、関係各機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、本町防災組織の総力を結集して、防災活動を総合的、効果的に実施することにより、住民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、地域社会の安全と公共の福祉を確保することを目的とします。

また、本町は、平成14年4月に、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）による地震防災対策強化地域に指定され、平成26年3月には、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）による南海トラフ地震防災策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されるなど、大規模地震の発生に伴う被害が危惧されていることから、この計画に基づいて万全の対策を進めます。

#### 2 計画の基本方針

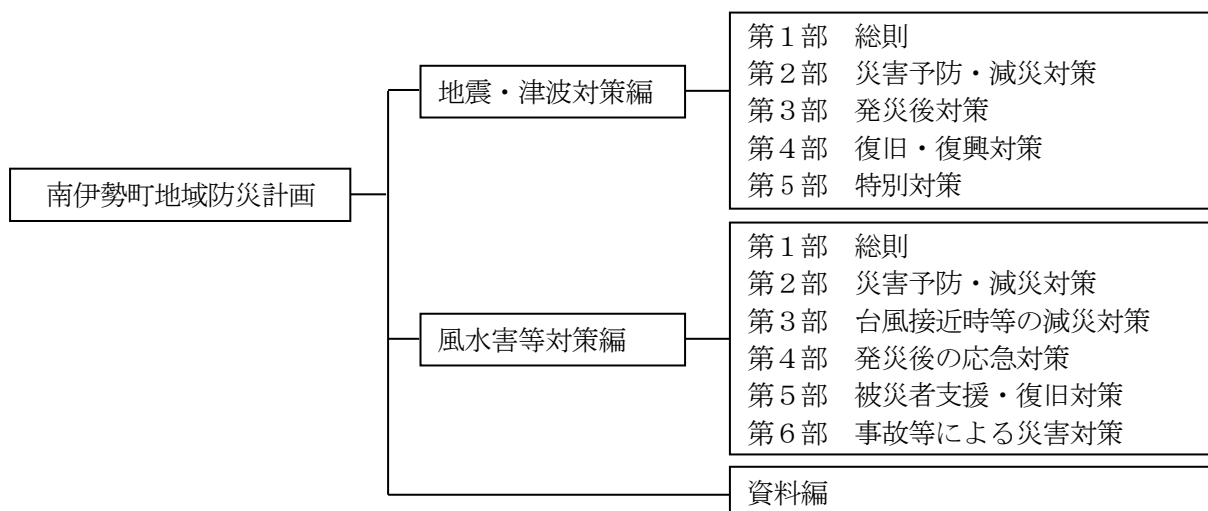
この計画は、町及びその他の防災機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、機関ごとに具体的な活動計画を別に定めます。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図るものとします。

#### 3 計画の構成

この計画は、南伊勢町地域防災計画の「地震・津波対策編」であり、第1部の総則、第2部の災害予防・減災対策、第3部の発災後対策、第4部の復旧・復興対策及び第5部の特別対策で構成します。また、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げています。

南伊勢町地域防災計画の全体構成



地震・津波対策編の内容は次のとおりです。

#### 第1部 総則

計画の目的や構成、町及びその他の防災関係機関等の防災上の責務の概要を記述しています。

#### 第2部 災害予防・減災対策

発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において地震・津波災害に備えて行う防災対策を推進し、被害を最小限度にとどめるための基本的な計画です。

#### 第3部 発災後対策

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合に災害の発生を防御し、又は応急的な救助を行う等、災害の発生及びその拡大を極力防止するための基本的な計画です。

#### 第4部 復旧・復興対策

町民の生活安定のための緊急措置及び公共施設の災害復旧及び災害復興を行うための基本的な計画です。

#### 第5部 特別対策

特別対策は、東海地震注意情報が発令された場合、第3部発災後対策のうち、①事前の予防措置が可能な取り組み②対策の前倒し準備が可能な取り組みのみに絞って記載しています。

### 4 計画の修正及び周知

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正します。また、町の全職員及び関係公共的団体その他防災に関し重要な施設の管理者に対し、計画内容を周知徹底させるとともに、地域住民、町内の企業、団体等への周知を図ります。

### 5 用語

本計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによります。

- (1) 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいいます。
- (2) 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいいます。
- (3) 大震法 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。
- (4) 南海トラフ法 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、改正：平成25年法律第87号）をいいます。
- (5) 町災害対策本部 南伊勢町災害対策本部をいいます。
- (6) 本部長 南伊勢町災害対策本部長をいいます。
- (7) 県災害対策本部 三重県災害対策本部をいいます。
- (8) 県地方部 三重県災害対策本部地方災害対策部（防災事務連絡窓口：三重県南勢志摩地域活性化局地域防災課）をいいます。
- (9) 町計画 南伊勢町地域防災計画をいいます。
- (10) 県計画 三重県地域防災計画をいいます。

- (1 1) 消防本部 志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部をいいます。
- (1 2) 南勢分署 志摩市消防本部志摩消防署南勢分署をいいます。
- (1 3) 南島分署 紀勢地区広域消防組合奥伊勢消防署南島分署をいいます。
- (1 4) 避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者をいいます。

※その他の用語については、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の例によります。

## 第2章 計画関係者の責務等

### 第1節 町・県・防災関係機関等の実施責任及び役割

#### 1 南伊勢町

町は、防災の一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災・減災活動を実施します。

#### 2 南伊勢町防災会議

町長を会長として、基本法第16条第6項に規定する機関の長等に準じた者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災・減災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、町の地域に係る災害が発生した場合において、災害情報を収集します。

#### 3 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域における防災・減災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災・減災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。

#### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとります。

#### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災・減災活動を積極的に推進するとともに、県及び市町の防災・減災活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

#### 6 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から防災予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、県、市町その他防災関係機関の防災・減災活動に協力します。

### 第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 南伊勢町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用

[南伊勢防]

- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難情報の発令
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受け入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災町営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時における交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

## 2 南伊勢町防災会議

- (1) 防災に関する基本方針及び計画の作成及び実施推進
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、災害情報の収集

## 3 消防（志摩市消防本部、紀勢地区広域消防組合消防本部）

- (1) 火災の予防・警戒鎮圧
- (2) 災害の防除及び被害軽減
- (3) 救助・救急活動
- (4) 災害情報の収集・連絡等

## 4 県

- (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受け入れに関する措置

[南伊勢防]

- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 災害時の混乱防止、その他公安の維持
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害発生の防衛と被害拡大の防止のための措置

## 5 伊勢警察署

- (1) 災害警備体制
- (2) 災害情報の収集及び連絡等
- (3) 救出救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 身元確認等
- (7) 拾得物等の取り扱い
- (8) 二次災害の防止
- (9) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (10) 社会秩序の維持
- (11) 被災者等への情報伝達活動
- (12) 相談活動
- (13) ボランティア活動の支援

## 6 指定地方行政機関

### 東海財務局

- (1) 災害復旧事業における職員の査定立会
- (2) 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置
- (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
- (4) 管理する国有財産の無償貸し付け等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整
- (5) 金融上の諸措置

### 東海農政局

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集

〔南伊勢防〕

- (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導
- (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
- (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
- (7) 町の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等の実施
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
- (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
- (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- (11) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備
- (12) 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援

#### 中部運輸局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達斡旋、特定航路への就航勧奨
- (3) 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導
- (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保
- (5) 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者もしくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
- (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
- (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
- (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導
- (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
- (10) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援

#### 第四管区海上保安本部（鳥羽海上保安部）

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助
- (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報
- (4) 船舶交通の障害の除去に関すること
- (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止
- (6) 法令の海上における励行

## 津地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に発表するとともに防災機関に伝達
- (3) 町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力
- (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における町や県に対する気象状況の推移及びその予想の解説等
- (5) 町や県、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

## 東海総合通信局

- (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
- (5) 非常通信協議会の運営
- (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の町への衛星携帯電話等の貸与

## 三重労働局（伊勢労働基準監督署）

- (1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施
- (2) 事業場における労働災害発生状況の把握
- (3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施

## 中部地方整備局（三重河川国道事務所）

- (1) 災害予防
  - ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
  - イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
  - ウ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
  - エ 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備の（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施
  - オ 災害時の緊急物資並びに人員輸送岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施
  - カ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
  - キ 洪水予報警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保
  - ク 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有
- (2) 初動対応
  - ア 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣及び被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地

〔南伊勢防〕

の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施。

### (3) 応急・復旧

- ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- イ 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
- ウ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
- エ 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
- オ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- カ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- キ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- ク 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- ケ 所管施設の緊急点検の実施
- コ 情報の収集及び連絡
- サ 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
- シ 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施
- ス 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

#### 国土地理院中部測量部

- (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施
- (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施
- (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施
- (4) 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施

#### 中部地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

## 7 自衛隊

- (1) 要請に基づく災害派遣
- (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

## 8 指定公共機関

西日本電信電話株式会社三重支店

〔南伊勢防〕

災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

- (1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
- (2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
- (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

#### 株式会社NTTドコモ東海支社三重支店

災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

- (1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
- (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
- (3) 被災通信回線の復旧順序に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置

#### KDDI株式会社中部総支社

- (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置

#### ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置

#### 日本銀行名古屋支店

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。

- (1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
  - ア 通貨の円滑な供給の確保
  - イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保
  - ウ 通貨及び記入の調節
- (2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
  - ア 決済システムの安定的な運航に係る措置
  - イ 資金の貸し付け
- (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- (5) 各種措置に関する広報
- (6) 海外中央銀行等との連絡調整

## 日本赤十字社三重県支部

- (1) 災害時における医療、助産及びその他の救助
- (2) 救援物資の配分
- (3) 災害時の血液製剤供給
- (4) 義援金の受付及び配分
- (5) その他災害救護に必要な業務

## 日本放送協会津放送局

- (1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害制御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を適切に編成して、災害時の混乱を防止し、人心安定と復旧に資するものとする。
- (2) 放送にあたっては、外国人視聴覚障がい者等への配慮を行うよう努める。
- (3) 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
- (4) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知
- (5) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

## 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社（伊勢営業所）

- (1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
- (3) 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携
- (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
- (5) 電力供給施設の早期復旧の実施
- (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

## 東邦ガス株式会社

- (1) ガス設備の災害予防措置及び防災応急対策に係る措置の実施
- (2) 発災後に備えた要員及び敷材の確保

## 日本郵便株式会社（五ヶ所・宿曾田・南海・追間浦・穂原・島津・槌柄・中島・南島郵便局）

- (1) 災害時における郵政事業運営の確保
  - ア 郵便物の送達確保
  - イ 郵便局の窓口業務維持
- (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
  - ウ 被災者の救助を地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
  - エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書

〔南伊勢防〕

等寄付金を配分する。

## 9 指定地方公共機関

報道機関（日本放送協会津放送局を除く）

日本放送協会に準ずる

三重交通株式会社等

- (1) 災害応急活動のための県災対策本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
- (2) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

ガス事業者（一般社団法人三重県LPガス協会）

- (1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
- (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

## 10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

医療関係団体

伊勢地区医師会・三重県歯科医師会伊勢度会支部・伊勢県薬剤師会  
災害時における医療、助産等救護対策

商工業関係団体（南伊勢町商工会）

- (1) 商工業関係被害調査及び災害時における物価安定等についての協力
- (2) 救護用物資、復旧資材等の確保についての協力

農林業及び漁業団体（農業協同組合・漁業協同組合・森林組合）

- (1) 農林水産物等の災害応急対策についての指導
- (2) 災害時における農林水産物の確保、農林水産関係の被害調査等応急対策についての協力

公共的団体（区・生活安全推進協議会、交通安全協会等）

町が実施する応急対策についての協力

土地改良区

防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施

危険物施設等の管理者等（管理者、所有者又は占有者）

町等の防災機関との綿密な連絡・連携による危険物の防災管理及び応急対策の実施

防災上重要な施設の管理者

- (1) 所管施設に係る防災管理の実施
- (2) 防災に関する保安措置、応急措置の実施及び所管施設に係る災害復旧措置の実施

〔南伊勢防〕

## 第2部 災害予防・減災対策

## 第1章 自助・共助を育む対策の推進

## 第1節 町民や地域の防災対策の促進

## 【主担当課等】

防災安全課、総務課、(消防本部)

## 第1項 基本方針

南海トラフ巨大地震・津波が発生した場合の対策は、地域の地震・津波リスク特性や地域の防災力の現状について、広く共有化を図り、地域全体で防災力を底上する必要があります。このため、町は、県及び防災関係機関と協力し、被害想定等の災害リスクと対策情報を整備し、それをわかりやすい表現方法と手段で公表し、住民等への周知を図り、防災知識の普及と防災意識の啓発を進めます。

また、減災と防災力向上のために地域に根差し、さまざまな活動を行う災害に強い「人づくり」を推進します。

## 第1節 町民や地域の防災対策の促進

## 第2項 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

## 第2項 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

## 1 町民等に対する防災知識の普及

## (1) 普及の内容

町は、日頃の防災・減災対策及び発災時の防災行動等を適切に進めるための具体的な防災関連情報を伝え、各防災関係機関への協力を求めながら、多様な手段を用いた普及・啓発活動を実施します。

また、防災知識の普及・啓発を行う場合には、避難行動要支援者・要配慮者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

- ア 南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際に取りるべき対応に関する知識等の普及・啓発
- イ 緊急地震速報や津波警報等の気象庁が発表する災害関連情報と発表時にとるべき対応に関する知識等の普及・啓発
- ウ 高齢者等避難・避難指示等の町が発令する災害関連情報と避難活動等のとるべき対応に関する知識等の普及・啓発
- エ 警戒宣言発令時及び地震発生時において自動車運転者が適切な行動をとるための広報・啓発
- オ 住宅の耐震化や家具固定など地震動から生命を守るための防災対策に関する知識等の普及・啓発
- カ 生活必需品の備蓄など発災後72時間を自らの力で生き延びるための防災対策に関する知識等の普及・啓発
- キ 災害伝言ダイヤルなど、災害時の家族間等の連絡手段に関する知識等の普及・啓発

〔南伊勢防〕

- ク 出火防止や救助活動への協力、避難行動要支援者への支援など、地震・津波発生時にとるべき自助、共助の防災活動に関する知識等の普及・啓発
  - ケ 外国人住民の防災対策における自助の取り組みを促進するための、防災訓練等の実施及び啓発
  - コ 地震保険への加入促進など、発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及・啓発
  - サ 各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発
  - シ その他、地震・津波に関して町民に伝えるべき知識等の普及・啓発
- (2) 普及の方法
- ア 町は、非常持出袋の必要性など日頃の備えの重要性について啓発活動を進めます。
  - イ 町は、地域で行われる学習会、防災マップ（津波ハザードマップ等）、広報紙、南伊勢ぼうさい通信、ホームページ等のさまざまな媒体を通して、防災知識の普及と防災意識の高揚を図ります。
  - ウ 町は、消防本部に協力を依頼し、危険物を有する施設、病院、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を促進します。
  - エ 町は、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン＋（プラス）」等を活用した避難計画づくりの促進を図ります。

## 2 “津波から命を守るため”の防災対策の推進

### (1) 津波対策の周知徹底

町は、あらゆる機会を通じて、住民等に対し、津波は長時間続いて何度も襲来するといった津波の特性等の正確な知識、浸水想定地域等のハザードマップ、津波に対する事前対策（家庭・企業等での備蓄確保、安否確認方法の確認・周知等）、津波時にとるべき避難行動等の周知徹底を図ります。

### (2) 「災害時行動計画」に基づく津波避難の徹底

地区ごとの「災害時行動計画」に基づく日頃の防災訓練等を実施し、津波避難の徹底を図ります。

☞ 第2部第2章第2節第3項2「災害時行動計画の策定」（2-16ページ）参照

### (3) 「個人の津波避難計画(My まっぷラン)」づくりの促進

自宅や学校、職場等を始め、日常的な行動範囲が津波浸水域に属する場合は、各々の場所の津波到達時間等を勘案した「個人の津波避難計画(My まっぷラン)」づくりを促進し、日頃の防災訓練等による徹底を図ります。

### (4) 地区防災計画の作成支援

みえ防災・減災センターと町との連携による、ハザードマップや津波避難にかかる地区防災計画の作成を支援します。

## 3 個人備蓄の促進

### (1) 住民等が実施する対策

住民等は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を踏まえて、各家庭、職場等において7日程度以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備等に取り組み、発災後、支援があるまでの間、自らの命を守るための備えに努めます。

特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定

されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に努めます。

#### (2) 町が実施する対策

町は、毎年非常食、保存水を購入し、各地区に備蓄していますが、各家庭にも発災後7日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の個人備蓄の促進に向けて啓発に努めます。

#### 4 自動車運転者に対する防災対策

町は、警戒宣言発令時及び地震が発生したとき自動車運転者がとるべき行動等について啓発に努めます。

☞ 第3部第2章第1節第2項「地震が発生したとき自動車運転者がとるべき行動」  
(3-33ページ) 参照

また、警戒宣言時及び地震・津波発生時における緊急車両、避難行動要支援者への支援車両等を除き、避難時の自動車利用による混乱防止についての啓発に努めます。

#### 5 被災後の避難所運営や生活再建に関する防災対策

町は、災害時の避難や生活再建の混乱を軽減するため、地域の住民等に対して、「南伊勢町避難所運営マニュアル」の周知とともに、被災後の生活再建に必要な知識（罹災証明の申請、生活再建に必要な知識等）等について周知に努めます。

### 第2節 防災人材の育成・活用

#### 【主担当課等】

防災安全課、総務課、環境生活課、子育て・福祉課（南伊勢町社会福祉協議会）、  
(消防本部)

#### 第1項 基本方針

南海トラフ巨大地震・津波が発生した場合の対策は、地域の地震・津波リスク特性や地域の防災力の現状について、広く共有化を図り、地域全体で防災力を底上する必要があります。このため、町は、県及び防災関係機関と協力し、被害想定等の災害リスクと対策情報を整備し、それをわかりやすい表現方法と手段で公表し、住民等への周知を図り、防災知識の普及と防災意識の啓発を進めます。

また、減災と防災力向上のために地域に根差し、さまざまな活動を行う災害に強い「人づくり」を推進します。

### 第2節 防災人材の育成・活用

#### 第2項 防災人材の育成・活用

#### 第2項 防災人材の育成・活用

##### 1 地区の防災活動を先導する人材（以下自主防災リーダーという。）の育成

##### (1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

[南伊勢防]

町は、「南伊勢町災害ボランティアセンター」及び「みえ災害ボランティア支援センター」との連携により、各地区の自主防災リーダーを育成するための研修や啓発を行います。

☞ 第3部第4章第4節「ボランティア活動の支援」（3-60～63ページ）参照

## （2）女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては、女性への配慮が不可欠なことから、専門性のある職業に従事している女性を対象とした県等が実施する防災講座の受講を促進するとともに、自主防災組織等についても女性を対象とした防災講座を開催するなど、女性の視点で主体的に行動できる人材の育成を図ります。

また、育成した人材の継続的なフォローアップを行うとともに、若い世代の防災人材の育成に取り組めます。

## 2 自主防災リーダーによる防災活動の促進

町は、消防本部及び消防団の協力を得て、自主防災リーダーが防災訓練、研修会、タウンウォッチング、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動等を定期的・継続的に実施するための支援に努めます。

また、自主防災リーダーが防災に関する知識を高め、地区の避難行動要支援者・要配慮者や自力脱出困難者の救出、負傷者の応急処置等を防災訓練において実施するための支援に努めます。

## 3 地域に根差した災害に強い「人づくり」の推進

町は、「みえ防災コーディネーター（※1）」、「南伊勢町災害ボランティアコーディネーター（※2）」や知識と技能を有する「防災士（※3）」の育成を支援することにより、減災と防災力向上のために地域に根差し、さまざまな活動を行う災害に強い「人づくり」を推進します。

※1 みえ防災コーディネーターとは、地域や企業において、自主的に地域防災力向上にかかる活動を行うとともに、県や町の要請により、地域で実施される防災訓練や研修会、タウンウォッチングなどに出向き、講義や助言等を行うことにより地域の防災リーダーとしての役割を果たす者をいいます。県は、みえ防災コーディネーター育成講座を実施しています。

※2 南伊勢町災害ボランティアコーディネーターとは、地域や企業において、自主的に地域防災力向上にかかる活動を行うとともに、町の要請により、地域で実施される防災訓練や研修会、タウンウォッチングなどに出向き、講義や助言等を行うことにより地域の防災リーダーとしての役割を果たす者をいいます。町は、南伊勢町災害ボランティアコーディネーター養成講座を実施しています。

※3 防災士は、防災に関する一定の知識と技能を習得し、特定非営利法人日本防災士機構が認定する資格であり、地域・社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待されています。

## 第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

【主担当課等】

防災安全課、（消防本部）

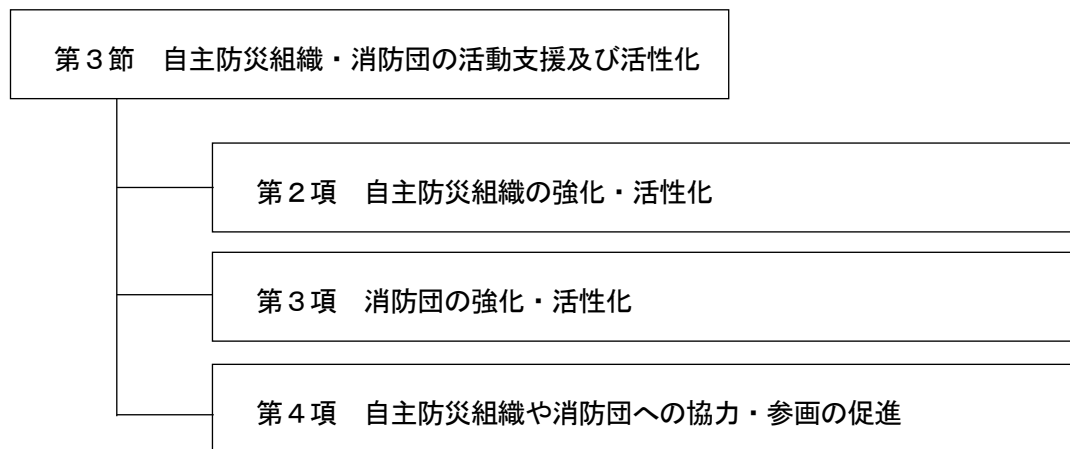
### 第1項 基本方針

町は、災害時における被害の防止又は軽減を図るため、住民自らによる防災活動を行う組織として、地域住民又は施設関係者による自主的な防災組織の強化とともに、平常時からの地域コミュニティの

〔南伊勢防〕

絆（きずな）を強めることにより、自主防災組織の強化・活性化を図ります。

また、資機材の自主防災組織への配備等により自主防災組織を強化するとともに、消防団の装備・施設の充実や消防団参加促進事業を実施すること等により消防団の強化を図ります。



## 第2項 自主防災組織の強化・活性化

### 1 自主防災組織の強化

- (1) 町全地区で自主防災組織が結成されています。
- (2) 町は、各地区に結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行います。

### 2 自主防災組織の活性化

町は、各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた以下の支援に努めます。

- (1) 訓練等の自主防災活動に対する支援
- (2) 自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた「災害時行動計画」の作成支援
- (3) 防災資機材の整備にかかる支援
- (4) 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化による組織の活性化推進
- (5) 必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置を促進

## 第3項 消防団の強化・活性化

### 1 消防団への支援

町は、消防本部と協力し、消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行います。

- (1) 消防団体制の整備
  - 青年層・女性層の消防団への参加を促進し、消防団員の確保に努めます。
- (2) 教育訓練の実施
  - 消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導を促進します。
- (3) 活動環境の整備
  - 消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努めます。

## 2 住民に対する消防団活動の周知

町は、広報紙、各種イベント等を活用し、消防団活動の周知を図ります。

## 3 自主防災組織等との連携

消防団は、自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等の実施と継続的に努めます。

### 第4項 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

#### 1 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

### 第4節 ボランティア活動の促進

#### 【主担当課等】

子育て・福祉課、(南伊勢町社会福祉協議会)、防災安全課

#### 第1項 基本方針

南海トラフ巨大地震が発生した場合、膨大な各種援護が必要となり、ボランティアの積極的な参加が期待されます。町は、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しつつ、防災活動に取り組むNPO・ボランティア等が自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境整備を行います。

### 第4節 ボランティア活動の促進

#### 第2項 ボランティアの活動の促進

#### 第2項 ボランティアの活動の促進

##### 1 災害ボランティアセンターの設置

災害時に町外からのボランティアを受入れる場合には、町と社会福祉協議会が関係団体などと協働で運営を行う「南伊勢町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」により、災害ボランティアセンターを設置します。

このマニュアルは随時見直しを行い、関係者と共通認識を持ち、協力して対応できる体制の構築に努めます。

##### 2 人材の育成

町は、社会福祉協議会と連携し、ボランティア人材の育成に努めます。

- (1) 災害時におけるボランティア活動が効果的に行えるよう、知識や経験、資格等を持ったボランティアの登録を促進します。

- (2) ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援活動を担う人材の育成を行います。
- (3) 広報・啓発等により、企業・事業所の災害ボランティアへの参画を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努めます。

### 3 協力・連携体制の整備

- (1) ボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制の整備  
町は、各市町等の災害ボランティアセンター等の町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築します。
- (2) ボランティア関係団体の協力体制の整備  
町は、平常時に多様な活動を展開しているNPOやボランティア等に対し、情報提供や検討会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行える様に働きかけ、災害時の町内における協力体制を整備します。

### 4 災害ボランティア等への参画促進

町社会福祉協議会その他関係団体等と連携し、災害ボランティア活動の広報・啓発等により、町民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進します。

## 第5節 企業・事業所の防災対策の促進

### 【主担当課等】

防災安全課、観光商工課、まちづくり推進課

### 第1項 基本方針

町は、町内の企業・事業所に対し、町や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連絡・連携体制の強化を図り、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等の要請に努め、総合的な地域防災力の向上を図ります。

## 第5節 企業・事業所の防災対策の促進

### 第2項 企業・事業所の防災対策の促進

### 第2項 企業・事業所の防災対策の促進

#### 1 事業所の自衛消防組織の設置

町は、町内の企業・事業所における自衛消防組織の設置について推進するとともに、消防本部と協力し、設置された自衛消防組織に対する指導の充実を図ります。

#### 2 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成促進

町は、災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業

〔南伊勢防〕

継続計画（BCP）の作成・点検を促進します。

特に、津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者にかかる津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努めるとともに、福祉サービス事業者等においてはBCPの策定状況を把握し、未策定または内容が不十分な事業所に対し、助言及び支援を行います。

### 3 地域との連携強化

町は、企業・事業所と地域住民や地域におけるさまざまな団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図ります。

#### (1) 自主防災組織との連携強化

町は、地域の自主防災組織が行う行事や防災訓練に企業・事業所が積極的に参加するよう促し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えた連携を強化します。

#### (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

町は、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努めます。

#### (3) 復旧・復興に向けた地域との連携

災害が発生した際には、企業・事業所は、地域住民、行政、取引先企業等と連携し、地域の一日も早い復旧・復興を目指す必要があります。企業の特徴を活かした被災者支援も求められることから、町は、企業・事業所と復旧・復興に関する協定をあらかじめ締結することを検討し、平常時から復旧・復興に向けた対策の検討を進めます。

## 第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

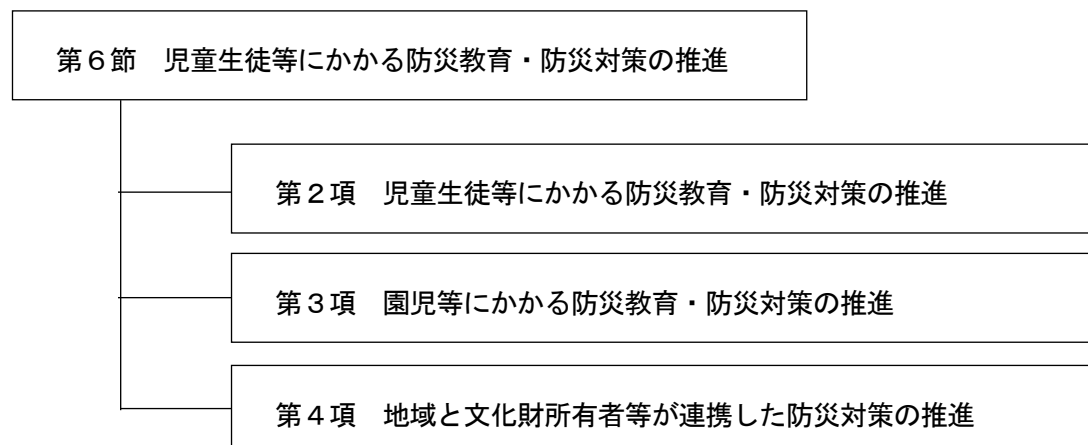
### 【主担当課等】

教育委員会事務局、子育て・福祉課、防災安全課

### 第1項 基本方針

小中学校や園などにおいて必要な防災対策や津波避難対策を進めるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒・園児等の安全確保と家庭や地域への防災啓発を図ります。

特に、町民の防災意識を高め、それを次の世代へ着実に継承していくためには、地元の小中学校・園と地域における防災教育の徹底が重要であり、東日本大震災の貴重な教訓を含め、南海トラフ巨大地震やその防災対策に関する知識や教訓を若い世代に定着させていきます。



## 第2項 児童生徒にかかる防災教育・防災対策の推進

### 1 防災体制の整備及び防災計画等の策定

小中学校では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員等の任務の分担及び相互の連携等を明確に定めます。

また、各学校の立地状況に応じた「学校防災計画」の策定と見直しを図ります。

### 2 防災訓練の実施

防災計画に基づく防災訓練を徹底するとともに、消防機関・消防団及び地域の自主防災組織と協力した防災訓練を年間計画に組み込み定期的に実施します。

### 3 小中学校における防災教育の徹底

町は、将来の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすこととなる小・中学生等の学校教育において、地震・津波に関する正確な知識や日頃からの備え、地震・津波が発生したときの対応、地域社会への貢献等について、組織的・体系的な教育に取り組み、学校教育における防災教育の充実・向上を図ります。

また、児童・生徒等による地域防災活動への参画や学校と地域との連携を促進し、地域の実情に即した防災教育を推進します。

### 4 学校施設の安全対策

町は、学校施設の安全対策を促進するとともに、学校施設の高台移転等による防災対策を計画的に促進します。

- (1) 構造体の耐震化及び天井材等の非構造部材の耐震対策
- (2) 学校施設の日常的な点検と必要な補修
- (3) 本棚、備品等の固定化
- (4) ガラスの飛散対策
- (5) 防災施設・設備等の整備
- (6) 学校施設の高台移転

### 5 児童生徒等の安全確保

登下校時等の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図ります。

### 6 津波対策の推進

#### (1) 津波避難訓練の徹底

津波浸水想定地域にある小中学校にあつては、「津波警報発令時の避難計画」を整備し、津波警報発令を想定した避難訓練の徹底を図るとともに、避難にあつての具体的な課題と対策を検討します。

また、学校における避難行動要支援者の避難優先対策を確立します。

#### (2) 津波防災教育の推進

児童生徒等に対しては正しい津波に対する知識について教育するとともに、津波警報時の対応

について周知徹底を図ります。併せて校外学習の機会を利用するなど、津波避難ルートの確認等の津波防災学習を実施します。

また、教職員は、防災教育に関する指導や危機管理能力を高めるための研修等を通じて防災学習を進め、津波時における対処方法などの知識を高めます。

## 7 地域と小中学校が連携した地域防災対策の推進

- (1) 地域との合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に小中学校と地域が担う役割分担などを整理し、相互が確認に努めます。
- (2) 災害時に学校が避難所となった際、学校対策本部の設置や運営方法等について、地域と学校が事前の共有化を図ります。

## 第3項 園児等にかかる防災教育・防災対策の推進

### 1 防災体制の整備及び防災計画等の策定

保育所では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、職員・保育士等の任務の分担及び相互の連携等を明確に定めます。

また、保育所の立地状況に応じた「保育所防災計画」の策定と見直しを図ります。

### 2 防災訓練の実施

防災計画に基づく防災訓練を徹底するとともに、消防機関・消防団及び地域の自主防災組織と協力した防災訓練を園行事として定期的に行います。

### 3 施設の安全対策

町は、保育所施設の安全対策を促進するとともに、保育所施設の高台移転等による防災対策を計画的に促進します。

- (1) 構造体の耐震化及び天井材等の非構造部材の耐震対策
- (2) 保育所施設の日常的な点検と必要な補修
- (3) 本棚、備品等の固定化
- (4) ガラスの飛散対策
- (5) 防災施設・設備等の整備
- (6) 保育所施設の高台移転

### 4 園児等の安全確保

通園時の園児等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、園児等の誘導方法、保護者との連携方法、その他通園時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、園児等、教職員・保育士、保護者及び関係機関に周知徹底を図ります。

### 5 津波対策の推進

#### (1) 津波避難訓練の徹底

津波浸水想定地域にある保育所にあつては、「津波警報発令時の避難計画」を整備し、津波警報発令を想定した避難訓練の徹底を図るとともに、避難にあつての具体的な課題と対策を検討します。

また、保育所における避難行動要支援者の避難優先対策を確立します。

## (2) 津波防災教育の推進

職員・保育士は、研修等を通じて防災学習を進め、津波時における対処方法などの知識を高めます。園児等に対しては津波警報時の対応について周知徹底を図ります。併せて園外行事の機会を利用し、津波避難ルートの確認等を実施します。

## 6 地域と保育所が連携した地域防災対策の推進

地域との合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に地域が担う役割などを整理し、相互が確認に努めます。

## 第4項 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

### 1 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

## 第2章 安全な避難空間の確保

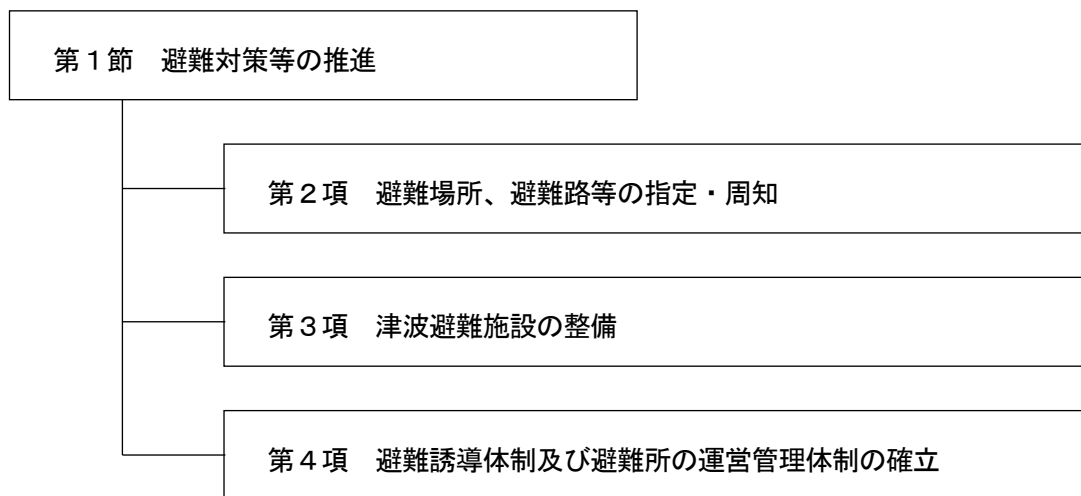
### 第1節 避難対策等の推進

#### 【主担当課等】

防災安全課、管財契約課、観光商工課、高齢者支援課

#### 第1項 基本方針

南海トラフ巨大地震が発生したときに、地震・津波災害から人命の安全を確保するため、避難指示等の適正化、避難路・避難場所の点検、津波避難施設の整備を推進します。



#### 第2項 避難場所、避難路等の指定・周知

町は、耐震性建築物及び空地等を調査し、避難場所又は避難所並びに避難路を指定します（資料5-1、資料5-2参照）。なお、指定にあたっては、警察署及び他の防災関係機関と協議して定めます。

☞ 資料5-1 「地震 指定緊急避難場所、指定避難所(指定避難所・避難所予備施設)」参照

☞ 資料5-2 「風水害」参照

##### 1 指定緊急避難場所の指定・周知

(1) 町は、津波等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所について、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、津波や洪水、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所として指定します。

なお、選定にあたっては、次の留意事項に配慮します。

ア 災害想定区域外にあり、その適切性を津波浸水予測図等で確認するほか、津波等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所にあること。

イ 公園、広場等のように相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。

ウ 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。

エ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がないこと。

オ 洪水等による浸水のおそれのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び耐震、耐

- 火性の建築物で、津波の襲来に際しても安全性のあること。
- カ 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、さらに他の場所への避難移動できること。
  - キ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
  - ク 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
  - ケ 余震が長引いた場合の仮設テントの設置に配慮すること。
  - コ その他、内閣府令に定める基準に適合すること。
- (2) 町は、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づきピクトグラム(※)を用いた案内標識等を設置し、住民及び土地に不案内な観光客等に対する周知を図ります。
- ※ピクトグラム(Pictogram)は、一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号(サイン)です。

## 2 指定避難所の指定・周知

- (1) 町は、被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所として指定します。
- なお、選定にあたっては、次の留意事項に配慮します。
- ア 指定避難所の適切性を津波浸水予測図等で確認しておくこと。
  - イ 長期にわたる避難を想定した上で適切な施設等を選定し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。
  - ウ 飲料水、電源等を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、発電設備など(被災者の安全を確保するため)の施設・設備の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布、一般用医薬品、炊き出し用具等を確保していくこと。
  - エ 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図ること。
  - オ 避難行動要支援者・要配慮者に配慮した福祉避難所の確保を図ること。
  - カ 被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保について検討していくこと。
  - キ テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。
  - ク 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレを確保しておくこと。
  - ケ 避難所内で外国人被災者にも情報が伝達できるよう、「避難所情報伝達キット」等を各避難所に配備し、避難所開設時にはピクトグラムでの表示や多言語での表記に努めること。
  - コ その他、内閣府令に定める基準に適合すること。

## 3 安全な避難路(道路)の指定・周知

町は、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を指定して、地域の住民等に周知します。

## 4 指定緊急避難場所・指定避難所、避難路の整備

### (1) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

町は、指定した施設について、次のとおり整備を図ります。

[南伊勢防]

- ア 建物の点検・補強等（特に耐震性に留意する。）
- イ 避難生活に必要な施設の整備（電気、ガス、水道等）
- ウ 避難生活に必要な物資の確保（毛布等）
- エ 避難生活に必要な給水施設の整備

また、指定緊急避難場所については、今後計画的に指定し、整備を進めます。

## （2）避難路の整備

町は、道路では幅員15m以上、緑道では幅員10m以上を避難路としますが、一次避難場所・二次避難所へ通じる道路では幅員15m以下、緑道では幅員10m以下の避難経路については、避難路として今後計画的に整備を進めます。

## 5 観光客等にかかる避難対策の推進

町は、観光事業者等と連携し、観光客の所在地や特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光客等の避難対策に努めます。

## 6 避難指示基準等の策定

町は、避難の指示等を行う場合、地震及び津波の状況によって次のような基準等をあらかじめ定めておくものとします。

### （1）緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

### （2）収容避難

地震、津波、地震災害等により家屋が全壊、半壊（全焼、半焼、流失）し、生活の拠点を失った場合。

### （3）避難準備情報伝達体制の整備

基本法に定める避難指示のほか、遠地地震による津波等の発生が懸念されるとき、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を活用します。

## 第3項 津波避難施設の整備

町は、浸水が予測される地域を「津波対策重点地域」として位置づけ、津波からの避難のための施設の活用と整備に努めます。

☞ 第2部第3章第1節第2項3「津波避難施設の整備推進」（2-21ページ）参照

## 第4項 避難誘導體制及び避難所の運営管理体制の確立

### 1 避難誘導體制の整備

災害時の避難誘導及び避難所開設時の管理運営については、いずれも区及び自主防災組織の協力によるところが非常に大きいため、平常時から、避難に関する役割分担等について、区長等と協議を行います。

また、各区では、地区内の避難行動要支援者名簿を作成し、避難体制の強化に役立てます。その際、プライバシーの保護には、十分配慮します。

☞ 第2部第2章第3節第2項「避難行動要支援者の避難行動支援」（2-18～19ページ）参照

## 2 避難所の運営管理体制の確立

### (1) 避難所運営対策

町は、区及び自主防災組織と協力し、東日本大震災における避難所運営における課題を検証し、その経験や教訓を踏まえ、今後起こりうる災害に対し、事前準備や避難所での運営体系などの基本的なあり方についてまとめた「南伊勢町避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の運営管理体制を確立します。

また、冬期の発災の場合、寒さ対策として避難所・避難施設には暖房設備の整備や暖房用燃料・毛布等の必要な備品の備蓄に努めます。

### (2) 避難行動要支援者・要配慮者対策

町は、県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとします。

また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進します。（個別支援計画は、南伊勢町見守り支援登録制度の情報を運用する。）

### (3) 観光客、帰宅困難者等対策

県の実施する観光客、帰宅困難者等対策に沿った、地域の実情に応じた観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努めます。

### (4) ペット対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペット同行者用の避難所の設置など避難所運営マニュアルに沿い、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

### (5) 感染症対策

県が実施する避難所運営支援策に沿った、町の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。

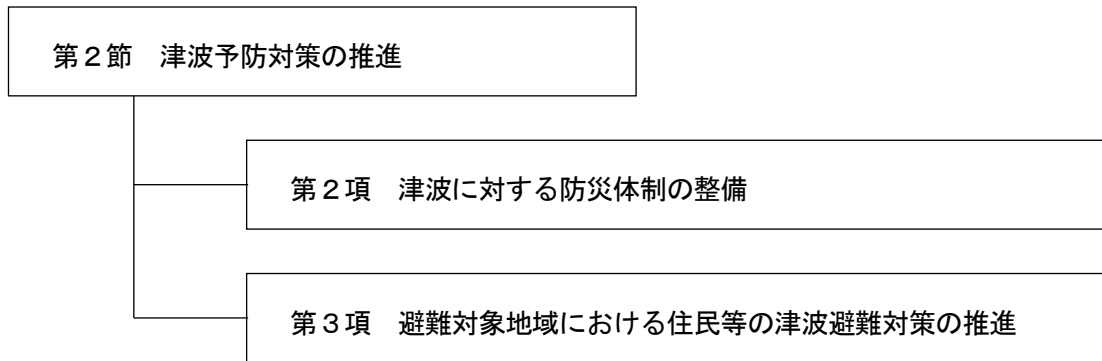
## 第2節 津波予防対策の推進

### 【主担当課等】

防災安全課、水産農林課、観光商工課、建設課

### 第1項 基本方針

南海トラフ巨大地震が発生した場合、短時間で三重県沿岸部へ津波が来襲することが想定されます。町は、県及び防災関係機関との連携により津波発生時又は発生のおそれがある場合の防災体制を整備するとともに、避難対象地域における住民等の津波避難対策を推進するため、住民等に対する津波に関する防災思想を普及します。



## 第2項 津波に対する防災体制の整備

### 1 情報伝達手段の確保

- (1) 防災行政無線、サイレン、緊急速報メール（エリアメール）等による多様な情報伝達手段の確保及び津波警報等の情報伝達体制の整備を図ります。
- (2) 町は、同報系防災行政無線等の既存の情報伝達システムと連動させることで、国から配信される緊急情報を住民等に対し瞬時に伝達することが可能となる全国瞬時警報システム(J-ALERT)のさらなる活用推進を図る等、津波警報等の緊急情報を迅速に伝達する体制の充実に努めます。
- (3) マリンレジャー客及び漁業者等に対する情報伝達は、町は漁業協同組合や観光協会と協力し、双方向エリアメール等による情報伝達体制の確立に努めます。

### 2 海岸・河川管理事業の推進

町は、県の協力を得て、津波による被害を軽減し、又は円滑な避難を確保するため必要な管理施設の整備事業を促進します。

### 3 海面監視体制の確立

強い地震（震度4以上の地震）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表されるまでに津波の襲来が予想されるので、気象庁の「津波の心配はありません」という通報があるまでは、安全な場所で海面を監視するものとします。

町は、平時からそのための監視システム整備及び体制を確立します。

## 第3項 避難対象地域における住民等の津波避難対策の推進

### 1 津波の浸水が予測される地域の周知徹底

町は、浸水が予測される地域を示した津波予測図（津波ハザードマップ）の配布やホームページ、広報紙等により、広く住民等に周知徹底します。

### 2 災害時行動計画の策定

町は、各地区における「災害時行動計画」の策定を促進し、避難対象地域における住民等の津波避難対策の推進を図ります。

また、住民等は、地震発生時の“揺れ”と“津波”から命を守るため、自助及び共助の備えと、地区ごとの「災害時行動計画」の実践により、地域の総合的な防災力の向上に取り組みます。

### 3 津波防災思想の普及

(1) 津波予測図（津波ハザードマップ）を活用し、住民等に対し、津波危険地域及び避難場所・避難経路等の周知を図ります。

(2) 住民等及び船舶所有者に対し、津波防災思想についての普及を図ります。

#### ア 住民・企業・事業者に対する内容

(ア) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難すること。※

(イ) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難すること※。

(ロ) 避難後、正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手すること。

(ハ) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。

(ニ) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近付かないこと。

#### イ 船舶に対する内容

(ア) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに船舶等から離れ、急いで高台等の安全な場所に退避すること。※

(イ) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに船舶等から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難すること※。

(ロ) 高台等に避難が難しい場合は、直ちに港外（水深が深く広い海域）に避難すること。※

(ハ) 正しい情報をラジオ、漁業無線などを通じて入手すること。

(ニ) 船舶に備蓄食料等を備蓄するよう普及すること。

(ホ) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで船舶や沿岸部に近付くなど、気をゆるめないこと。

※ 地震発生後、短時間で津波の来襲が予想されるため、直ちに安全な場所に避難します。

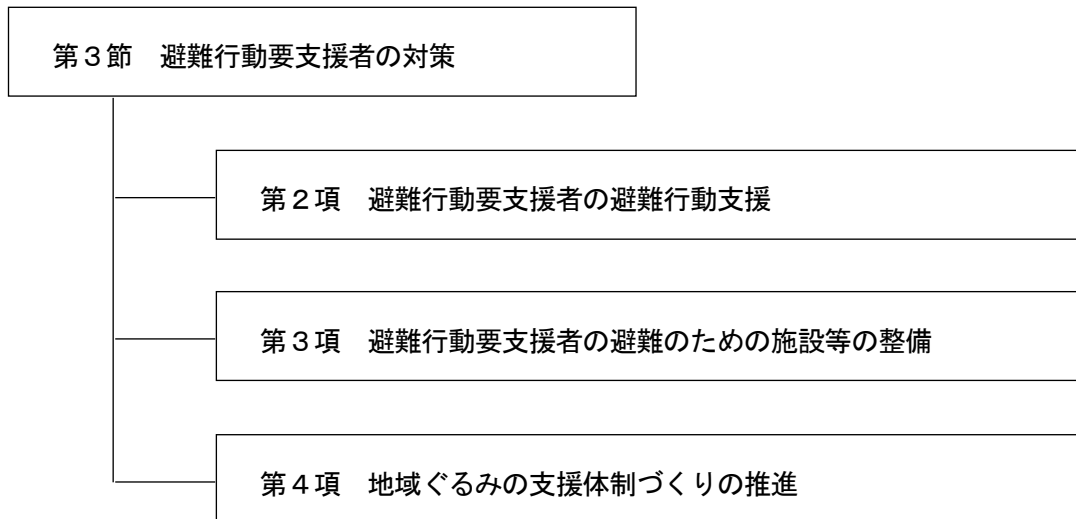
## 第3節 避難行動要支援者の対策

### 【主担当課等】

子育て・福祉課、(南伊勢町社会福祉協議会)、防災安全課、高齢者支援課

### 第1項 基本方針

災害対応能力の弱い避難行動要支援者は、災害の犠牲者になる可能性が高いため、町及び関係機関は、各区や自主防災組織に地域ごとの避難行動要支援者名簿の作成を促進するなど、地域と連携した避難行動要支援者に対する対策を進めるとともに、避難行動要支援者避難のための施設等の整備を進め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。



## 第2項 避難行動要支援者の避難行動支援

町は、社会福祉協議会、民生委員等と協力し、避難行動要支援者名簿の作成を促進するとともに、名簿情報の避難支援等関係者への提供等を進め、避難行動要支援者等の避難行動支援に努めます。

### 1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ア、要介護認定者（要介護3以上）
- イ、身体障害者手帳保持者（1級又は2級）
- ウ、療育手帳保持者
- エ、精神障害者保健福祉手帳保持者
- オ、特定疾患医療受給者証保持者
- カ、小児慢性特定疾患医療受診券保持者
- キ、妊婦及び乳幼児
- ク、75歳以上の者でのみ構成された世帯に属する者
- ケ、独居世帯の者
- コ、家族昼間留守世帯に属する者
- サ、日本語の理解が十分ではない外国人
- シ、その他、当該者及びその世帯の世帯主が名簿への記載を希望するもので町長が必要と定める者

(2) 要支援者本人に郵送や個別訪問などにより、名簿情報を避難支援等関係者（消防団、民生委員、自主防災組織等）に提供することについて説明し、意思確認を行い、同意をとった上で、名簿情報の避難支援等関係者への提供を行います。

(3) 名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項を掲載する。名簿情報の入手先は、介護保険システム、障害者福祉システム、三重県からの情報提供（災害対策基本法第49条の10第4項）、住民情報システムとする。

(4) 避難支援に必要な情報を年1回 毎年8月に更新します。

(5) 「南伊勢町見守り支援対象者名簿」を活用し、地域の実情に応じた名簿の作成を促進します。

## 2 避難行動要支援者名簿の管理

町は、避難行動要支援者名簿の適切な情報管理を図るための必要な措置を講じます。

- (1) 名簿の情報は当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供します。
- (2) 名簿は施錠可能な場所での保管の徹底や、情報の提供を受けた避難支援等関係者による守秘義務等の情報の保管に関する対策を徹底します。

## 3 避難行動要支援者の防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

- (1) 避難行動要支援者の防災知識の普及、啓発

町は、避難行動要支援者自身が自らの災害対応能力を高められるよう、避難行動要支援者への防災知識の普及、啓発を積極的に行います。

- (2) 避難行動要支援者の防災訓練への参加促進

町は、自主防災組織等の協力を得て、可能な範囲での避難行動要支援者の防災訓練への参加を促し、避難行動要支援者の避難行動力の向上に努めます。

## 第3項 避難行動要支援者の避難のための施設等の整備

### 1 緊急通報設備の導入と移動手段の確保

町は、避難行動要支援者自身の災害対応能力を考慮した緊急通報設備の導入を図るとともに、各地区の現状に合わせ、自主防災組織等が避難行動要支援者の避難等に用いる緊急車両の指定等による移動手段の確保を促進します。

### 2 福祉避難所の整備

町は、要配慮者等が安心して生活できる設備や人員等の体制を整備した福祉避難所をあらかじめ指定し、福祉避難所運営マニュアル等を策定しておくほか、その所在や、避難経路、利用対象者の範囲等を、避難行動要支援者を含む地域住民に周知します。

また、必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるような避難行動要支援者の支援体制の充実を図ります。

## 第4項 地域ぐるみの支援体制づくりの推進

町は、避難行動要支援者名簿等の作成により要配慮者世帯や障害者世帯等の把握に努め、災害発生時には近隣世帯からの迅速な協力が得られるよう、地域ぐるみで避難行動要支援者及び要配慮者の避難の確保を図るための情報伝達、救助等の体制づくりを区や自主防災組織等の協力を得て進めるものとします。

そういった際においても、個人情報の保護については、十分に配慮するものとします。

## 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進

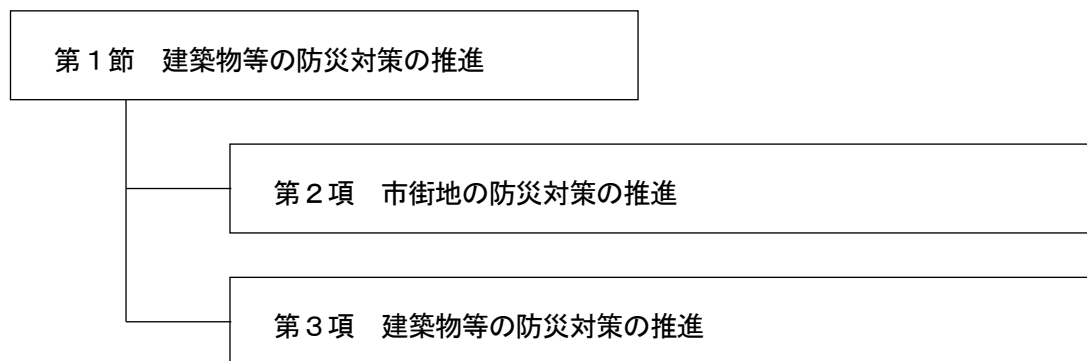
### 第1節 建築物等の防災対策の推進

#### 【主担当課等】

建設課、管財契約課、防災安全課

#### 第1項 基本方針

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震が発生しても災害時の被害を最小限に抑えるため、町民と行政が一体となって市街地・建築物等の防災対策を推進します



#### 第2項 市街地の防災対策の推進

##### 1 密集市街地にかかる地震防災対策

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するように努めます。

##### 2 防災空間と避難路の確保

###### (1) 防災空間の確保

町は、防災空間（安全な一時避難場所、防災活動のための空地等）を指定・確保し、防災空間として活用するために必要な環境整備を進めます。

特に、津波避難に備えるため、津波被害が及ばない高台等における避難場所の整備を推進します。

###### (2) 避難路の確保

密集市街地における狭あい道路で避難路として位置づけられるものについては、有効なものになるように地域住民の協力を得て、改善整備に努めます。

特に、津波避難に備えるため、避難場所等への速やかな避難を確保する避難路・避難階段等の整備を推進します。

###### (3) 孤立地区対策

災害時に孤立するおそれのある多くの地域が想定されるため、県及び防災関係機関との連携体制を確立し、避難路の確保や緊急輸送活動等の予防対策として、ヘリポートや道路の整備を進めます。

☞ 第3部第4章第8節「孤立地区対策」（3-67～70ページ）参照

### 3 津波避難施設の整備推進

#### (1) 津波避難ビルの指定

町は、避難が遅れた町民や救助活動に従事する者等が、津波から緊急かつ一時的に身の安全を確保することができるよう、浸水が予測される地域内の公共施設及び民間施設を対象に、当該施設の構造や階層等を考慮の上、津波避難ビルの指定を進めます。

また、津波避難ビルの屋上等を避難場所として有効に活用するため、屋上フェンスや外付階段の整備及び改修を推進します。

#### (2) 津波避難施設（津波避難タワー等）の整備

町は、津波浸水予想地域内において、津波からの避難に活用できる公共施設や民間施設が存在しない地域においては、平常時から有効に活用でき、かつ災害時には津波避難が可能となる施設（津波避難タワー等）を検討し、整備を推進します。

また、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避できるスペースを持つ高台や工作物に避難する場合、これらの土地や工作物に至る階段やスロープを検討し、整備を推進します。

#### (3) 津波避難施設の周知

津波避難施設を効果的に活用するため、町は、施設名、所在地、避難のため利用できる場所、避難入口、その他緊急かつ一時的な避難施設であること等、津波避難にかかる正しい行動等について、町広報紙を始め、ホームページ等さまざまな方法により町民等に周知します。

また、町は、指定した施設に対し、津波時の緊急避難場所としての表示を行うとともに、道路上への案内標識の設置などを進めます。

### 4 津波災害特別警戒区域等の指定

町は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」を積極的に活用し、地域活性化も含めた総合的な地域づくりの中で、津波災害特別警戒区域の指定により一定の社会福祉施設等の建築及びそのための開発行為について制限を行うことや、町条例により、住宅等の津波の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保できないおそれが大きいものに対して、一定の制限を行うことについて、地域の実情や将来像等を十分に勘案し、地域住民等の意向を十分に踏まえ検討します。

### 5 高台移転等を通じた津波避難対策の実施

津波避難対策緊急事業計画に基づき、高台移転等を通じた津波避難対策を実施します。

☞ 第2部第3章第5節「津波避難緊急事業計画の策定と実施」（2-28～29ページ）参照

### 6 応急仮設住宅の供給体制

#### (1) 応急仮設住宅の供給体制整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備します。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備します。

#### (2) 災害時相互応援協定の推進

津波等による広範囲及び大規模な災害により町内において必要な応急仮設住宅の確保が困難

〔南伊勢防〕

な場合を想定し、近隣市町との災害時相互応援協定の締結を進めます。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

### 第3項 建築物等の防災対策の推進

#### 1 建築物等の耐震化

町及び防災関係機関は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、住民の生命、身体及び財産を保護するため、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断及び必要に応じた耐震改修等、次の対策を推進します。

##### (1) 町立施設等

ア 町立施設については、耐震診断を行い、高台移転を含め計画的に建て替え・耐震補強等を実施します。

イ 消防機関又は消防施設については、高台移転を含め地震対策上必要な措置を講じます。

##### (2) 一般建築物

ア 病院、社会福祉施設、学校等多数の住民が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として耐震改修促進計画で指定された道路沿道の特定建築物については、町立施設と同様に、耐震性の確保（建築落下物の防止を含む）を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導します。

イ 建築物数で圧倒的な割合を占める住宅等小規模な建築物は、事前に対策を講ずることによって人命の確保・復旧費用の低減に大きく資することから、耐震診断及び耐震補強について支援を行い、耐震化を進めます。

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づき、知事が指定した特定建築物の所有者又は管理者に対し、その防災上の維持管理状況を報告させる制度があります。町は、県の協力を得てこの制度を活用し、建築物の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて当該建築物の所有者又は管理者に災害防止措置を促します。

##### (3) 大規模建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正（平成25年11月施行）により、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の建築物のうち大規模なものなどについて、耐震診断を行い報告することが義務付けられ、その結果が公表されます。

町及び防災関係機関は、改正に伴う耐震性にかかる表示制度の創設を踏まえ、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物については、その旨の表示を促進します。

##### (4) ブロック塀・石垣等対策

正しい施工のあり方、既存物の補強の必要性についての普及を図るため、施工関係者に対して講習会・研修会を実施するとともに、築造時には建築基準法による建築基準が遵守されるよう建築確認窓口等にて指導します。

また、倒壊の可能性が高い既存ブロック塀等の除去対策を促進します。

##### (5) その他工作物等対策

看板、広告物、自動販売機等のその他工作物の設置者に対して、落下及び転倒防止など、災害防止対策の普及と啓発に努めます。

##### (6) 老朽化した木造住宅・建築物

老朽化した木造住宅・建築物については、地震時の倒壊により道路が閉塞し消火・救助活動の支障となるおそれがあることから、除却・耐震改修等の促進に努めます。

## 2 詳細な津波・地震防災マップの作成・公表

町は、住宅やその他建築物の耐震化を進めるために、個々の居住地が認識可能となる程度に詳細な津波・地震防災マップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知し、耐震化の推進を図ります。

## 3 技術者の養成

既存建築物の耐震診断、耐震補強を推進するため、建築士及び町職員等に対して講習会への参加を支援するなど、技術者の養成を図ります。

## 4 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制

### (1) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成

余震による建築物の倒壊や落下物及び宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、県と町が連携して建築又は土木技術者を対象とした被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、技術者の養成に努めます。

また、町が被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整にあたり、判定実施準備等を行う被災建築物応急危険度判定コーディネーター又は判定調整員の養成を行います。

### (2) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備

町は、被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定を実施するにあたり、判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、行政庁間（国、県、町）で相互に緊密な連携をとるよう体制整備に努めます。

## 第2節 公共施設等の防災対策の推進

### 【主担当課等】

防災安全課、環境生活課、水産農林課、建設課、上下水道課

### 第1項 基本方針

道路、海岸、河川、港湾・漁港等の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、県及び防災関係機関と連携し、災害時に強い公共施設（耐震化、代替性、多重化等）としての整備を図ります。

## 第2節 公共施設等の防災対策の推進

### 第2項 公共施設等の防災対策の推進

## 第2項 公共施設等の防災対策の推進

### 1 道路

#### (1) 町道

町道については、危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから、災害防除事業に努めるほか、道路パトロール、維持修繕等により、交通の円滑化を図るものとし

〔南伊勢防〕

ます。

#### (2) 国道、県道等の広域幹線道路

国道、県道等の広域幹線道路は、国・県等に要望し、防災対策の推進を図ります。

#### (3) 緊急輸送の確保

町は、県及び関係機関と連携し、幹線的な道路と防災拠点と相互に連絡する道路、防災拠点を相互に連絡する道路等、優先度の高い箇所から順次改良を進め、橋梁についても耐震化及び老朽橋の架替を推進し、さらに緊急輸送を確保するため必要な整備を推進します。

## 2 海岸保全施設及び河川

### (1) 海岸保全施設

町は、南海トラフ巨大地震等の大規模地震を想定し、海岸保全施設等における耐震性の向上、津波や液状化対策等による安全性の確保について、施設管理者に要望し、海岸保全施設等の整備促進に努めます。

また、東日本大震災から得られた重要な知見として、交通インフラ（道路等）を活用した第二線堤を整備することにより、そこよりも内陸に津波の浸入をある程度抑制する機能が見られることから、必要に応じて整備を推進します。

### (2) 河川

町内の河川の状況を踏まえ、国、県の河川改修事業、災害復旧事業の導入を図り、かつ、上流部の荒廃発生源対策等を考慮しながら、総合的な河川対策の推進を河川管理者に要望し、河川堤防の被害を最小限にとどめる耐震性の向上に努めます。

## 3 緊急時の輸送地としての港湾・漁港の活用

陸上のアクセスが脆弱な地域や孤立地区への災害発生後の緊急輸送を確保するため、適切な港湾・漁港を防災拠点港に位置づけ、災害時に必要な港湾施設および漁港施設の改善・整備を推進し、海上輸送体制の確立を図ります。

## 4 町が管理する公共施設

利用者・入所者の生命、身体を守るための安全確保について万全の対策を行います。

### (1) 施設単位で防災組織を確立します。

### (2) 災害対策マニュアルを整備し、管理上の措置はおおむね次の事項を定めます。

ア 地震・津波等各種情報等の利用者等への伝達（施設が海岸近くにある場合や、強い、あるいは長くゆっくりとした地震を感じたときは、津波警報発表前でも利用者・入所者に情報を伝達します。）

イ 利用者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 火気点検者の選定及び出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 避難行動要支援者となりうる保育園児等の優先救出措置

ケ 社会福祉施設における重度障害者、高齢者等移動することが不可能、又は困難な者への安全の確保に必要な措置

(3) 町及び防災関係機関等との連絡網を確立します。

(4) 学校、社会福祉施設等の管理者は、町が行う避難場所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとします。

### 第3節 危険物施設等の防災対策の推進

【主担当課等】

防災安全課、(消防本部)

#### 第1項 基本方針

危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等施設（以下「危険物施設等」という。）の管理者、占有者又は所有者（以下「管理者等」という。）は、災害の予防についてその責務を十分認識するとともに、町及び防災関係機関と協力し、必要な防災対策を推進します。

### 第3節 危険物施設等の防災対策の推進

#### 第2項 危険物施設等を管理する事業者を対象とした対策

#### 第2項 危険物施設等を管理する事業者を対象とした対策

##### 1 危険物施設等の現況把握

町は、町内の石油類等の危険物、L P ガス、高圧ガス、毒物劇物の危険物施設等の現況について、把握します。

☞ 資料12-1 「危険物施設の状況」参照

☞ 資料12-2 「少量危険物、指定可燃物施設の状況」参照

##### 2 危険物施設等の安全指導

###### (1) 危険物施設等に対する指導

町は、消防本部等の関係機関に協力を依頼し、消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、必要な指導を行います。

###### (2) 危険物運搬車両に対する指導

町は、消防本部に協力を依頼し、危険物運搬車両の管理者等危険物を取り扱おうとする者に対し、基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行い、必要に応じて路上取締りによる運転者の直接指導を行います。

###### (3) 保安教育の実施

町は、消防本部に協力を依頼し、管理者等が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行います。

###### (4) 危険物施設等の耐震化・耐浪化

町は、消防本部に協力を依頼し、消防法に規定する危険物製造所等に対し、施設の耐震化・耐浪化の強化を促進します。

### 3 地震・津波発生時の危険物等の漏洩等に対する対策

町は、消防本部に協力を依頼し、危険物等の取扱い施設の管理者等に対し自主保安体制の強化と危険物等施設の耐震化を進め、津波に対する被害予測を踏まえた流出等の被害を最小限にとどめるための具体的対策を促します。

また、地震・津波発生時に毒性物質を含む危険物等の漏洩等により住民等に被害が生じないように、施設の特長や安全対策への取り組みを積極的に地域等に情報発信するなど、総合的な対策を行うよう促します。

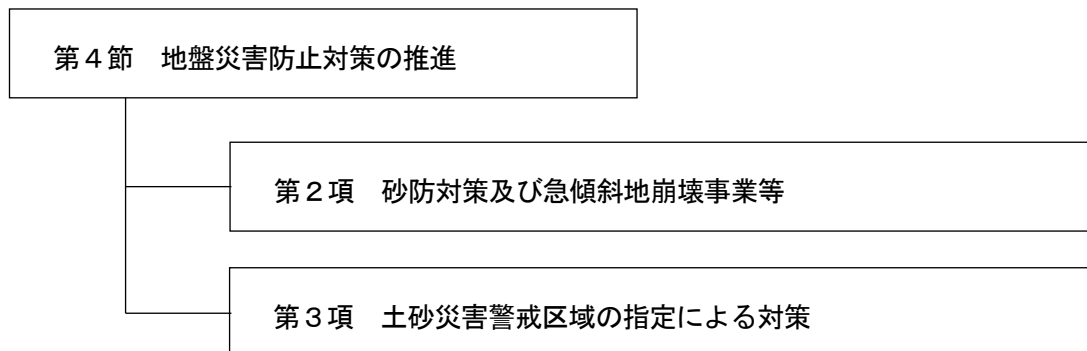
## 第4節 地盤災害防止対策の推進

### 【主担当課等】

建設課、管財契約課、防災安全課

### 第1項 基本方針

町は、県及び防災関係機関と協力し、地震の揺れに伴って発生が予測される各種地盤災害について、砂防事業等の崩壊危険地域の災害防災対策や宅地災害等防災対策等を推進します。



### 第2項 砂防対策及び急傾斜地崩壊事業等

#### 1 土砂災害危険箇所の把握及び住民への周知

町は、土砂災害から住民の生命、財産を保護するため、必要な事項について住民等に周知させるよう努めます。

- (1) 町は、県から危険箇所にかかる資料の提供を受けるとともに、県に協力して危険箇所の現況を調査の上、土砂災害（特別）警戒区域等の指定を促進し、当該現地に標識等を順次設置するよう努めます。
- (2) 町内における指定された砂防指定地等の区域及び指定区域外の危険な箇所については、当該危険箇所内の住民等に対して、災害の危険性について印刷物の配布その他の必要な対策を進め、周知徹底を図ります。また避難行動要支援者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるように土砂災害に関する情報及び警報の伝達方法を定めます。

#### 2 土砂災害危険箇所の災害防止対策

県及び関係機関の協力を得て、次の対策を実施します。

- (1) 土石流対策
  - ア 砂防指定を要する箇所の指定促進

イ 砂防堰堤の築造、溪流保全工の施工等、砂防事業の県への要請

ウ 開発等にかかる行為の制限等、指定地内の管理

## (2) 急傾斜地対策

危険箇所の指定促進を図るとともに、緊急度の高い箇所から防止工事を県へ要請します。

## 3 土砂災害危険箇所における警戒避難体制

土砂災害危険箇所ごとに、警戒避難体制の整備に向け、次の事項について具体的に定めます。

(1) 避難場所・避難所の設置

(2) 高齢者等避難、避難指示等の時期決定方法

(3) 気象情報、異常現象、避難指示等の情報の住民への周知方法

(4) 避難誘導責任者

(5) 避難所の位置、避難経路及び避難指示等の住民への周知

(6) 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の把握、住民への周知

(7) 土砂災害危険箇所等のパトロール

(8) その他必要事項

## 4 土砂災害情報相互通報システムの整備

災害が発生し、又はそのおそれがある場合、住民と行政とが土砂災害関連情報を交換することにより、警戒避難体制を強化し、住民の生命や身体の安全を早期に確保することが可能となる。このため、県及び町は、土砂災害情報相互通報システムの整備を行いました。なお、システムの整備・改修については、今後も継続して行うものとします。

## 5 宅地災害予防対策

(1) 宅地防災月間の設定

5月を宅地防災月間と定め、開発施工区域内を中心に巡視し、現地での指導を行います。また、広報活動を通じて住民への周知に努めます。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域にある危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努めます。

## 6 液状化対策

町は、県及び防災関係機関と協力し、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、盛土造成地の危険度評価や耐震改修工事を通じた宅地耐震化の促進、危険地区の建築物の移転促進による適切な土地利用の誘導等を進めます。

(1) 地盤データ等に基づく液状化危険度の検討

地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であり、県は、地盤の液状化危険度調査を実施し、その結果を「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」（平成25年3月）に取りまとめを行っています。なお、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地

震津波避難対策特別強化地域の指定など地盤の液状化による被害が懸念されることから最近の科学的知見の提示や基礎データの蓄積を踏まえ、さらに詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度の検討が予定されています。町は、これらの検討結果を踏まえ、必要な対策を推進します。

#### (2) 被害防止対策の実施

町は、土地の開発及び施設の設置にあたり地盤改良等による被害を防止する対策等を適切に実施するほか、開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図ります。

#### (3) 小規模建築物に対する啓発

町は、個人住宅等の小規模建築物についても、建築確認申請窓口等における住民等への啓発や、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努めます。

### 第3項 土砂災害警戒区域の指定による対策

土砂災害警戒区域に指定された区域については、本章第2項3「土砂災害危険箇所ごとの警戒避難体制」を定めるとともに、以下の対策を推進します。

#### 1 土砂災害警戒区域における対策

- (1) 土砂災害警戒区域を含む区や住民に対し、土砂災害ハザードマップを配布し、住民に対する土砂災害への危機管理意識の啓発を図ります。
- (2) 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した避難などの防災訓練を実施します。
- (3) 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視及び点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見を図ります。
- (4) 予報又は警報の発令を受けて、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムの整備を行います。

#### 2 土砂災害特別警戒区域における対策

知事は、以下の措置を講ずることとされています。

- (1) 住宅宅地分譲地、要配慮者関連施設建設のための開発行為に関する許可が必要です。
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制が行われます。
- (3) 著しい損壊が生ずる建築物の所有者に対する移転等の勧告がなされます。

#### 3 要配慮者利用施設の土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、土砂災害が発生するおそれがある場合に、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、要配慮者利用施設として指定します。また、施設管理者等が作成する避難確保計画の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行います。

### 第5節 津波避難緊急事業計画の策定と実施

**【主担当課等】**

防災安全課、建設課、管財契約課

## 第1項 基本方針

南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年11月29日公布、平成25年12月25日施行）による防災対策推進基本計画（平成25年度に内閣府における基本計画案の作成予定）に基づき、本町は南海トラフ地震防災対策推進地域（※注1）及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（※注2）に指定されました。

町は、本計画（平成26年度改訂の南伊勢地域防災計画）により、早急に津波避難緊急事業計画を作成するとともに、津波避難対策緊急事業を実施します。

### 第5節 津波避難緊急事業計画の策定と実施

#### 第2項 津波避難対策緊急事業の促進

※注1 推進地域は、①震度6弱以上の揺れが予想される②3メートル以上の津波のおそれがあり、この水位より高い海岸保全施設がない③過去の南海トラフ地震で大きな被害を受けた④防災体制の確保等の観点といった基準により指定されます。

※注2 特別強化地域は、①津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域②特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村③同一府県内の津波避難対策の一体性の確保（浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮）といった基準により指定されます。

## 第2項 津波避難対策緊急事業の促進

### 1 津波避難対策緊急事業計画の作成

南海トラフ地震対策特別措置法、災害対策基本法に基づき策定される南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）等を受けて、町は、津波避難対策緊急事業計画を作成します。

### 2 津波避難対策緊急事業計画

従来からの耐震化、防潮堤の整備等の地震防災対策に加えて、津波からの避難施設、高台までの避難経路等の整備、高台移転等を通じた津波避難対策の実施等、津波にかかる防災対策の早急な実施を図ります。

## 第4章 緊急輸送の確保

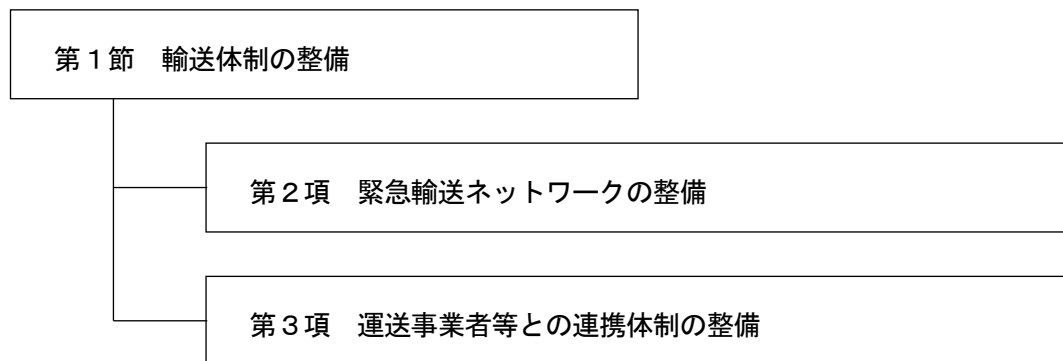
### 第1節 輸送体制の整備

#### 【主担当課等】

防災安全課、建設課、水産農林課

#### 第1項 基本方針

町は、大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる緊急輸送ネットワークについて、津波災害や広域支援を想定した対策を検討し、県、近隣市町との連携体制や民間の運送事業者等との連携・協力体制を整備します。



#### 第2項 緊急輸送ネットワークの整備

町は、緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を促進し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知を図ります。

##### 1 陸上輸送対策

###### (1) 緊急輸送道路の指定

町は、緊急輸送道路の指定については、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等を踏まえ、指定について見直します。

###### (2) 緊急輸送道路機能の確保

町及び道路管理者は、あらかじめ道路啓開等に関する計画を策定し、道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保を図るとともに、発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図ります。

##### 2 航空輸送対策

###### (1) 臨時ヘリポートの確保

臨時ヘリポート候補地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するなど臨時ヘリポートの確保に努めます。

###### (2) 孤立地区内及び周辺でのヘリコプター適地の選定

町は、地震・津波により道路の遮断等により輸送が困難となる地区への緊急輸送を確保するため、孤立地区内又は周辺でヘリコプター適地をあらかじめ選定し、整備します。

### 3 海上輸送対策

(1) 震災発生後の緊急輸送を確保するため、適切な港湾（吉津港）・漁港（奈屋浦漁港）を防災拠点港に位置づけ、必要な施設の改善を推進し、緊急時の輸送地として活用します。

☞ 第2部第3章第2節第2項3「緊急時の輸送地としての漁港の活用」（2-24ページ）参照

(2) 漁港の管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等支援体制の整備を図ります。

### 第3項 運送事業者等との連携体制の整備

#### 1 運送事業者との連携体制の整備

町は、あらかじめ三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定の締結を図るとともに、運送事業者等の物流施設及びノウハウを活用し、優先順位を含めた適切な緊急輸送の実施方針を協議するなど、連携体制を整備します。

#### 2 燃料供給体制の整備

町は、必要不可欠な石油等の燃料の供給拠点の整備や各地のガソリンスタンド等の耐震性を促進するとともに、非常用発電装置の設置を働きかけます。

また、各地域における二次避難所となる学校や医療施設、ライフライン等の重要施設への供給体制を石油事業者団体等と協議するなど、緊急時の供給体制を整備します。

## 第5章 防災体制の整備・強化

### 第1節 災害対策機能の整備及び確保

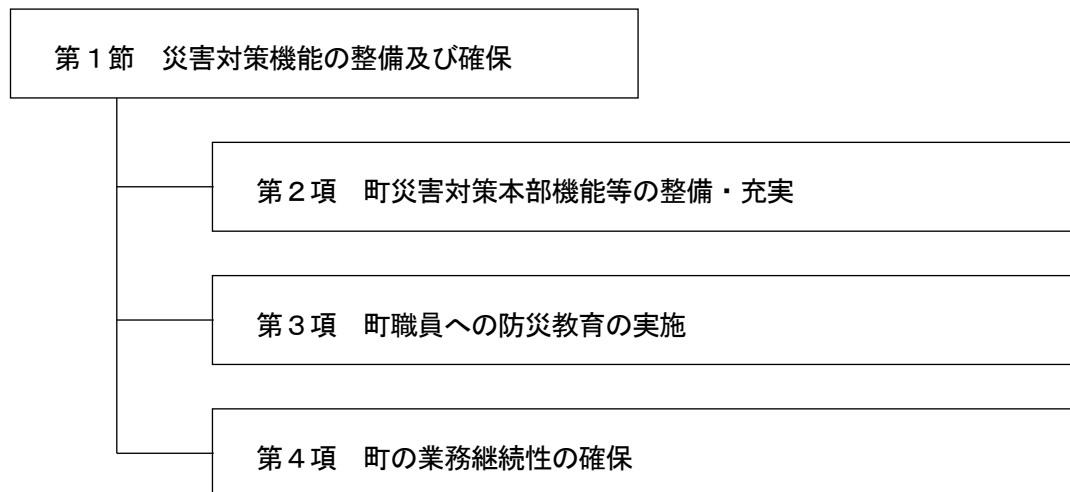
#### 【主担当課等】

防災安全課、総務課、管財契約課

#### 第1項 基本方針

東日本大震災で庁舎や首長・職員が被災し、行政機能が著しく低下した事例が多くあったことを踏まえ、町は、津波による浸水が予測されている現庁舎の災害対策機能を高台への移転等による代替拠点機能の確保を図るほか、災害時における職員等の対応力や災害応急対策の実施上重要な施設の措置についての対策を進めます。

また、町の業務継続性の確保として業務継続計画（BCP）の策定を進めます。



#### 第2項 町災害対策本部機能等の整備・充実

南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合は、津波での浸水により庁舎の災害対策機能の喪失が想定されるため、町は、庁舎の高台への移転等により、町災害対策本部機能等の整備・充実を進めます。

##### 1 町災害対策本部施設の整備

- (1) 町は、津波による浸水が予測されている現庁舎の高台への移転等による検討及び代替拠点機能を確保します。
- (2) 町災害対策本部設備の整備

町は、発災時、迅速に町災害対策本部を設置できるよう、設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保などの対策を進めます。

##### 2 物資・機材の備蓄

- (1) 町災害対策本部

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、町災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努めます。

## (2) 地区本部及び各区現地災害対策支部

町災害対策本部以外も、地区本部及び実際の災害発生現場に近い施設を現地災害対策支部として活用するなど、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制の整備を推進します。

## 3 職員参集体制の整備

災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、災害対策要員への非常呼び出しシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進します。

## 4 津波発生時の対策

勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保等の対策を検討し、職員災害行動マニュアルへの反映等による対策を進めます。

## 第3項 町職員への防災教育の実施

### 1 町職員への防災教育の実施

町職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、町は、職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の職員災害行動マニュアルの周知徹底を図るとともに、防災知識の向上と防災関連資格の取得等より、地域における防災リーダーとして活動に努めるものとし、

- (1) 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 職員が各家庭において実施すべき地震・津波対策

### 2 町職員の防災対策の推進

町職員は、町民に求める自助の取り組みを率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定など、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに町の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底します。

## 第4項 町の業務継続性の確保

### 1 災害応急対策の実施上重要な施設の対策

町災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎並びに災害応急対策の実施上重要な施設等の管理

[南伊勢防]

者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の向上を図り、出火防止、初期消火、避難等災害時における的確な行動力を養い、防災体制の整備を図るものとします。

また、非常用電源、通信手段、必要な資機材及び緊急車両等を確保します。

## 2 業務継続性の確保

町は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要な人員や資機材等を明らかにした業務継続計画（BCP）に基づき、業務継続性を確保します。

## 第2節 消防・救助体制の強化

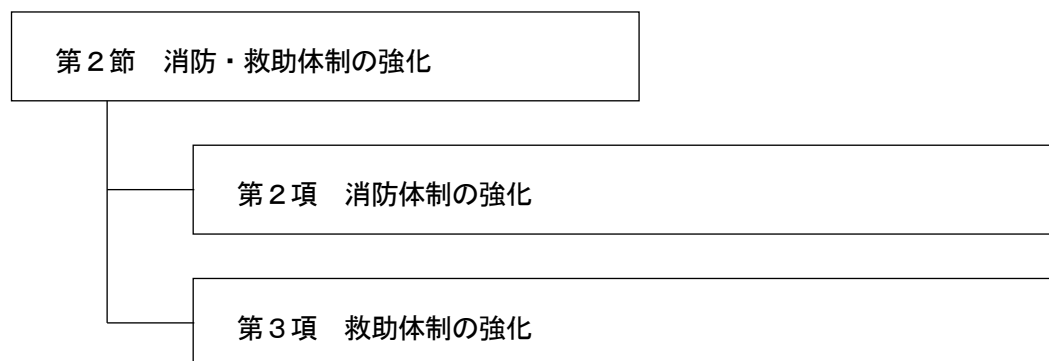
【主担当課等】

防災安全課、(消防本部)

### 第1項 基本方針

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、拡大による大規模火災となるおそれが高いため、町及び防災関係機関は、各種火災の発生を未然に防止し、初期消火、火災の拡大防止のための火災予防対策を推進し、その実施を図ります。

また、沿岸部では津波災害により膨大な数の死者・行方不明者や負傷者が発生することが予想され、救急・救助対策の強化を図ります。



### 第2項 消防体制の強化

#### 1 火災予防の推進

##### (1) 火災予防運動の実施

県と一体となり、関係機関及び各種団体の協力のもと、春秋2回の火災予防運動を実施します。

##### (2) 火災予防に関する規制の普及徹底

町は、消防機関と連携し、住民に対し火災予防に関する規制の普及徹底を図ります。

また、改正消防法が公布され、平成18年6月から随時すべての住宅に火災報知器の設置が義務付けられたため、所有者等に対する周知、指導等の徹底を図ります。

##### (3) 初期消火体制の整備・強化

##### ア 一般家庭に対する出火防止の指導

町は、一般家庭内における出火を防止するため、消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努めます。

## イ 住民、企業・事業所の初期消火体制の整備

町は、区・事業所等の単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努めます。

## ウ 事業所に対する出火防止の指導

町は、消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底について指導します。

## (4) 町施設の火災予防対策

## ア 特定防火対象物

町の施設で特定防火対象物及び防火対象物には、防火管理者を置くことを徹底します。また、消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用等の管理について徹底します。

## イ 危険物施設

町の施設で消防法に規制を受ける危険物の取扱い作業従事者の資質向上を図るため、保安講習を受講させるとともに、施設の管理者は、職員に対する保安教育を徹底します。

## ウ 小中学校・園施設

毎年、消防用設備保守管理業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行います。

また、国の文教施設整備計画等に基づき、建築物を逐次不燃化構造への改築を図ります。

## (5) 文化財の災害防止対策

文化財の所有者及び管理者、管理団体に対し、保存管理に万全を期するよう指導、助言します。

## (6) トンネル火災予防対策

町は、県及び防災関係機関と連携し、トンネル火災に対して、連絡通報の確立、トンネル内の消防設備の強化、人命救助の方法、他の車両の避難誘導及び防火訓練の実施等について計画の策定を図ります。

## 2 消防力の強化

## (1) 消防組織の整備充実

町及び消防本部は、消防組織の充実強化を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、消防団員の高齢化に対応するため青年や女性層の積極的な参加を求め、人員確保に努め、育成教育、装備の充実を推進し、消防団の活性化を図ります。

☞ 資料7-1 「南伊勢町消防団の体制」参照

## (2) 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防自動車、消防用機械器具、消防水利及び火災通報装置等の充実を図ります。

また、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に有効な消防用施設の整備を推進します。

## (3) 水利の多元化の推進

地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進します

## (4) 消防団の教育訓練の充実

消防団員の資質と能力の向上を図るため、各種訓練及び研修を計画的に実施します。

## (5) 消防施設の高台移転

[南伊勢防]

町は、津波浸水区域にある消防施設の高台移転を推進します。

### 第3項 救助体制の強化

#### 1 救急・救助体制の強化

- (1) 町及び消防本部は、住民等に応急手当の普及啓発を図るとともに、消防団及び町職員の救急・救助訓練を実施して、救急・救助体制の強化を図ります。
- (2) 町及び消防本部は、救助の実施にあたって、救助を求める者の存在が確認しやすいように、「サイレントタイム」を設けるなどのルールを確立し、住民等への周知に努めます。
- (3) 消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、より高度な救助資機材等の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めます。
- (4) 町は、建設機械を保有する民間事業者を含め、救助・救命のための要員の確保・育成や必要資機材の配備等の体制の充実を図ります。

#### 2 大規模な津波に備えた救急・救助体制の強化

町は、近隣市町との相互応援協定の締結促進、緊急消防援助隊の充実等の広域的な応援体制を充実します。

また、救助・救命能力の向上を図るため、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、DMAT（災害派遣医療チーム）等との連絡体制を強め、近隣市町と共同訓練を実施するなど、より一層の対処能力の向上を図ります。

### 第3節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

【主担当課等】

防災安全課、水産農林課

#### 第1項 基本方針

町は、どの時間帯に地震が発生しても、町災害対策本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制整備を進めるとともに、住民等が津波から迅速に避難できるよう、津波警報等の多様な伝達手段の確保に努めます。

また、孤立可能性のある地区の情報収集・伝達体制の整備を進めます。

### 第3節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

#### 第2項 情報収集・伝達体制の整備

#### 第2項 情報収集・伝達体制の整備

##### 1 情報収集・伝達体制の整備

町は、迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備と運用の充実を図ります。

- (1) 県の防災情報システムを活用

〔南伊勢防〕

県等の防災情報システムを活用し、情報の共有と住民等への伝達体制を整備します。

## (2) 避難行動要支援者や孤立地区に配慮した多様な手段の整備

地域防災力向上支援事業（H23年度～）等を活用し、外部との連絡を行う「衛星携帯電話」と当該携帯電話のバッテリーを充電する「非常用発電機等」の設置を進めるなど、避難行動要支援者・要配慮者や孤立地区の被害者、帰宅困難者等に配慮した多様な手段の整備を進めます。

また、太陽光発電、風力発電等の地区内で供給可能な電源の確保についても検討し、整備を図ります。

## (3) 防災行政無線の充実整備等

町防災行政無線（戸別受信機を含む。）保守点検及び操作の徹底、設備等の計画性を持った更新等適切な管理に努めます。

## (4) 被災者安否情報提供窓口の設置

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制の検討と推進を図ります。

## (5) 新たな情報収集・情報伝達の整備

避難に関する情報を、対象となる全ての人に迅速かつ的確に提供する手段のあり方について検討します。

## 2 沿岸部における情報収集・伝達体制の整備

町と防災関係機関は、沿岸部漁業従事者の情報収集・伝達体制を整備するとともに、海岸付近の観光客等への情報伝達体制を確立するよう努めます。

## 3 通信等の情報インフラの機能の確保

通信等の情報インフラの機能を確保することは、ライフラインと同様に、応急対策活動を効果的に進める上で重要であることから、町は、県、防災関係機関及び電気通信事業者と連携し、情報通信ネットワークの多重化や衛星の活用を図るとともに、非常用発電設備の整備等を促進します。

また、個人、企業等保有する独自の通信ネットワーク、アマチュア無線、インターネットの活用にも努めるとともに、携帯電話の packet 通信、地上デジタル放送、ワンセグの活用や、衛星携帯電話の普及等により地震時の情報の共有化を進めます。

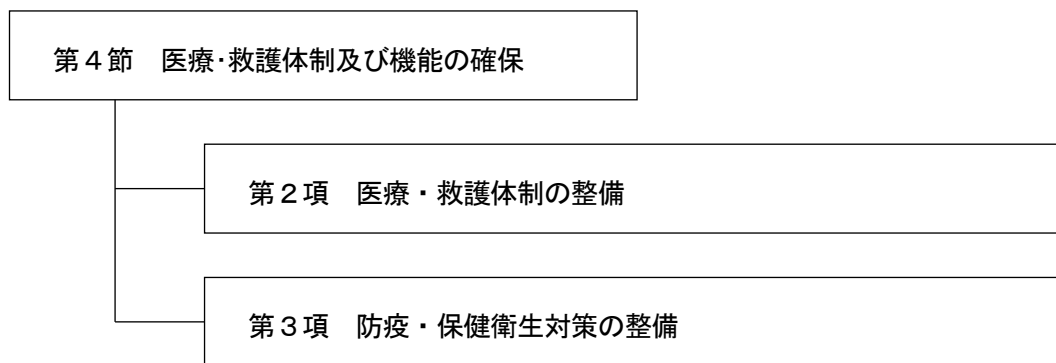
## 第4節 医療・救護体制及び機能の確保

### 【主担当課等】

子育て・福祉課、税務住民課、環境生活課、町立南伊勢病院

### 第1項 基本方針

南海トラフ巨大地震発生時の医療救護需要は、大量かつ、広域的に発生が予測され、即応体制が要求されることとなるため、応急医療体制の整備が極めて重要となります。町は、医療機関、医療関係団体、消防本部、警察、保健所等と連携し、初期医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保及び広域的救護活動の調整を円滑に提供する体制整備を進めます。



## 第2項 医療・救護体制の整備

### 1 災害医療ネットワークの整備

町は、医療機関、医療関係団体、消防本部、警察、保健所等と連携した地域災害医療対策会議において、大規模災害に対応できる災害医療ネットワークづくりを進めます。

### 2 救護体制の整備

#### (1) 救護所設置候補地の事前指定

町は、旧宿田曾園、南勢中学校、分散庁舎、南島中学校、おひさま保育園を救護所設置候補地として、選定・指定し、住民等への周知を図ります。

また、町内の医療機関（資料8-1）の活用についても検討します。

☞ 資料8-1 「町内の医療機関」参照

#### (2) 医療救護班の編成・派遣

町は、町立南伊勢病院及び伊勢地区医師会等と協議し、医療救護班の編成・派遣について計画を定めます。

#### (3) 自主救護体制の確立

町は、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班の活動支援などの自主救護体制を確立します。

#### (4) 救命講習への参加

町職員及び住民等は、消防署等が開催する救命講習に積極的に参加し、応急手当に関する知識・技術の習得に努めます。

### 3 広域医療体制等の整備

#### (1) 広域的な連絡体制の強化

町は、災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、平素から近隣及び広域の医療機関との連絡体制を強化します。

なお、本町周辺の救急告示医療機関は、資料8-2のとおりです。

☞ 資料8-2 「近隣の主な医療機関」参照

#### (2) 救急搬送体制

町は、重傷者や、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等の災害医療情報をEMIS（広域災害救急医療情報システム）による共有化を図り、災害時の救急搬送について消防機関等との連携を進めます。

#### 4 医薬品等の確保

災害時における医薬品等確保について、町内の薬局等と必要に応じて協議し、協力体制を確立します。

#### 5 医療機能の確保

##### (1) 町立南伊勢病院等の医療機能の確保

町は、町立南伊勢病院等の医療施設の高台移転等による防災対策を計画的に促進します。

ア 停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備を促進します。

イ 衛星電話の設置、井戸水設備、ヘリポートの整備等を促進します。

ウ 医薬品及び飲料水・食料・燃料の備蓄を促進します。

エ 水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取り組みを進めます。

##### (2) 医師会等との協議

町は、災害時の体制について医師会等と十分協議しておくほか、平常時から救護班の編成など災害時の対応について、町内の医師等との協議を進めます。

##### (3) 空からのアプローチによる医療機能の確保

町は、道路の閉鎖等による陸上からの救急医療搬送を補完するため、ヘリポート等を用いた空からのアプローチによる搬送を検討します。

##### (4) 海からのアプローチによる医療機能の確保

町は、道路の閉鎖等による陸上からの救急医療搬送を補完するため、漁港等を用いた海からのアプローチによる搬送を検討します。

#### 6 住民等への災害時医療・救護体制等の周知

町は、災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図ります。

また、慢性疾患患者等に対し、必要な薬等については、数日分を確保しておくよう促します。

### 第3項 防疫・保健衛生対策の整備

#### 1 薬剤及び器具の備蓄

町は、医療機関、薬局、医療関係団体、保健所等と連携し、平常時から被災地域の衛生環境維持に必要な薬剤及び器具の備蓄を促進します。

また、町においても常時備蓄に努めるものとします

#### 2 調達体制の整備

町は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などについて、緊急時には速やかに調達できるように、調達可能業者とあらかじめ協定を結んでおくなど調達体制を整備します。

### 第5節 応援・受援体制の整備

【主担当課等】

総務課、防災安全課

#### 第1項 基本方針

町は、大規模災害時等に迅速に応急対応を行えるよう、他市町や防災関係機関並びに各種事業者(民

[南伊勢防]

間企業)、団体と応援協定の締結を促進し、広域的な協力体制を整備するとともに、応援が円滑に受けられるよう、受援体制の整備を図ります。

## 第5節 応援・受援体制の整備

### 第2項 応援・受援体制の整備

#### 第2項 応援・受援体制の整備

##### 1 災害時の相互応援協定等の推進

町は、大規模災害時等に迅速に応急対応を行えるよう、県内外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県内外市町村との応援・受援体制の整備を図ります。

また、各種事業者（民間企業）、団体等と協定締結を推進します。

なお、町が締結している協定等は資料4-6のとおりです。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

##### 2 応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、また、「三重県市町受援計画策定手引書」を参考に、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力を努めます。

なお、県外との応援・受援についても同様とします。

##### 3 防災関係機関の受援体制の整備

町は、国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討し、実施します。

#### 第6節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

##### 【主担当課等】

防災安全課、環境生活課、子育て・福祉課、水産農林課、建設課、上下水道課

##### 第1項 基本方針

町は、災害の予防及び応急対策に必要な資機材を有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるようにするため、計画的に整備するとともにこれら資機材を定期的に点検します。

また町は、地域や家庭・事業所等における飲料水、食料及び生活必需品等の個人備蓄を広報するとともに、避難所や孤立地区における災害時用物資等の備蓄の促進を図ります。

## 第6節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

## 第2項 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

## 第2項 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

## 1 町備蓄資材・機材等の整備

町は、公的備蓄が必要な物資等については、必要な物資等の種類及び数量を把握し、計画的に備蓄します。

## (1) 保管・管理体制

## ア 点検責任者と点検時期

備蓄資機材	点検責任者	点検時期
水防資機材	防災安全課長 建設課長	4月、7月、10月、1月の各上旬
主食	防災安全課長	
防災行政無線及び自家発電装置	防災安全課長	
災害応急対策等に必要な土木資材	建設課長 水産農林課長	
災害応急対策等に必要な給水用資材	上下水道課長	
救助法による医療、生活必需品	子育て・福祉課長	
救急用医薬品	子育て・福祉課長	
防疫用器材	環境生活課長 子育て・福祉課長	
給水用機材	上下水道課長	
林野火災対策用資機材	防災安全課長	

## イ 点検計画

責任者は、それぞれ点検計画を作成し、定期的に点検を実施するとともに、必要に応じて随時点検を行い、地震発生時にその機能を十分発揮できるよう整備充実に努めます。

## (2) 備蓄資機材現況報告

点検責任者は、点検の都度資機材の現況を翌月10日までに防災安全課長に報告します。

## 2 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備

町は、防災関係機関、区（自主防災組織等）の協力を得て、防災用資機材、飲食料・医薬品等が

災害時に有効に利用できるよう、平常時から資機材等の備蓄状況に関する情報の整理・更新を適切に実施するなど、災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備を図ります。

### 3 避難所、孤立地区における災害時用物資等の備蓄

- (1) 町は、区（自主防災組織等）の協力を得て、避難所等における災害時用物資（食料等を含む）の備蓄を推進します。
- (2) 町は、災害時の孤立が想定される地域において、住民等に災害時用物資等（食料等を含む）の個人備蓄を働きかけます。

### 4 災害時に活用する物資拠点施設の建築推進

町は、災害時に防災関係機関から提供される災害用物資等や災害時に必要な食料や生活必需品を効率よく仕分けし搬送等する施設として、災害時に活用する物資拠点施設（伊勢路地内）及び燃料補給施設の建設を推進します。

### 5 緊急支援物資の確保

- (1) 災害対策物資等の調達等にかかる協力関係の整備

町は、災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との災害対策物資等の供給協定の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を整備して災害時の物資等調達態勢を強化します。

また、平時から必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等との連絡体制を整備するとともに、災害時の複数の物資等調達ルートを検討や、町が実施する防災訓練等への参加を促します。

- (2) 緊急支援物資が到着するまでの対策

町は、集団避難の完了あるいは道路の復旧などにより孤立状態が解消するまでの間に必要となる飲料水・食料・生活物資等を確保する体制整備に努めます。

また、地区住民等は食料品等を相互に融通しあい、救援物資が到着するまでの間、炊き出し等を行い、できる限り地区内で自活することを考慮した対策を促進します。

## 第7節 ライフラインにかかる防災対策の推進

### 【主担当課等】

防災安全課、環境生活課、水産農林課、建設課、上下水道課

### 第1項 基本方針

電気、上下水道等の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、県及び防災関係機関と連携し、災害時に強い公共施設（耐震化、代替性、多重化等）としての整備を図ります。

## 第7節 ライフラインにかかる防災対策の推進

### 第2項 ライフラインの防災対策の推進

## 第2項 ライフラインの防災対策の推進

### 1 上水道

地震による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の耐震性の強化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止します。

#### (1) 耐震性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行います。

#### (2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理用図書の保管、整備を図ります。

#### (3) 応急給水・復旧のための体制整備

町は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、給水用資機材及び応急復旧用資機材及び人員の配備等の応急給水体制を確立しておくものとします。

#### (4) 非常時の協力体制

ア 関係職員は、「三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21締結）」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書（H7.12.1締結）」等に基づき、その内容について習熟に努め、資機材等に関する情報共有を行います。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

イ 施設の点検・応急復旧のための要員を確保するため、県及び近隣の市町との協力応援体制を確立します。

#### (5) 津波浸水対策の実施

県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討します。

### 2 下水道

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の対策を実施します。

#### (1) 耐震性の強化

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するように努めるとともに、自家発電装置など災害に強い下水道の整備を図ります。

#### (2) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な応急復旧活動を行うため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を整備・保存（保管）します。

#### (3) 下水排除の制限

町は、平素から、下水処理施設又は管渠の損壊等により処理不能となった場合の下水排除制限の実施体制について検討します。

#### (4) 下水の仮排水及びし尿の応急処理体制の整備

町は、管渠の損壊等による下水の滞留に備えポンプ・高圧洗浄機等の確保及び仮設トイレの設置について体制を整えます。

(5) 非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県及び他の市町との協力応援体制を整備します。

(6) 浸水対策の実施

県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討します。

3 ライフライン関係機関との連絡体制の確立

電力・ガス・電話等のライフライン関係機関との連絡体制を整備し、相互の連絡窓口、連絡方法等の連絡体制を確立します。

また、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、連携体制を協議し、長期停電等への対策を講じます。

第8節 防災訓練の実施

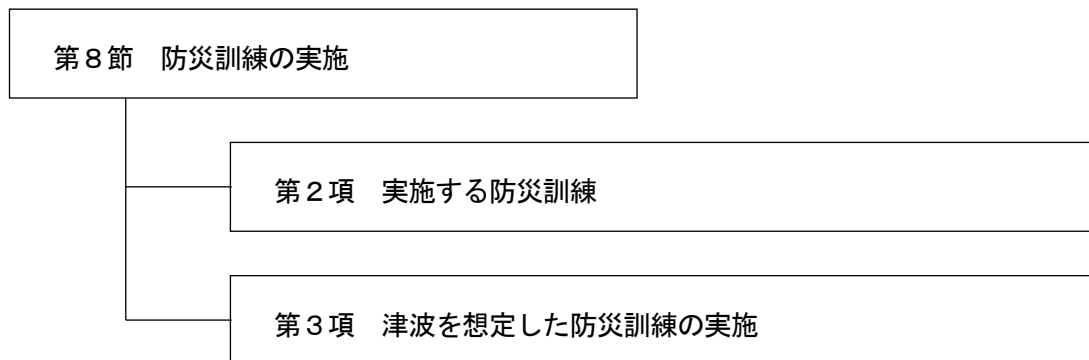
【主担当課等】

防災安全課

第1項 基本方針

災害に備え、町は、少なくとも年1回以上防災訓練を実施し、町と防災関係機関との連携を深めるとともに、地域住民等の防災思想の普及を図ります。

また、津波による被害を最小限に抑えるため、迅速かつ的確な避難行動等が行えるよう自主防災組織等の関係機関を含めた津波を想定した防災訓練の実施を推進します。



第2項 実施する防災訓練

1 多様な防災訓練の実施

町の各地域の特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証します。訓練を実施するにあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の訓練への参画に努めるとともにこれら参加者に十分配慮します。

(1) 訓練の種類

ア 基礎訓練

(ア) 通信連絡訓練

(イ) 非常招集訓練

- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救助訓練
- (オ) 水防訓練
- (カ) 消防訓練
- (キ) その他必要な訓練

#### イ 総合防災訓練

アの基礎訓練を組み合わせ、各機関が連携して同一規定のもとに、有機的、総合的な訓練を実施し、防災体制の強化に努めます。

### (2) 訓練の方法

#### ア 図上訓練

図上訓練は、地図等を使用して災害時における各機関の防災体制等を検証するため演習を行うもので、その訓練実施項目はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 災害応急対策に従事し又は協力する者の動員及び配置計画
- (イ) 災害応急対策用資機材及び救助物資等の調達並びに緊急輸送対策
- (ウ) 住民の避難対策

#### イ 実地訓練

災害想定に即応した応急対策が円滑的確に発揮できるよう、防災技術の錬磨を図るためのものであり、訓練課題には次のものが考えられます。

- (ア) 注意報、警報等の伝達通信訓練（非常通信訓練）
- (イ) 災害防御訓練
  - a 消防訓練
  - b 水防訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救急救助訓練
- (オ) 災害応急復旧訓練
  - a 道路の交通確保訓練
  - b 復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練
  - c 堤防の応急修復訓練
  - d 電力、通信及び水道等ライフラインの応急修復訓練
- (カ) 防疫及び清掃等の訓練
- (キ) 災害広報の訓練
- (ク) その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練

## 2 防災関係機関との連携

- (1) 町が主催する防災訓練に消防本部、警察署等関係機関の参加・協力を得ます。
- (2) 町は、関係機関が実施する広域的な防災訓練に積極的に参加します。

## 3 地域住民等の防災訓練への参加

- (1) 毎年、全住民を対象とした防災訓練を町、各区、各自主防災組織の主催により実施します。
- (2) 町が行う防災訓練に参加した住民に負傷者等が発生した場合の救済措置として、防火防災訓練災害補償等共済制度に加入しておくものとします。

#### 4 防災訓練の検証

訓練終了後、検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を行います。

### 第3項 津波を想定した防災訓練の実施

#### 1 津波避難訓練の促進と定着

(1) 津波による被害を防止するため、一人ひとりが津波の危険性や対処方法などの基礎知識を持ち、「より早く」「より高く」を原則とする避難行動をとることが重要であり、住民等は、地区ごとの「災害時行動計画」による津波避難訓練の実践に努めます。

☞ 第2部第2章第2節第3項2「災害時行動計画の策定」(2-16ページ) 参照

(2) 津波からの避難については、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動がそれぞれに定着することが重要です。訓練では、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込み、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行います

(3) 町は、迅速かつ的確な避難行動等が行えるよう自主防災組織、企業・事業所等における津波避難訓練の実施を促進します。

#### 2 津波防災訓練の実施

(1) 津波対策の推進に関する法律(平成23年法律第77号)では、11月5日を「津波防災の日」としており、その主旨にふさわしい行事の実施が求められます。

町は、県・防災関係機関と協力して、町内の住民及び企業・事業所と連携した津波防災訓練の実施により、被害の最小化を目指した津波防災体制の確立を図ります。また、訓練では情報伝達訓練や海岸保全施設閉鎖訓練等を行い、その結果を検証して関係者の意識と技術の向上を図ります。

(2) 町は、津波防災訓練の実施に併せて住民等への津波対策の周知徹底に努めます。

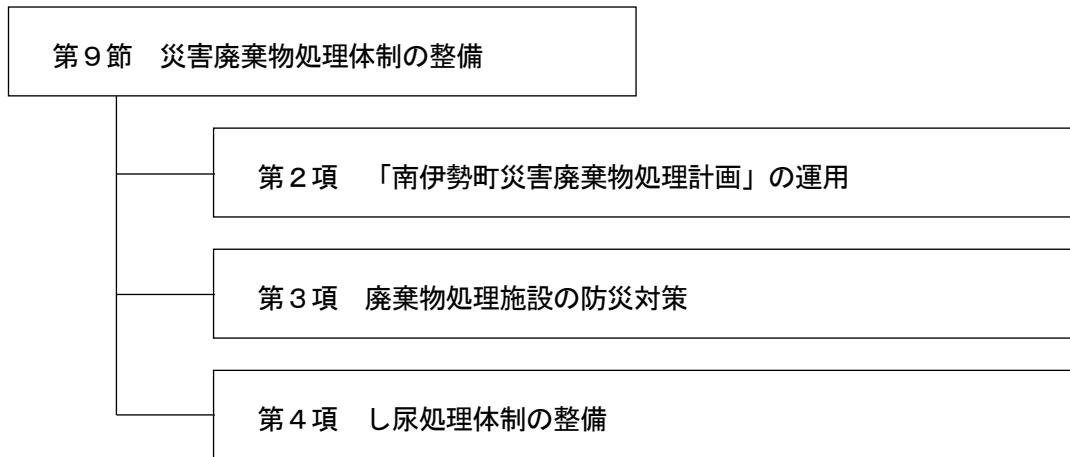
### 第9節 災害廃棄物処理体制の整備

#### 【主担当課等】

環境生活課、クリーンセンター、上下水道課、防災安全課

#### 第1項 基本方針

南海トラフ巨大地震発生時には、被災地において廃棄物等(倒壊家屋等のがれき等)が大量に発生することが想定されます。町は、地震・津波等による広域的な大規模災害を想定した「南伊勢町災害廃棄物処理計画」により、ゴミ及びし尿の処理体制を整備します。



## 第2項 「南伊勢町災害廃棄物処理計画」の運用

### 1 南伊勢町災害廃棄物処理計画の運用

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、町は、地震・津波等による広域的大規模災害を想定した「南伊勢町災害廃棄物処理計画」を策定します。

なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置き場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記します。

### 2 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく体制整備

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための相互の応援活動について、県と町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき県内9ブロックに分けられたブロック長を通して県と必要な調整を行います。また、町は、広域的な協力体制の整備に努めます。

## 第3項 廃棄物処理施設の防災対策

### 1 廃棄物処理施設の耐震化と管理体制の整備

- (1) 町は、廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備、断水時の対策等を行います。
- (2) 災害に備えて、必要な資機材の備蓄を確保します。
- (3) 被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定めます。

### 2 応援体制の整備

- (1) 町は、震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県からの応援体制の整備を推進します。
- (2) 民間の廃棄物処理業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を推進します。
- (3) 平常時から、災害ボランティアとの協力体制の整備に努めます。

### 3 仮置き場候補地の選定

- (1) 町は、「南伊勢町災害廃棄物処理計画」により選定した仮置き場以外にも利用可能な空地进行リスト化し、随時、情報を更新すること等により、仮置き場の候補となる場所、必要な箇所数を検討

[南伊勢防]

しておきます。

- (2) 町は、災害廃棄物等を被災地域外に運搬・処理する場合も想定し、道路及び港湾・漁港等を活用した海上輸送体制を検討しておきます。

#### 4 環境保護面についての配慮

町は、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体と協力し、災害廃棄物等の分別、中間処理、最終処分について検討を行い、リサイクル対策やアスベストの飛散防止、ダイオキシンの発生防止等の環境保護面についての検討と対策に努めます。

### 第4項 し尿処理体制の整備

#### 1 し尿処理計画の策定

- (1) 町は、被害想定を基に状況に応じたし尿処理量を推定し、対策を検討します。
- (2) 被害状況に応じて、便槽等が使用不能になった地域に対し、し尿処理業者の協力を得ながら、応急的に部分汲み取りを実施する指針及び作業計画を策定します。

#### 2 仮設トイレ等の配備対策の推進

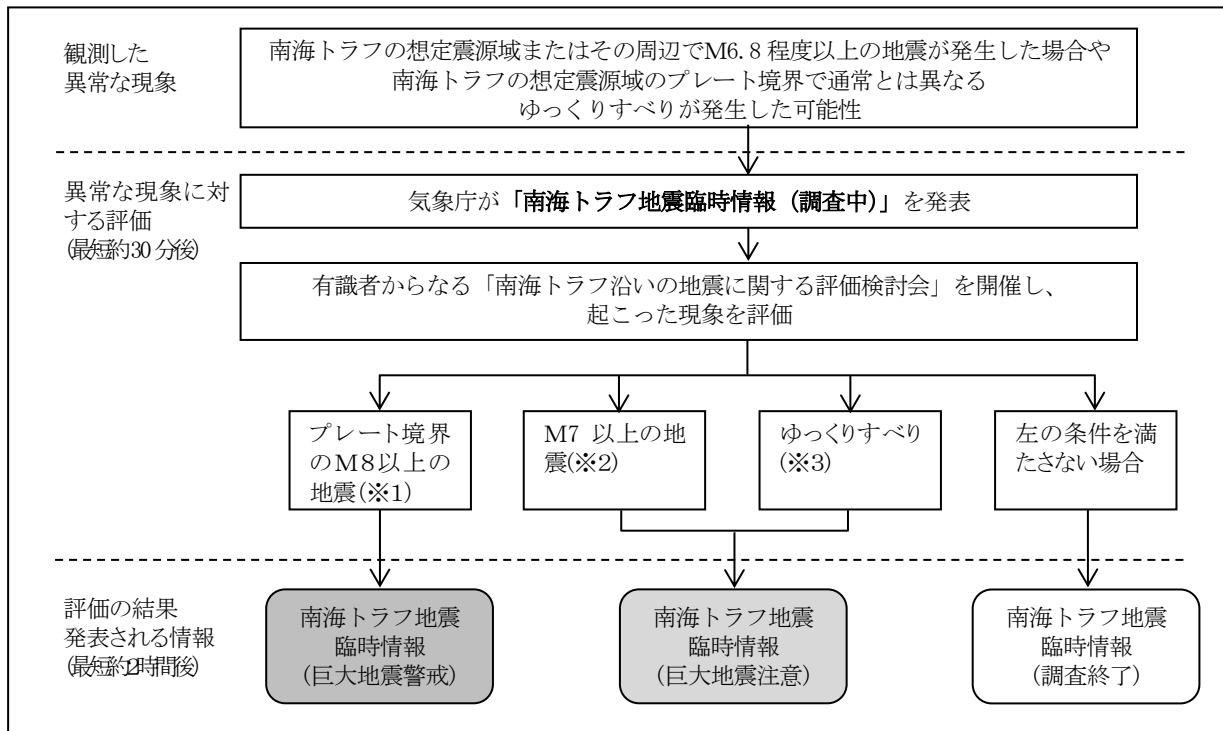
- (1) 町は、被害想定を基に状況に応じた仮設トイレの配備、ポータブルトイレの備蓄、下水道を利用したマンホールトイレの配備等の多様な対策を進めます。
- (2) 避難行動要支援者・要配慮者に配慮した対策を進めます。
- (3) 県、近隣の市町、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者等に対して災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。
- (4) 自主防災組織等の協力を得、住民等設置する仮設トイレの普及に努めます。

## 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがあります。

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合(プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く)(一部割れケース) 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

### 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



図は、異常な現象を観測した後における情報発表の代表的な流れを示したものであり、現象の推移等によっては、実際に発表する情報は、この図と異なる場合があります。

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域のプレート境界以外や想定地震域の外側50km程度まで

[南伊勢防]

の範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3ひずみ計算で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状況が明らかに変化しているような通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

### 防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震	M7以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ○地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべてが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

#### 事前避難対象地域の設定

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、避難指示等を発令すべき対象とする「事前避難対象地域」は、「南伊勢町南海トラフ地震防災対策推進計画（令和5年1月）（p.20）」で定める「特定避難困難地域」とする。

☞ 資料5-6 「事前避難対象地域」参照

#### 津波浸水想定区域の設定

津波浸水想定区域の設定は、三重県が示しているL2津波の津波浸水予想図に基づき設定する。

## 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応

【主担当課等】

防災安全課

## 第1項 基本方針

南海トラフ地震臨時情報発表後に、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達体制の整備をはじめとする、防災対応ができるよう体制整備を進めます。

## 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応

## 第2項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応

## 第2項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応

## 1 情報収集・連絡体制の整備

町は、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表した場合に、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有を行うとともに、住民に対し関係のある事項を多様な伝達手段を用いて周知し、その他必要な措置を行うものとします。

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する災害応急対策

【主担当課等】

防災安全課

## 第1項 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して1週間の警戒措置、当該措置後1週間の注意措置等をとれる体制を整えます。

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する災害応急対策

## 第2項 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する災害応急対策

## 第2項 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する災害応急対策

## 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等

## (1) 町民等への情報伝達

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、県等からの情報文を受信し、多様な手段を用いて町民等に伝達を行います。

## 2 避難対策等

### (1) 地域住民等の避難行動等

事前避難対象地域に対しては、避難指示等を実施します。

安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所へ移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行います。

事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけます。

### (2) 避難所の開設及び運営

第3部第4章第1節第6項「避難所の開設及び運営」に準じた対策等を行います。

### (3) 町域を越える広域避難の実施

町内の避難所の受入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、町域を越える広域避難を実施する必要がある場合、県と調整し、相互応援協定等に基づき広域避難を実施します。

## 3 交通対策

### (1) 道路交通に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に町民に周知するものとします。

### (2) 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとします。

## 4 町が管理等を行う施設等に関する対策

### (1) 不特定多数または多数の者が出入りする施設等の対策

町が管理する道路、公園、庁舎、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりです。

#### ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達 ＜留意事項＞

1 避難対象者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

#### ② 避難対象者等の安全確保のための退避等の措置

#### ③ 各施設における緊急点検、防火点検、巡視

#### ④ 施設の設定、備品等の転倒、落下防止措置の確認

#### ⑤ 出火防止措置

上記の①～⑤における実施体制（③においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとします。なお、学校及び保育所等は、巨大地震警戒対応を取る1週間を基本として休校とする（南伊勢町南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章第5節2項参照）。

### (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

町災対本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)に掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとる

ものとしします。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 町災対本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

町推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される施設の管理者は、(1)に掲げる措置のほか、避難所又は応急救護所開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとしします。

### (3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとしします。

## 第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に対する災害応急対策

【主担当課等】

防災安全課

### 第1項 基本方針

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して一定期間の注意措置等をとれる体制を整えます。

第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に対する災害応急対策

第2項 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に対する災害応急対策

## 第2項 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に対する災害応急対策

### 1 町民への周知等

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など町民に密接に関係のある事項について周知します。
- (2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや自主避難等防災対応をとる旨を呼びかけます。

### 2 町が管理等を行う施設等に関する対策

施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとしします。



## 第3部 発災後対策

## 第1章 災害対策本部機能の確保

## 第1節 活動体制の整備

【主担当課等】

防災安全課

## 第1項 活動方針

町及び防災関係機関は、町の地域に地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害予防及び災害応急対策活動を強力に推進する必要がある場合は、区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動します。また、地震等の災害時には、初期段階の防災機関の立ち上がり、その後の防災対策の成否を左右することから、迅速な初動体制を確立し、的確な応急対策活動を実施します。

特に、南海トラフ巨大地震が発生した場合には、大津波の襲来が予想されるため、職員は、住民の避難誘導等を最優先に行動するものとします。

## 第1節 活動態勢の整備

## 第2項 職員等の配備基準と体制

## 第3項 町災害対策本部

## 第2項 職員等の配備基準と体制

町は、被災の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、次の基準による配備体制を整えます。

## 1 配備基準

## (1) 第1配備（準備体制）

災害関係課の職員が町災害対策本部の設置を準備し、災害の情報連絡活動を円滑に行い、状況に応じ直ちに警戒体制に入れる体制とします。

## (2) 第2配備（警戒体制）

相応の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、町災害対策本部を設置し、所掌する応急対策を迅速的確に行い得る体制とします。

## (3) 第3配備（非常体制）

甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、町災害対策本部を設置し、町の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制とします。

## 2 配備体制

配備区分	配備時期	配備を要する所属及び人員等
第1配備 (準備 体制)	①波浪警報 ②大雨・洪水・高潮注意報 ③その他異常な原因による災害	・防災担当職員 自宅待機
	④町内に震度4の地震 ⑤町内に津波予報が発表されたとき ⑥県内に震度5弱以上の地震 ⑦南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき ⑧その他地震に関する災害が予想される場合で町長(本部長)が認めたとき	・防災担当職員 ・その他職員については自宅待機 ・必要に応じ消防団員幹部を自宅待機
第2配備 (警戒 体制)	① 暴風・大雨(大雪)・洪水・高潮警報	・防災担当職員及び警報待機班 ※災害の被害規模等により待機班を増強する。
	②その他異常な自然現象・人為的原因による災害が発生又は本部長が当該配備を必要と認めたとき ③町内に震度5弱の地震 ④町内に津波注意報が発表されたとき ⑤南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表され、本部長が認めたとき ⑥その他地震に関する災害が予想される場合で本部長が認めたとき	・防災担当職員 ・全課長(局長・事務長) ※参集後は、災害対策本部会議を開催する。情報収集等を行い今後の方針・災害対応を決定する。 ・その他職員については自宅待機 ・必要に応じ消防団員幹部を招集
第3配備 (非常 体制)	①町全域にわたって風水害・その他異常な自然現象・人為的原因による災害、地震に関する甚大な被害が発生又は予想される場合で、本部長が当該配備を必要と認めたとき ②町内に震度5強以上の地震 ③町内に津波警報・大津波警報が発表されたとき ④南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表され、本部長が当該配備を必要と認めたとき ⑤津波による甚大な被害が発生又は予想される場合で本部長が認めたとき	・全職員 ・全消防団員
	⑥特別警報(大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪)	・必要に応じ全職員及び消防団員を招集

(注) 人為的原因には海上災害及び海難事故、航空機事故等の突発的災害を含む。

### 第3項 町災害対策本部

町災害対策本部は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害予防及び災害応急対策活動を強力に推進する必要がある場合、基本法第23条第1項の規定に基づき設置する組織であり、その大綱は、南伊勢町災害対策本部条例（平成17年南伊勢町条例第18号）の定めるところによりますが、その概要は次のとおりです。

なお、町災害対策本部を設置した場合は、南伊勢町水防本部の活動を包括するものとします。

☞ 資料4-3 「南伊勢町災害対策本部条例」参照

#### 1 町災害対策本部の設置

前第2項1における配置体制に該当する場合、本部長の指示により町災害対策本部を次のとおり設置します。

##### (1) 津波被害想定なしの場合

町役場内に設置します。

##### (2) 津波被害想定ありの場合

町役場内に設置することが困難であると認められるときは、本部長は指定代替町災害対策本部を設置します。

#### 2 町災害対策本部の廃止

町災害対策本部は、災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、これを廃止します。

#### 3 町災害対策本部組織体制

##### (1) 町災害対策本部の構成

町災害対策本部組織及び所掌事務については、後掲の図表のとおりです。

##### (2) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督します。

##### (3) 副本部長（副町長）

副本部長は、本部長を補佐します。

##### (4) 本部付（教育長・消防団長・消防団副団長・町立南伊勢病院長）

本部付は、本部長及び副本部長を補佐し、本部の運営に参加します。

##### (5) 本部員（課長職の職員）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属員等を指揮監督します。

##### (6) 本部会議（本部長・副本部長・本部付・本部員により構成）

本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が招集します。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係部長等との協議をもって、これに代えることができます。

##### (7) 本部長の職務代理

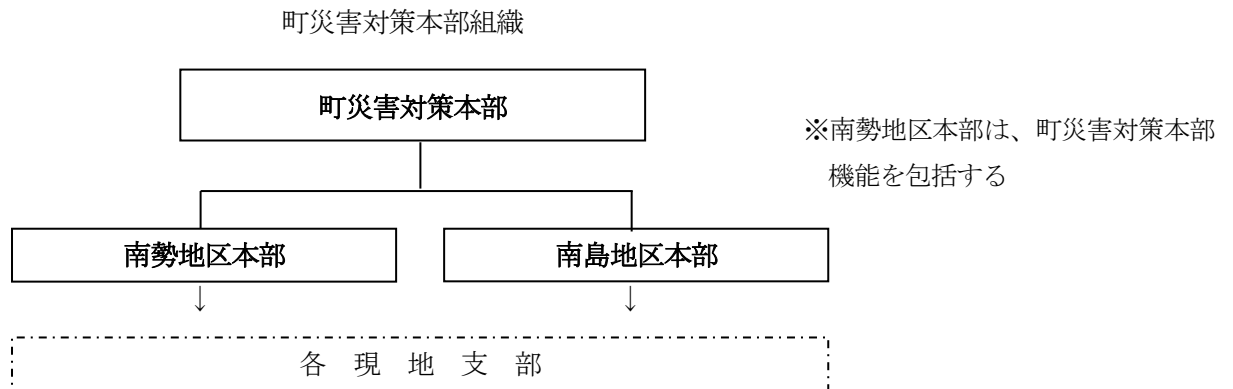
本部長不在又は事故のときは、副本部長、本部付、本部員の順で本部長の職務を代理します。

##### (8) 各区現地災害対策支部（以下「現地支部」という。）

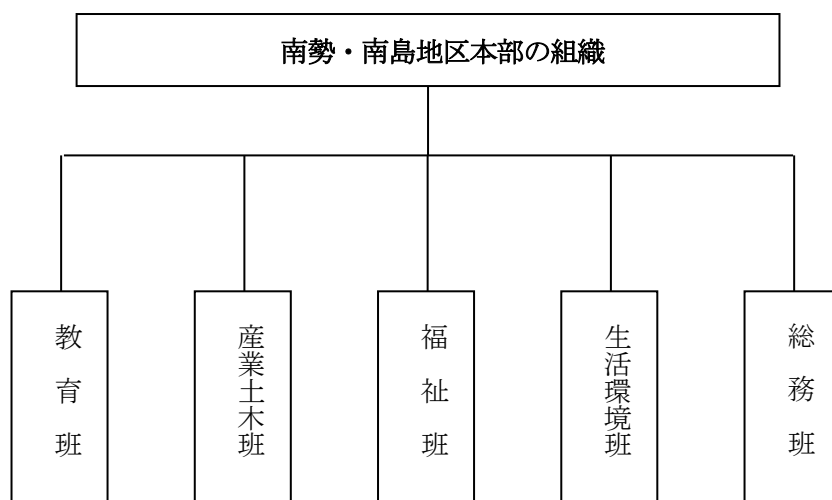
ア 本部長は、災害地において人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するため必要があると認めるときは、各区を単位として現地災害対策支部を設置することができます。

イ 現地支部長及び現地支部員は、本部長が指名する者をもってあてます。

ウ 現地支部に地区連絡員を置きます。地区連絡員は、住民への各種情報・避難指示等の伝達その他災害対策全般において地元区長と調整するとともに、本部との連絡を密にするものとします。



町災害対策本部の構成	
本部長	町長
副本部長	副町長
本部付	教育長 消防団長、消防団副団長 町立南伊勢病院長
本部員	課長級の職員 ※自衛隊、海上保安庁、志摩市消防本部・紀勢地区広域消防組合 消防本部、警察署は、出動要請後に本部との連絡調整のため派遣されてきた職員が本部詰となる。



## 町災害対策本部の所掌事務

班名	構成員	所掌事項
総務班 【班長】 総務課長 防災安全課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災安全課</li> <li>・ 総務課</li> <li>・ まちづくり推進課</li> <li>・ 税務住民課 一徴収対策・ 課税</li> <li>・ 観光商工課</li> <li>・ 議会事務局</li> <li>・ 消防団</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町災害対策本部及び防災会議の運営に関する事</li> <li>2 災害対策の全般に関する事</li> <li>3 気象予警報、情報等の伝達並びに被害状況の収集に関する事</li> <li>4 本部職員の動員及び安否確認に関する事</li> <li>5 各部の増員派遣要請に応じ人員を派遣すること</li> <li>6 県災害対策本部への災害速報に関する事</li> <li>7 避難所の開設の指示に関する事</li> <li>8 住民に対する避難情報の発令に関する事</li> <li>9 各部及び関係機関との連絡及び調整に関する事</li> <li>10 消防関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>11 町有車両の配車に関する事</li> <li>12 被災者の救助及び物資の輸送に必要な車両・船舶の確保に関する事</li> <li>13 防災行政無線の通信の確保に関する事</li> <li>14 災害用臨時電話等の施設に関する事</li> <li>15 自衛隊の災害派遣要請及び海上保安庁の支援要請に関する事</li> <li>16 消防署員の出動要請に関する事</li> <li>17 防災ヘリコプターの災害派遣要請に関する事</li> <li>18 災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する事</li> <li>19 町有財産、営造物の災害対策に関する事</li> <li>20 町有財産の被害調査に関する事</li> <li>21 災害予算等町財政に関する事</li> <li>22 職員のり災給付に関する事</li> <li>23 水防に関する事</li> <li>24 出火防止の広報</li> <li>25 消防に関する情報の収集、伝達</li> <li>26 消火活動</li> <li>27 救急、救助活動</li> <li>28 避難情報の伝達及び避難誘導</li> <li>29 その他状況に応じた消防活動</li> <li>30 死体の捜索に関する事</li> <li>31 危険物等の取締りに関する事</li> <li>32 公安関係について警察に協力すること</li> <li>33 り災地の民心安定に関する事</li> <li>34 一般住宅家屋の被害調査に関する事</li> <li>35 被災による徴税の減免に関する事</li> <li>36 重要施策の企画及び総合調整に関する事</li> <li>37 災害関係の広報に関する事</li> <li>38 報道機関への対応に関する事</li> </ol>

班名	構成員	所掌事項
		39 ケーブルテレビに関する事 40 観光商工関係の災害対策に関する事 41 被災業者等への金融に関する事 42 集団移転に関する事 43 観光客に対する安全対策に関する事 44 観光施設等の被害調査に関する事 45 交通状況の把握に関する事 46 り災証明に関する事
生活環境班 【班長】 環境生活課 課長 クリーンセ ンター長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境生活課</li> <li>・クリーンセン ター</li> <li>・最終処分場</li> <li>・切原コンポス トセンター</li> <li>・さいたエコセ ンター</li> </ul>	1 町営バス等の運行に関する事 2 衛生材料等の供給に関する事 3 死体の処理に関する事 4 死亡獣畜の処理に関する事 5 塵芥処理、廃棄物処理に関する事 6 災害発生時における公害防止に関する事 7 災害時における水質検査に関する事 8 防疫に関する事 9 死体の火葬に関する事 10 し尿処理に関する事 11 仮設トイレに関する事
福祉班 【班長】 子育て・福 祉課長 高齢者支援 課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て・福祉 課</li> <li>・高齢者支援課</li> <li>・会計課</li> <li>・町立病院 一事務局 一専門職等 一診療所</li> <li>・税務住民課 一住民・国保 医療</li> <li>・総合窓口 一南島庁舎</li> <li>・保育所 一おひさま保 育園 一なかよし保 育園 一さくら保育 園</li> <li>・子育て支援セ</li> </ul>	1 災害応急救助に関する事 2 救助法の適用に関する事 3 救助法運用の連絡調整に関する事 4 応急救助に関する事 5 避難行動要支援者等の保護に関する事 6 救助物資の供給に関する事 7 避難行動要支援者等への救急用主食に関する事 8 避難行動要支援者等への救急用炊出しに関する事 9 災害時の風呂の供給に関する事 10 社会福祉協議会等の連絡調整に関する事 11 ボランティアの受入れに関する事 12 老人会等奉仕団の動員に関する事 13 災害義援金品の募集配分に関する事 14 被災世帯に対する生活保護及び厚生資金の融資に関する事 15 被災1人親世帯及び独居老人世帯の保護対策に関する事 16 食品衛生に関する事 17 被災者に対する各種保険給付金の早期支払いに関する事 18 被災者の国民健康保険に関する事 19 住民の安否に関する事 20 児童福祉施設及び保健衛生施設等の災害対策並びに被害調査に 関する事

班名	構成員	所掌事項
	ンター	21 保育所園児の災害防止に関すること 22 被災地における保育所の開設運営について 23 被災地への医療班派遣に関すること 24 救護所の開設に関すること 25 入院治療を要するものの収容に関すること 26 医薬品の供給に関すること 27 災害経理に関すること 28 災害時に必要な物品の出納に関すること 29 救助用食料等の炊出しに関すること 30 死体の埋火葬許可に関すること 31 感染症に関すること
産業土木班 【班長】 建設課長 水産農林課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設課</li> <li>・水産農林課</li> <li>・種苗センター</li> <li>・上下水道課</li> <li>・総合受付 ー南勢庁舎</li> <li>・管財契約課</li> </ul>	1 災害調査及び応急復旧に関すること 2 町有施設の応急補修に関する指導、調整に関すること 3 避難場所、収容施設の建設と応急補修に関すること 4 道路、橋梁、河川、海岸、港湾・漁港、堤防、砂防等の応急復旧に関すること 5 応急仮設住宅の建築に関すること 6 応急資材器具等の調達に関すること 7 被災者に対する住宅金融支援機構の融資に関すること 8 公営住宅の災害対策等に関すること 9 農林物産の被害調査及び応急対策に関すること 10 救助用食料等の調達・供給・炊出しに関すること 11 種苗対策に関すること 12 り災家畜収容並びに家畜伝染病予防に関すること 13 農林関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること 14 生活改善センター等の災害対策及び被害調査に関すること 15 町有林の被害調査に関すること 16 林産物の被害調査及び応急対策に関すること 17 下水道施設の災害対策に関すること 18 下水道施設の復旧対策に関すること 19 水道施設の災害対策に関すること 20 水道施設の復旧対策に関すること 21 応急給水に関すること 22 水産物の被害調査及び応急対策に関すること 23 水産施設関係の被害調査及び応急復旧に関すること 24 油流出等海洋汚染に関すること 25 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に関すること

班名	構成員	所掌事項
教育班 【班長】 教育委員会 事務局長	教育委員会事務局 ・事務局 ・小学校 ・中学校 ・愛洲の館	1 学校施設並びに教育委員会所管の施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 被災生徒児童に対する避難及び授業に関すること 3 被災生徒児童の保健管理に関すること 4 被害救助用教科書の支給に関すること 5 災害時における学校給食の対策に関すること 6 社会体育、社会教育施設の災害対策に関すること 7 文化財の災害対策及び被害調査に関すること 8 教職員の災害対策のための動員確保に関すること

(注) 1 各班は、本分担任務によるほか、余裕あるときは、必要に応じ他班の行う事項についての応援を分掌するものとする。

2 分担の明確でない対策は、本部長の定める班において担当するものとする。

## 第2節 災害対策要員の確保

### 【主担当課等】

総務課、防災安全課

### 第1項 活動方針

町は、南海トラフ巨大地震等の発生又は発生の恐れがある場合に、緊急に必要とする膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するために、町職員を動員し、体制を確保します。

## 第2節 災害対策要員の確保

### 第2項 町災害対策本部における要員の動員

### 第2項 町災害対策本部における要員の動員

町災害対策本部における要員の動員は、次の配備体制により動員するものとします。

#### 1 町災害対策本部要員配備体制の整備

町災害対策本部の各班長は、配備基準に基づく各部の活動要員を指定し、部員に周知徹底するとともに、ローテーションを含めた24時間即応可能な配備体制を整備し、各班の配備体制を本部長に提出します。

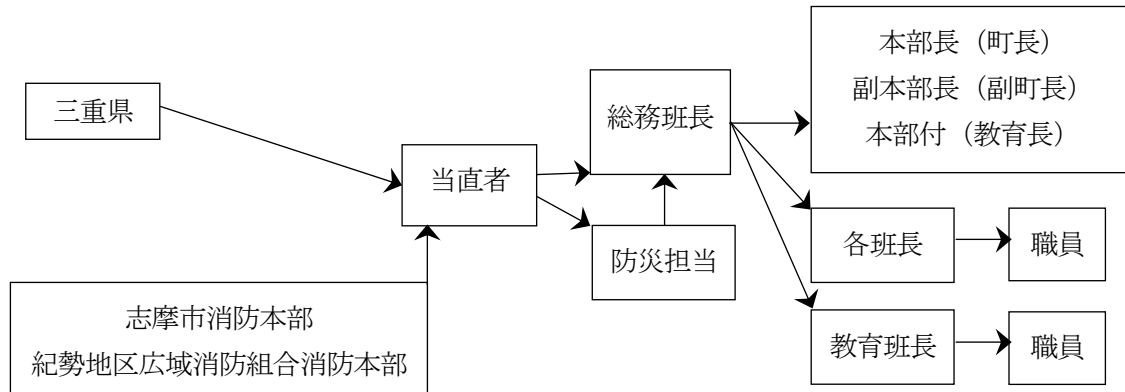
#### 2 職員への配備の伝達方法

##### (1) 勤務時間内の場合

勤務時間中における配備指令の伝達は、本部長→副本部長→本部付→各班長→各職員の経路で伝達するとともに、必要に応じて庁内放送等を通じて速やかに伝達します。

## (2) 勤務時間外の場合

休日、夜間等の勤務時間外において、当直者は、災害発生のおそれのある気象情報、異常現象などが通報され、又は災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるときは、次のとおり非常伝達します。



## (3) 勤務時間外における伝達の手段

- ア 勤務時間外における配備指令の伝達は、電話、職員参集メール、防災無線等のうち最も迅速かつ確実に行える方法によります。
- イ 各班長は、所属の各職員を円滑に招集するため、それぞれの班において実情に即した連絡方法を定めておくものとします。

## 3 勤務時間外、休日等の参集

## (1) 第1配備（準備体制）及び第2配備（警戒体制）の場合

町災害対策本部の各班長並びに各班の配備計画による参集職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、相互に連絡をとり、又は自らの判断で所定の場所に参集するとともに、必要に応じて町災害対策本部の設置を本部員に進言し、又はその他職員の招集を行い、臨機の応急対策を実施します。

## (2) 第3配備（非常体制）の場合

全職員は、勤務時間外、休日において非常体制に相当する災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、連絡を待たずに自ら所定の場所に参集します。ただし、災害により家族が死亡又は障害を受けた場合は、必要な処置を講じた後に所定の場所に参集するものとします。

なお、発災後、著しく被害を受けた地域内の職員は、当該地域内において、被災地の情報を町災害対策本部へ伝達することとします。

## 4 参集できない場合

## (1) 道路・交通機関の途絶や混乱で参集できない場合

交通機関の混乱や途絶、津波、地震等により近くの庁舎に参集できない場合は、最寄りの現地災害対策本部（各区）に参集した上で、町災害対策本部に連絡し、指示を受けます。最寄りの現地災害対策本部（各区）へも参集できない場合は、安全な場所に待機することとします。安全な場所に待機した場合、可能であれば指定された参集先にその旨を連絡することとします。参集で

きない場合を想定し、あらかじめ参集可能な町施設を定め、そこまでの複数の参集ルートを決めておきます。

## (2) 町外にいた場合

町外にいた場合は、周辺の状況などを確認した上で、県の庁舎等に参集し、町災害対策本部に連絡し、指示を受けます。なお、県伊勢庁舎は4階に参集します

## 5 配備報告

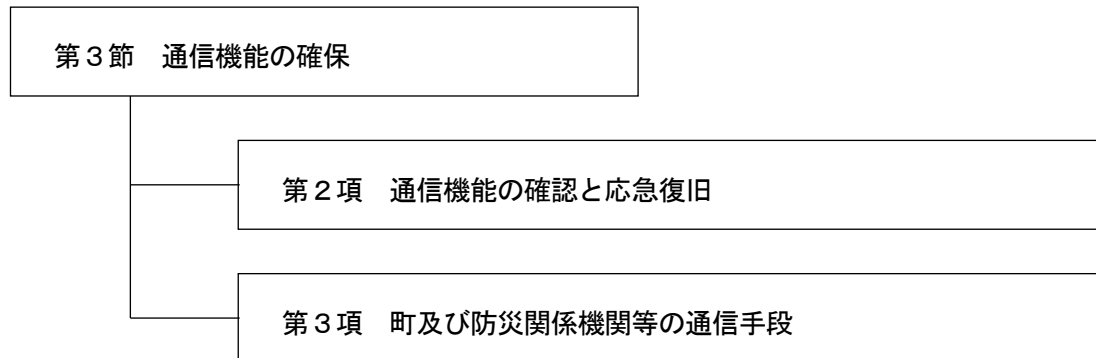
- (1) 各班長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告するものとします。
- (2) 総務班長は、配備状況について県に報告するため、県防災情報システムへ入力するものとします。

## 第3節 通信機能の確保

<b>【主担当課等】</b> 防災安全課
-------------------------

### 第1項 活動方針

町及び防災関係機関等は、災害応急対策に必要な指示の伝達を迅速かつ確実に実施するため、通信機能の確保に努めます。



### 第2項 通信機能の確認と応急復旧

#### 1 通信機能の確認

町及び防災関係機関等は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行います。

#### 2 通信機能の応急復旧

町及び防災関係機関等は、支障が生じた通信機能の応急復旧を行います。特に、地震の発生により、公衆通信が途絶した場合、防災行政無線は、町、県及び各防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割を持っているので、次の点に留意して、適切な応急対策措置を行います。

- (1) 防災行政無線の点検、応急復旧に必要な要員を育成します。
- (2) 非常用電源（自家用発電用施設、電池等）、応急用資機材を確保充実するとともに、これらの点検整備を行います。
- (3) 公衆通信の途絶に備え、主要な拠点間は町防災行政無線等によるバックアップ回線を保持します。

### 第3項 町及び防災関係機関等の通信手段

通信網の被害状況によりますが、おおむね次の通信手段を用います。

#### 1 町及び防災関係機関の通信手段

##### (1) 町防災行政無線

町災害対策本部となる地域連携棟に親局と南勢庁舎、南島庁舎、南島地区災害対策拠点に遠隔制御器があり、町内2箇所を設置された中継局、再送信子局、屋外拡声器、戸別受信機で構成されており、常時には行政における情報の伝達をより早く、より正確に提供し、住民サービス、福祉向上を図り、緊急時にはサイレン吹鳴等により適切な指示、迅速な情報伝達を行います。

##### (2) 災害時情報伝達システム

防災無線とは別の第2の非常通信手段として、I P 電話やP C等の各種デバイスにて町役場および指定された避難所との重要通信を確保することで、広く正確な情報伝達を行います。また、防災行政無線のバックアップ回線、避難住民に対し、W I F Iによる通信環境を提供します。

##### (3) 県防災行政無線

災害時の県、県地方部等各関係機関との連絡に当たっては、無線電話及びファクシミリを利用して広く正確な情報交換を行います。

##### (4) 消防救急無線

消防機関を通じて災害時における各種情報の収集、伝達を行うほか、災害の規模等に応じて消防本部の職員を町災害対策本部へ配置し、情報連絡を迅速的確に行います。この場合あらかじめ、通信設備の使用の承認を得るものとします。

##### (5) 加入電話

災害時の通信の混乱を避け、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するため、電気通信事業法に基づき災害時優先電話を指定します。

##### (6) 電波法第52条の規定に基づく非常無線（以下「非常通信」という。）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づき、無線局は次のような非常通信を行うことができます。

###### ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができますが、一通の通信文の長さは200字以内とするなどの通信の内容には制限があります。

###### イ 非常通信の依頼先

最寄りの無線を所有する防災関係機関（本町の場合は志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部、伊勢警察署南島幹部交番及び町内の警察官駐在所）に依頼するものですが、この場合あらかじめその防災関係機関と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておきます。

##### (7) 衛星携帯電話

通信インフラの整備されていない場所での通話が可能である衛星携帯電話により通信を確保します。

##### (8) I P無線機

災害時の通信手段として役場および各地区にI P無線機を配備し通信を確保します。

##### (9) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

津波警報や緊急地震速報等時間的余裕のない事態が発生した場合に、国からの情報を町防災行政無線で自動起動することにより、住民に緊急情報を直接そして瞬時に伝達します。



イ パソコン通信利用者のボランティア活用は、平常時からネットの掲示等板を通じて協力を促すものとします。

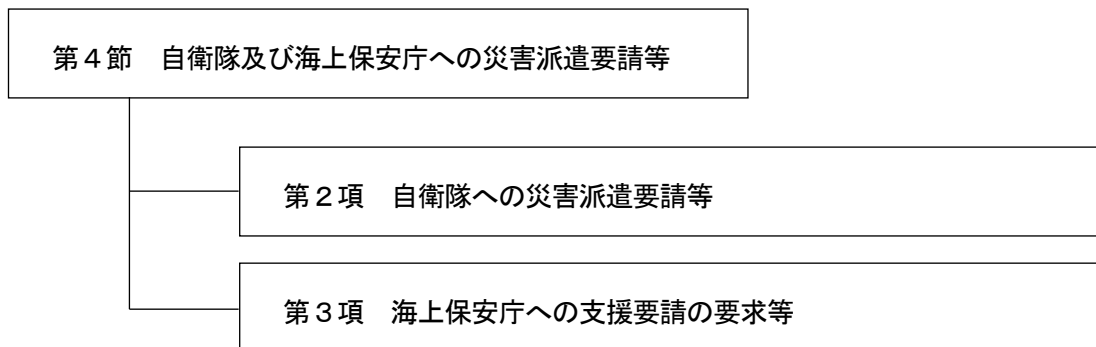
#### 第4節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

【主担当課等】

防災安全課

##### 第1項 活動方針

地震発生時に住民の人命、財産を保護するため災害応急対策上、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要と町長が判断した場合は、迅速に自衛隊の災害派遣及び海上保安庁への支援要請を実施します。



##### 第2項 自衛隊への災害派遣要請等

###### 1 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

###### 2 災害派遣要請の手続

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請要求書（資料15-2）に次の事項を記入し、県地方部（南勢志摩地域活性化局長等）を経由して知事（総括班）に提出します。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができます。

☞ 資料15-2 「自衛隊災害派遣及び撤収要請様式」参照

また、町長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができます。その後、必要に応じ直接自衛隊に対し事態の状況を通報します。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長はその旨及び町の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知します。ただし、事後速やかに陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知した旨を知事に報告するものとします。

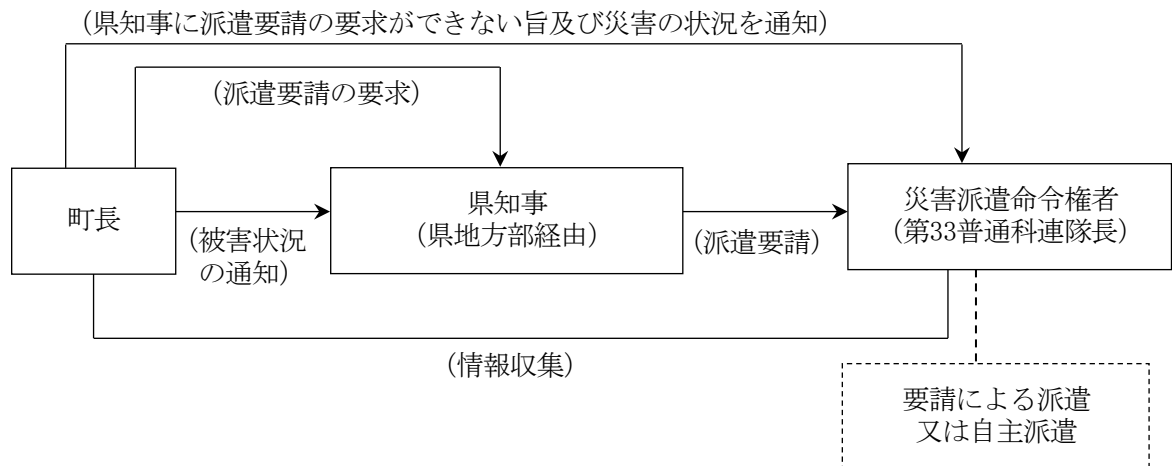
また、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求めます。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）
- (2) 派遣を希望する期間

〔南伊勢防〕

- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 連絡場所及び連絡者
- (5) その他参考となるべき事項

## 災害派遣の要請手続



## 3 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがあります。(自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣)

この場合、町長は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知します。

## 4 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の活動内容は災害の状況及び他の救援機関等の活動状況により異なりますが、おおむね次のとおりです。

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導、輸送）
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- (7) 応急医務、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救助物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去等

## 5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官等がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることがで

きます。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知するものとします。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両、物件の破損
- (2) 避難の措置・立入り
- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 住民等を応急措置の業務に従事させること

## 6 派遣部隊の受入体制

町は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、県との連絡を図るとともに、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮します。

- (1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

## 7 連絡員の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、町災対本部に連絡幹部を派遣、町災対本部との調整・連絡にあたらせます。

## 8 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行った上、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行います。（様式については資料15-2参照）

☞ 資料15-2 「自衛隊災害派遣及び撤収要請様式」参照

## 9 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び町が事前に協議して負担区分を決めます。ただし2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

## 10 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとします。

### (1) 航空機派遣要請の受入れ準備

ア 派遣要請を行う場合は、前記の要請手続によるほか、使用ヘリポート名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、県防災行政無線その他の方法で県（防災危機管理部防災対策室）に連絡を行います。

イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示します。

ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10メートルの⊙印を行い、上空より降下場所選定に

備えます。

エ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行います。

オ 着陸場と町役場及びその他主要箇所と通信連絡を確保します。

## (2) ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分することとします。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに町を通じ県（防災危機管理部防災対策室）にその概要（略図添付）を報告します。

ア 面積を変更した場合

イ 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合

エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空からの進入に新しく障害を加えた場合

オ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

☞ 資料1 1-3 「ヘリポートの選定取扱い」参照

## 第3項 海上保安庁への支援要請の要求等

### 1 支援要請事項

(1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

(2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供。

(3) その他、町が行う災害応急対策の支援

### 2 支援要請の手続

町長は、災害応急対策のため、海上保安庁の支援を必要とするときは、災害応急支援要請書（資料1 5-3）に次の事項を記入し、県地方部（南勢志摩地域活性化局長等）を経由して知事（総括班）に提出します。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができます。

また、町長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに海上保安庁に災害応急措置を要すると認められる場合は、知事に要請を求めることができます。その後、必要に応じ直接海上保安庁に対し事態の状況を通報します。

なお、町長が知事に支援要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船若しくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができます。ただし、この場合、町長は、事後速やかに、第四管区海上保安本部長に要請した旨を知事に連絡します。

☞ 資料1 5-3 「海上保安庁の応急措置要請様式」参照

#### 《要請書に記載する事項》

(1) 災害の状況及び応急措置を必要とする事由

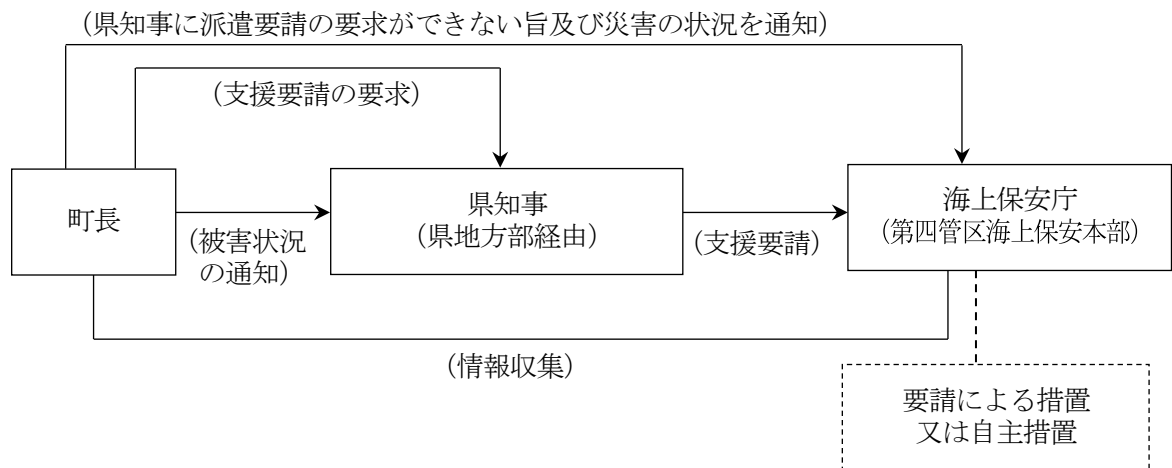
(2) 応急措置を希望する期間

(3) 応急措置を希望する区域及び活動内容

[南伊勢防]

- (4) 連絡場所及び連絡者
- (5) その他参考となるべき事項

#### 災害応急支援要請の手続



### 3 応急措置の実施部隊の受入体制の整備

町は、海上保安庁からの支援部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとします。

- (1) 応急措置の実施部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 応急措置の実施部隊の誘導

### 4 派遣部隊の撤収要請

応急措置目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行った上、知事に撤収要請書により、撤収の要請を行います。（様式については資料15-3参照）

☞ 資料15-3 「海上保安庁の応急措置要請様式」参照

### 5 経費の負担区分

応急措置の実施部隊が活動に要した経費は、海上保安庁と県及び町が事前に協議して負担区分を決めます。ただし2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

## 第5-1節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

【主担当課等】

防災安全課

## 第1項 活動方針

南海トラフ巨大地震が発生した場合、短時間に沿岸部に津波が来襲することが想定されます。町及び防災関係機関は、この津波による被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報並びに大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言、地震予知情報、地震及び津波に関する情報を収集し、震災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限にとどめるものとします。

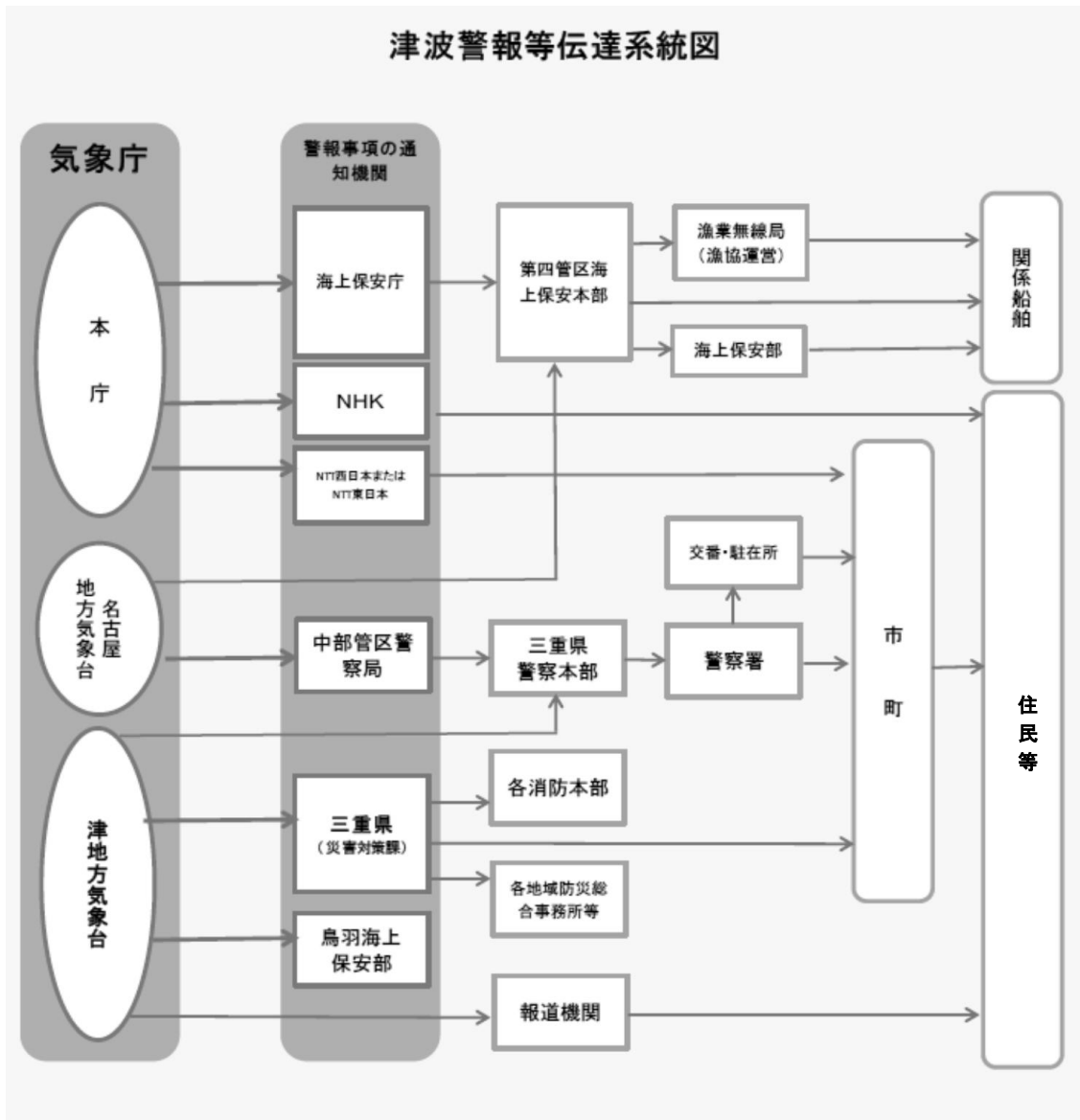
第5-1節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

第2項 地震・津波情報等の収集・伝達

## 第2項 地震・津波情報等の収集・伝達

## 1 津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の主な伝達系統により町及び防災関係機関が伝達します。



## 【主な伝達系統】

気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
県	・三重県防災通信ネットワーク ・一般電話等	町	・町防災行政無線	住民 官公署等
中部管区警察局	・専用電話 ・専用FAX	警察本部 →警察署	・一般電話 ・FAX	町
第三管区 海上保安本部	・専用電話 ・専用FAX ・防災情報提供システム	第四管区 海上保安本部	・無線通報 など	海上保安部 →関係船舶 海上保安部 →漁業無線局（漁協運営） →関係船舶 関係船舶
NHK 各報道機関	・テレビ、ラジオ等放送	住民 官公署等		
NTT西日本（NTTマーケティングアクト大阪104センター）	・一般電話 ・FAX	町（津波警報のみ）		
三重県漁業無線局	・無線	関係船舶		

## 2 緊急地震速報（警報）の発表（気象庁）

地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対して、緊急地震速報（警報）が発表されます。

## 3 緊急速報メール（エリアメール）による情報の配信（移動通信事業者）

各移動通信事業者は、緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メール（エリアメール）として配信されます

## 4 地震・津波に関する情報の収集・伝達

(1) 町及び防災関係機関の職員は、日ごろから地震を感知したら、勤務時間内外を問わずテレビ、ラジオ等で地震情報や津波情報を得るように努めます。

(2) 地震・津波に関する情報の種類及び内容

## ア 地震情報

地震現象及びこれらに密接に関連する現象（津波現象を除く）の観測成果及び状況を内容とします。

## イ 津波情報

津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とします。

## ウ 情報の種類及び発表内容

## (3) 津波に関する予報の種類及び内容等

## ア 津波予報区

本町の津波予報区は、三重県南部（伊勢市以南に限る）です。

## イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表
大津波 警報※	予想される津波の高さが高い ところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高い ところで1mを超え、3m以下の 場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波 注意報	予想される津波の高さが高い ところで0.2m以上、1m以下 の場合であって、津波によ る災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

※ 大津波警報は、特別警報に位置づけられています。

注1) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行います。

このうち津波注意報は津波の観測状況等により、津波高が小さくなると判断された場合は、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合があります。

注2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

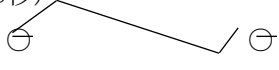
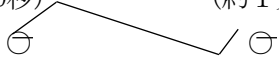
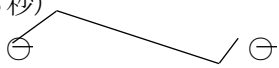
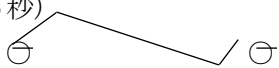
## (4) 警報等の連絡に当たっての留意事項

ア 警報等伝達発受に当たっては、確実を期するための記録簿を作り、記録の上、原文のとおり伝達します。

イ 警報等の伝達の発受に当たっては、迅速に行うよう努めるとともに、相互に相手方の氏名を確かめ、その時刻等を記入しておきます。

ウ 警報等の受領及び伝達についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について遺漏のないよう措置します。

エ 津波警報等を周知する場合の標識は次のとおりです。

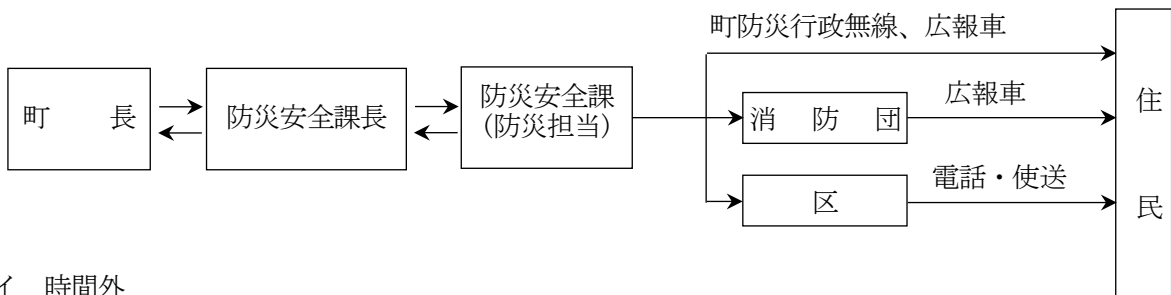
標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点2点との斑打) ●—●—● ●—●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ●—● ●—●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
大津波警報標識	(連点) ●—●—●—●	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波警報標識	(2点) ●—● ●—● ●—●	(約5秒)  (約6秒)

(注)サイレン音は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連動します。鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とます。

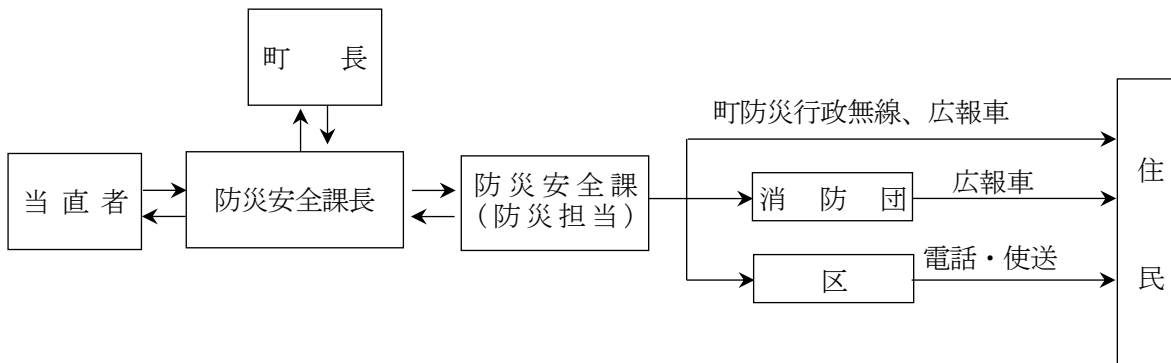
### 5 町における伝達

町から住民等への伝達系統は、次のとおりです。伝達手段としては、(※)可能な限り多くの伝達及び広報手段を用いて住民等へ伝えます。特に、避難行動要支援者に対する確実な情報伝達手段を整え、伝達するものとします。

#### ア 時間内



#### イ 時間外



(※)可能な限り多くの伝達及び広報手段は、本章第5-3節第2項2「伝達及び広報手段」によりま

す。

☞ 第3部第1章第5-3節第2項2「伝達及び広報手段」(3-27ページ)参照

## 6 津波警報発表時等の緊急の措置

### (1) 避難指示の伝達

津波警報の発表時又は沿岸部において強い地震が発生して津波の危険性がある場合、町長は、海浜にある者及び津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民に避難指示を出すとともに、多様な伝達手段を用いて避難行動を促します。

特に、特別警報に該当する大津波警報が発令された場合は、住民等に対し、直ちに周知するための措置を講じます。

### (2) 避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者名簿に基づき、災害情報の確実な伝達に努めます。

### (3) 「DONETを活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報の活用

県から「DONETを活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報等の提供があった場合は、町の災害対策本部活動において有効活用します。

## 7 “声かけ”による津波からの自衛措置

### (1) 住民の協力による津波情報の伝達

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民は、地震が発生した場合、防災行政無線やテレビ、ラジオ等の放送、インターネット等により津波警報等の発令状況の確認に努め、津波の危険を認知した場合、地区の「災害時行動計画」に沿って、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難します。

なお、あらかじめ自らの居住地域の津波襲来予想時間や規模の把握や避難場所への複数の避難経路の確認を行い、周辺の住民への“声かけ”に努めます。

### (2) 避難行動要支援者への支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、地区の「災害時行動計画」に沿って、可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の確実な伝達及び避難の支援に努めます。

なお、避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している地区にあつては、計画に沿った支援に努めます。

## 8 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見したものは、次の方法により通報するものとします。

### (1) 発見者の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を、町長、警察官又は海上保安官に通報します。

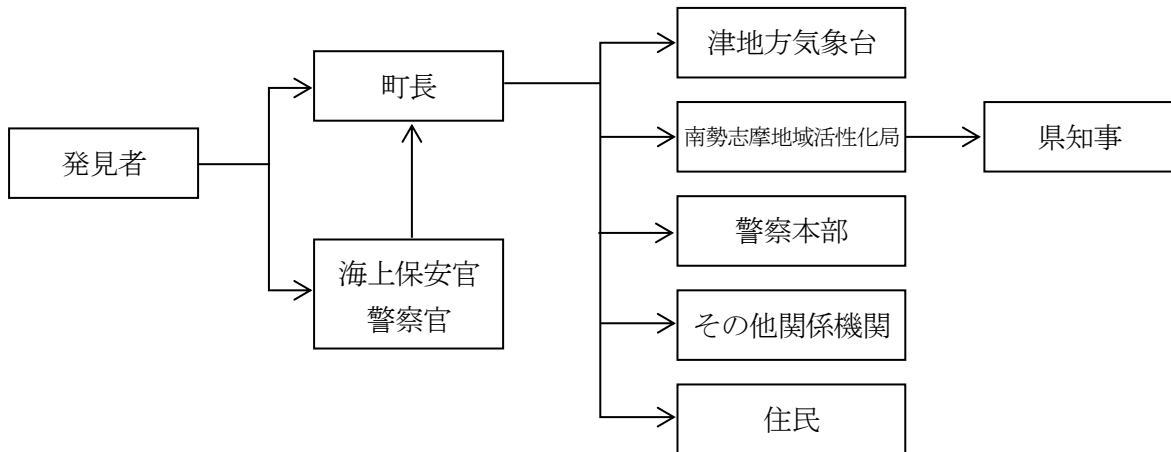
### (2) 警察官又は海上保安官の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報します。

### (3) 町長の通報

上記(1)及び(2)によって「異常現象」の通報を受けた町長は、直ちに関係機関に通報又は連絡するものとします。

異常現象の通報系統



(4) 津波に関する異常現象の通報

津波の襲来を予見させるような異常現象を発見したものは、速やかに避難行動をとり身の安全を確保した後、町や消防等防災関係機関に通報するよう努めます。

(5) 被害状況等の提供

地震や津波による人的被害や火災等を発見したものは、速やかに消防署等防災関係機関に通報します。

第5-2節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

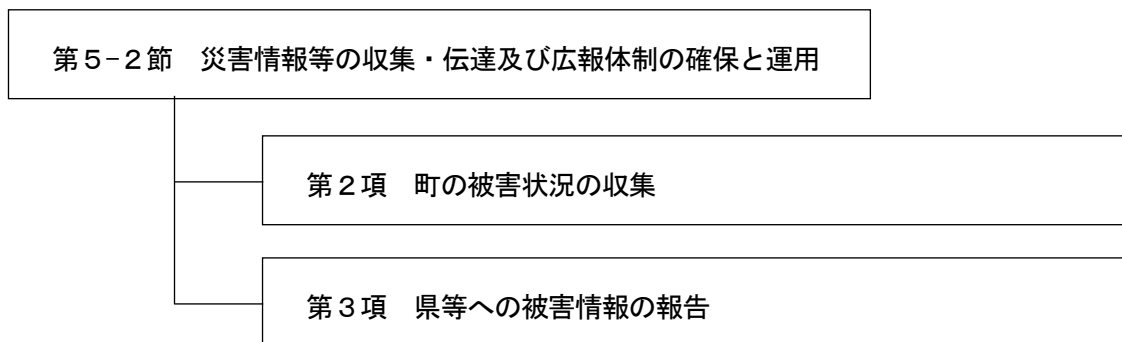
【主担当課等】

防災安全課、総務課

第1項 活動方針

災害情報及び災害報告の収集並びに伝達は、災害応急対策を確実に実施する基礎となります。従って、災害が発生した場合又は発生が予想される場合には、町は速やかに被害状況を収集して被害規模を把握し、災害応急活動に役立てます。また、収集した情報は、定期的に県等関係機関に伝達するものとします。

特に、災害報告は災害対策上極めて重要ですので、数字等の調整については慎重に扱います。



第2項 町の被害状況の収集

1 参集途上（登庁時）町職員の情報収集

町職員は、災害発生時並びに動員指令により非常参集する際、周囲の被災状況を把握し、南伊勢

〔南伊勢防〕

町災害時職員行動マニュアル「被害状況の観察結果」を班長（町災害対策本部の責任者）に対し報告するものとします。

## 2 各区被害状況の情報収集

町は、各区の被害状況をおおむね次の手順で収集します。

- (1) 災害の報告は、総務班が受け付けます（場合により他班の応援を依頼します。）
- (2) 住民個人からの連絡でなく、各区長又は区長の代理がとりまとめて役場へ連絡していただくよう、住民に対して周知します。
- (3) 産業土木班長は、箇所を区分を決定し、それぞれの責任者・担当を任命します。
- (4) 責任者・担当は、調査対象区の区長等に同行を願い、調査を実施します。
- (5) 責任者・担当は、調査結果を南伊勢町災害時職員行動マニュアル「被害状況の観察結果」にとりまとめ、総務班に提出・報告します。

## 3 住民の安否情報の収集と伝達

町及び防災関係機関並びに区及び自主防災組織は、お互いに協力し、災害時に住民等の安否情報の収集と伝達に努めます。

### (1) 町

町（町災害対策本部）は、多数が集まる避難場所及び避難所等における住民等の安否情報を収集し、集約します。

### (2) 住民

住民は、大規模な災害に備え、家族との連絡方法や避難場所等をあらかじめ定めておきます。また、災害伝言ダイヤル(171)を活用し、電話の輻輳(電話の集中による不通状態の継続)の緩和に努めます。

### (3) 区及び自主防災組織

区及び自主防災組織は、地域内住民の正確な安否情報を把握するため、大規模災害が発生した場合の現地災害対策支部の場所や、一次避難場所又は緊急避難場所をあらかじめ定めておき、地域内住民に周知します。また、災害時は、その代表を通じ町（町災害対策本部）へ報告します。

## 第3項 県等への被害情報の報告

町内に災害による被害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領並びに火災・災害等速報要領に基づき、県にその状況等を報告します。ただし、県に報告できないとき又は直接報告する必要がある場合は消防庁に連絡します。

### 1 報告の要領

#### (1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとします。

- ア 概況速報
- イ 災害速報
- ウ 被害報告 (ア) 中間報告 (イ) 確定報告

#### (2) 報告の内容と時期

##### ア 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨

とし、全般的な状況を主とするもので、「三重県災害対策活動実施要領様式1（資料15-1）」に基づく内容とし、町から県地方部総括班を経て、県災害対策本部事務局総括班に報告します。なお、様式1の代替として、被害速報送受信票も可とします。

県内に震度4以上の地震があったとき又は津波注意報が発表されたものについては、速やかにその第1報を報告するものとします。

#### イ 災害速報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び「三重県災害対策活動実施要領様式2（資料15-1）」に基づく内容とし、町から県地方部総括班を経て、県災害対策本部（防災危機管理部防災対策室、地震対策室、消防・保安室）に報告します。

#### ウ 被害報告

##### （ア）中間報告

ア、イの速報の段階において、報告を求められたときは、その都度、所定の様式又は項目により県関係地域機関に報告します。

##### （イ）確定報告

被害状況の最終報告であり、法令その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告します。報告要領は、上記アのとおりとします。

#### エ その他

（ア）通信手段の途絶、輻輳等により県地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、町は直接消防庁へ連絡するものとします。

（イ）火災・災害等速報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等（震度5強以上の地震発生等）については原則30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、第一報を県地方部総括班ほか、直接消防庁に対しても報告するものとします。

（ウ）住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、前記の速報とは別に「三重県災害対策活動実施要領様式A（資料15-1）」による住家等被害状況速報を県地方部保健福祉事務所を経由して県災害対策本部（第1救助班）に報告するものとします。

### 第5-3節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

#### 【主担当課等】

防災安全課、まちづくり推進課

#### 第1項 活動方針

震災時において、あらゆる広報手段を利用して、住民及び被災者等への伝達・広報活動を行います。その際、避難行動要支援者に配慮したものとします。

### 第5-3節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

#### 第2項 広報体制の確保

#### 第2項 広報体制の確保

##### 1 広報内容

〔南伊勢防〕

住民等への広報内容の主なものは次のとおりとします。

- (1) 地震・津波の災害発生状況
- (2) 気象予警報（特別警報を含む）及び津波・地震に関する情報
- (3) 町災害対策本部に関する情報
- (4) 救助・救出に関する情報
- (5) 避難に関する情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
- (6) 被災者の安否に関する情報
- (7) 二次災害の危険性に関する情報
- (8) 主要道路情報
- (9) 公共交通機関の状況
- (10) ライフラインの状況
- (11) 医療機関及び救護所等の状況
- (12) 給食、給水、生活必需品等の供給に関する情報
- (13) 河川、港湾、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (14) 防疫・衛生に関する情報
- (15) 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- (16) ボランティア及び支援に関する情報
- (17) 住宅に関する情報
- (18) 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（町長からの呼びかけ等を含む）

## 2 伝達及び広報手段

次に示す例の中から、可能な限り多くの伝達及び伝達及び広報手段を用います。

- (1) スピーカーによる放送
- (2) 町防災行政無線
- (3) 広報車
- (4) 掲示板
- (5) 広報紙、チラシ等の印刷物
- (6) 区、自主防災組織等の連絡網による伝達
- (7) ホームページ
- (8) CATV文字放送
- (9) 携帯電話のメールサービス
- (10) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)や「ツイッター」などのソーシャルメディア等

## 3 報道機関に対する報道要請等

- (1) テレビ、ラジオ、新聞紙面等を通じて情報を伝達するよう県に要請します。ただし、やむを得ない場合には、直接報道機関に依頼し、事後に県に報告します。
- (2) 報道機関は、極めて広範囲にかつ迅速に伝達できるため、町災害対策本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表します。また、報道機関が独自に行う取材活動についてはできる限り協力します。

#### 4 広報資料の収集

- (1) 各班（各課等）は、各担当分野に係る災害写真を撮影し、災害の記録に努め、総務班は各班の協力のもとに全体記録を収集及び整理するものとします。
- (2) 調査報告及び災害写真は、広報担当に提出するものとし、それを広報材料として活用します。

#### 5 広聴（問い合わせ・相談）体制

- (1) 災害時においては、被災地区ごとの広聴体制を強化します。
- (2) 住民等からの問い合わせや相談に対応するため、住民対応窓口を設置します。

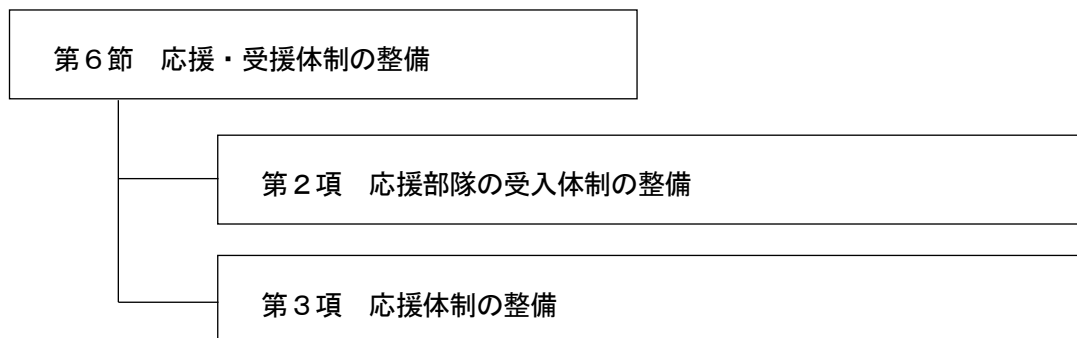
### 第6節 応援・受援体制の整備

#### 【主担当課等】

防災安全課、子育て・福祉課、（南伊勢町社会福祉協議会）

#### 第1項 活動方針

町は、国の活動要領に基づく広域応援部隊・救援物資・災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開するため、広域的な応援・受援体制を整備します。



#### 第2項 応援部隊の受入体制の整備

##### 1 情報の提供と応援の協議

町内の応急対策の進展状況、被害状況、道路交通状況等の必要な情報の提供と共有を行います。また、応援ルートや活動拠点の選定及び応援内容に関する協議・検討をします。

##### 2 応援部隊の誘導等

応援部隊を応援ルートや活動拠点に誘導します。また、協議・検討により事前に定められたヘリコプター臨時離着陸場を準備・提供します。

##### 3 救援物資の受入れ

- (1) 町における救援物資の集積場所を選定・確保し、早期に救援物資の受入体制を整えます。
- (2) 救援物資の受入れに必要な人員・資機材を準備します。なお被災状況により人員・資機材等が準備できない場合には、県及び協定事業者へ要請することとします。
- (3) 受援施設として高台移転による二次物資拠点を確保します。

#### 4 災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ

災害派遣医療チーム（DMAT）が効果的な災害医療を行えるよう、町の被災状況等について情報提供と必要な支援を行います。

#### 5 ボランティアの受入れ

- (1) 関係機関との相互協力により、町は「現地災害ボランティアセンター（町災害ボラセン）」を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れます。
- (2) 現地災害ボランティアセンターにおける受入体制は、第4章第4節「ボランティア活動の支援」によります。

☞ 第3部第4章第4節「ボランティア活動の支援」（3-60～63ページ）参照

#### 6 海外からの支援の受入れ

町は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

### 第3項 応援体制の整備

町長は、広域的な応援を実施する必要があると認めた場合、各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援を迅速に整え、被災地へ向けて前進します。

### 第7節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

#### 【主担当課等】

総務課、防災安全課

#### 第1項 活動方針

町は、南海トラフ巨大地震等の発生又は発生の恐れがある場合に、緊急に必要とする膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するために、県や防災関係機関等に応援を求めるための派遣要請についての体制を確保します。

### 第7節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

#### 第2項 他の防災機関等からの要員の確保

### 第2項 他の防災機関等からの要員の確保

災害の規模等により町災害対策本部の人員のみで対処できない場合又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合は、次に掲げるところにより措置します。

#### 1 労務者及び車両、作業機械等の確保に係る協力要請

- (1) 南伊勢町災害ボランティアネットワークに依頼する。この場合において、町建設業協会、町指定水道公認業者、町内の運送業者等の協力と密接な連絡を保ち、協力を依頼します。
- (2) 三重県建設業協会、南三重電気工事協同組合、伊勢広域上下水道事業協同組合等との密接な連

〔南伊勢防〕

絡を保ち、応援を依頼します。

(3) 南伊勢町災害ボランティアネットワークへ協力要請します。

## 2 応援要請

(1) 指定地方行政機関（国）、県及び他市町に対する職員の応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の職員の派遣（基本法第29条第2項）、県及び他市町職員の派遣（地方自治法第252条の17）等を指定地方行政機関の長、知事及び他市町の長に対し要請します。

(2) 相互応援協定の活用

各種協定（資料編4-6）を活用し、他の防災関係機関等の応援を要請するものとします。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

(3) 日本赤十字社奉仕団への要請

町災害対策本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、南勢志摩地方部（保健福祉事務所）に応援を要請するものとします。

ただし、緊急を要する場合には、町災害対策本部から直接、日本赤十字社に要請を行うものとします。

(4) 自衛隊及び海上保安庁への要請

災害に対し自衛隊及び海上保安庁への要請行うときは、本章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定めるところにより要請します。

☞ 第3部第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」

（3-13～17ページ）参照

(5) 広域的な受援体制の整備

国の活動要領に基づく広域応援部隊・救援物資・災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れを行うときは、本章第6節「応援・受援体制の整備」に定めるところにより応援部隊の受入体制を整備します。

☞ 第3部第1章第6節「応援・受援体制の整備」（3-28～29ページ）参照

## 第8節 災害救助法の適用

### 【主担当課等】

子育て・福祉課、防災安全課

### 第1項 活動方針

救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続を行います。

## 第8節 災害救助法の適用

### 第2項 災害救助法の適用手続き

## 第2項 災害救助法の適用手続き

### 1 災害救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（以下本節において「施行令」という。）第1条に定めるところによりますが、本町における具体的適用基準はおおむね次のとおりです。

#### (1) 適用の要件

- ア 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- イ 救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。
- ウ 原則として同一の原因による災害であること。

#### (2) 適用基準

- ア 町の区域内において40世帯以上の住家が滅失したとき（施行令第1条第1項第1号）。
- イ 県の区域内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内において20世帯以上の住家が滅失したとき（施行令第1条第1項第2号）。
- ウ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失したとき（施行令第1条第1項第3号）。
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（施行令第1条第1項第4号）。

#### (3) 被災世帯の算定基準

- ア 全壊（焼）、流失世帯は、1世帯とする。
- イ 半壊（焼）等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- ウ 床上浸水、土砂の堆積等で一時的居住困難世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

### 2 救助の種類と実施権限の委任

#### (1) 救助法による救助の種類

救助法による救助の種類は、次のとおりです。資料編（資料4-5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」を掲げています。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 福祉サービスの提供
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 生業に必要な資金、器具の貸与又は資料の給与又は貸与
- ケ 学用品の給与
- コ 埋葬
- サ 死体の捜索及び処理
- シ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

(2) 実施権限の委任

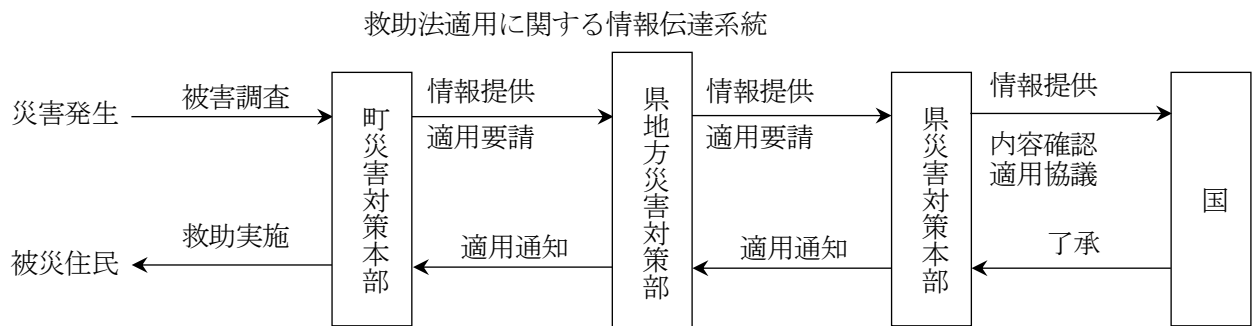
ア 町長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行います。

イ (1) のキにいう生業資金の貸付については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する条例」等による支給や貸付が実施されています。

3 適用手続

(1) 町長は、災害が「1 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請します。

(2) 町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議します。



4 経費の支弁及び国庫負担

救助法が適用になった場合の費用負担についてします。

- ① 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁します。
- ② 国庫負担：①の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付されます。
- ③ 町 負担：救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は町が負担します。

表 標準税収入見込額に占める災害救助費の割合

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

【参考】＜市町別適用基準＞ 施行令第1条第1項によります。

市町名	人口	世帯数	第1号	第2号
南伊勢町	10,979	4,962	40	20

※人口、世帯数は令和2年国勢調査の基礎

※救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる

## 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策

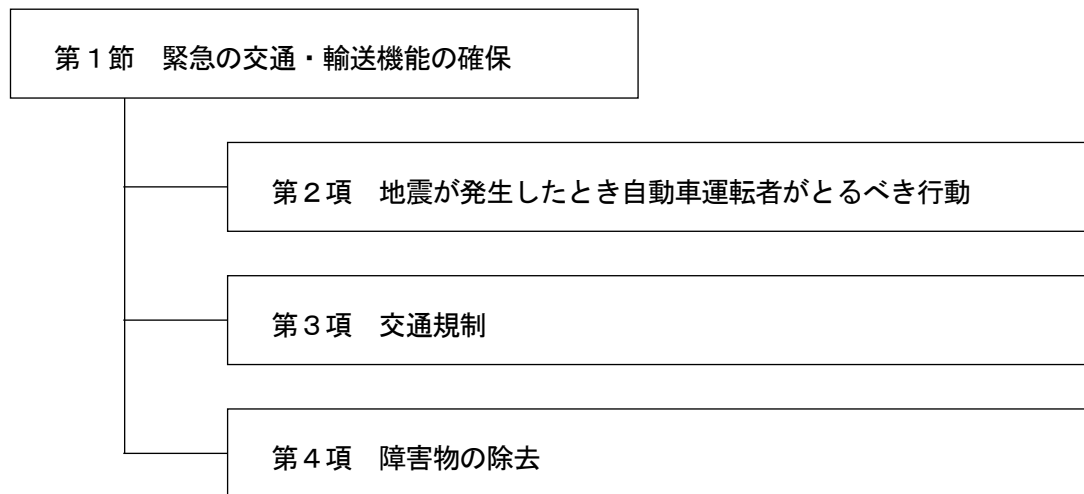
### 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

【主担当課等】

建設課、防災安全課

#### 第1項 活動方針

南海トラフ巨大地震発生時は、交通の混乱とともに、道路等に障害物が発生することが想定されるため、町は関係機関と協力して、救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないように、交通規制、障害物除去等を実施するなど、緊急の交通・輸送機能を確保します。



#### 第2項 地震が発生したとき自動車運転者がとるべき行動

##### 1 自動車を運転中にとるべき行動

自動車を運転中に大地震が発生したとき、運転者は、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止し、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動します。

##### 2 一般車両の自動車運転者がとるべき行動

- (1) 一般車両の運転者は、原則として避難のために車両を使用せず、徒歩で避難します。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動します。やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しないでおきます。

#### 第3項 交通規制

##### 1 交通状況の調査

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、町災害対策本部は、道路管理者等その他の関係機関との連携を密にして情報を収集するとともに、町内の道路交通障害情報等を通報する等、相互の情報交換を実施します。

## 2 交通規制の実施責任者

道路交通制限は、道路管理者（町長等）及び警察（伊勢警察署）が実施する権限を持つもので、災害時は、速やかに必要な規制を行います。

## 3 交通規制の実施

### （1）道路管理者による交通規制

道路管理者（町長等）は、道路の損壊・決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路法（第46条）に基づく交通規制を実施します。この場合、警察（伊勢警察署）との連絡を密に行います。

### （2）警察（伊勢警察署）による交通規制（参考：県計画より）

警察（伊勢警察署）は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため通行の禁止及び制限を行う必要があると認めたときは、次により交通規制を実施します。

#### ア 道路交通法（以下「道交法」という。）に基づく署長の交通規制

署長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地への流入抑制を図るほか、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止します。

#### イ 災害対策基本法に基づく交通規制

公安委員会は、基本法第76条第1項に基づき指定された緊急交通路及び迂回路を指定して、必要な交通規制を実施します。

署長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行います。

#### ウ 道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、さらに交通規制の必要があると認めるときは、上記の交通規制を解除し、あらためて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止し又は制限します。

#### エ その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋梁落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察（伊勢警察署）においても危険防止のための交通規制を実施する。

### （3）交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課及び道路管理者（町長等）は、報道機関、日本道路情報センター及び交通情報板等を通じ、規制の区域又は区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図ります。

## 4 路上放置車両等に対する措置

### （1）警察官の措置

基本法第76条の3に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができます。

また、現場に管理者等がいらないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことが

できます。

#### (2) 現場に警察官がいない場合の措置

消防吏員及び災害派遣部隊自衛官は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、(1)の警察官のとり措置を行うことができます。

ただし、この措置は、直ちに伊勢警察署長に通知します。

### 5 道路の応急復旧等

#### (1) 道路、橋梁等の応急措置

道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を行い、交通を確保します。

#### (2) 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

ア 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報します。

イ 通報を受けた警察官又は町長は、相互に連絡するとともに、町長は、被害状況の調査に当たります。調査の結果、支障箇所を発見したときは、その道路名、箇所、その他被害状況等を防災関係機関に連絡します。

ウ 道路管理者及び上下水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報します。

### 6 緊急通行車両の確認

#### (1) 事前届出制度

ア 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受けます。

イ 事前届出についての事務は、伊勢警察署交通課において受け付け、警察本部交通規制課において行われます。

#### (2) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

##### ア 確認の申し出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出ます。

##### イ 標章及び証明書の交付

上記において確認を受けたときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定める標章及び証明書が交付されます。

##### ウ 緊急通行車両の確認の取扱い

緊急通行車両の確認事務については、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、各警察署及び災害時に設置される交通検問所並びに知事部局において行います。

## 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とします。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施します。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルです。

## 7 海上交通の規制及び確保（参考：県計画より）

鳥羽海上保安部及び港湾管理者は、海上の交通安全を確保するため、次の活動を行います。

- (1) 海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止します。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。
- (4) 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。
- (5) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めます。

## 第4項 障害物の除去

## 1 障害物除去の実施責任者

- (1) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行います。
- (2) 救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた町長が行います。

## 2 障害物除去の対象

災害時における障害物の対象は、おおむね次のとおりとします。

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合

〔南伊勢防〕

- (2) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (3) その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 3 障害物除去の方法

- (1) 町は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は町建設業協会等の協力を得て速やかに行います。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施します。

### 4 除去した障害物の処理

#### (1) 障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮しますが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管します。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所
- イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

#### (2) 障害物の処理における留意点

- ア 障害物の発生量の把握
- イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等の優先的な収集
- ウ できる限りの分別収集とリサイクル化

### 5 救助法による障害物の除去

救助法による障害物の除去は、資料編（資料4-5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第2節 水防活動

### 【主担当課等】

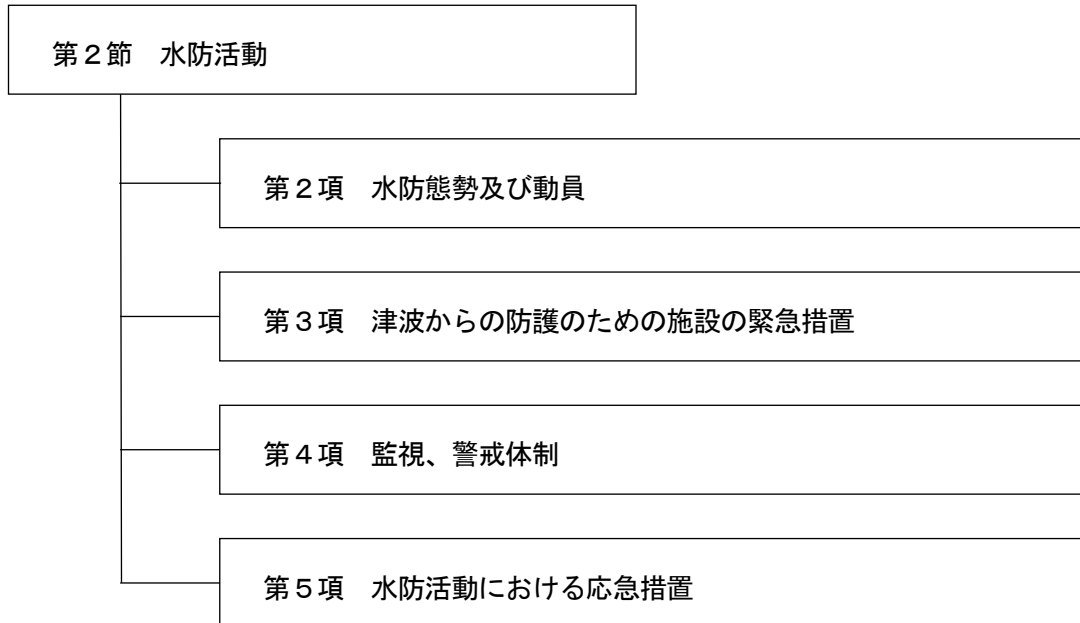
防災安全課、建設課、水産農林課、(消防団)

### 第1項 活動方針

南海トラフ巨大地震発生時には、津波の溢流、津波による海岸、河川堤防等の損壊及び河川、ため池等護岸、堤防の損壊、山腹の崩壊などの大規模崩壊によるせきとめ、溢流、氾濫などによって水害を生じることが予想されます。

このため、地震後の河川、海岸保全施設、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し必要な応急措置をとります。

ただし、津波等により水防活動に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をすることを優先します。



## 第2項 水防態勢及び動員

町は、第3部第1章第1節「活動態勢の整備」に定める組織（町災害対策本部）を確立し、第3部第1章第2節「災害対策要員の確保」に従って、動員を実施し、水防活動に当たります。

- ☞ 第3部第1章第1節「活動態勢の整備」（3-1～8ページ）参照
- ☞ 第3部第1章第2節「災害対策要員の確保」（3-8～10ページ）参照

## 第3項 津波からの防護のための施設の緊急措置

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波注意報（津波予報区「三重県南部」）が発表されたときは、直ちに水門及び閘門を閉鎖します。

ただし、津波時に閉鎖に時間を要する場合は、直ちに避難します。

また、工事中の施設等については、作業の即時中断等の措置を行います。

## 第4項 監視、警戒体制

### 1 巡視

(1) 水防管理者（町長）は、水防法第9条に基づき、随時町内の河川、海岸保全施設を巡視し、水防上危険と認められる箇所（重要水防区域については資料9-3を参照）を発見したときは、直ちに県水防支部（県地方部伊勢建設事務所）に報告し、必要な措置を求めます。

☞ 資料9-3 「重要水防区域」参照

(2) 次の事項については、特に整備・点検等に留意し、緊急の事態に備えます。

- ア 水門、樋管の点検
- イ 角材の保管状況確認
- ウ 用水頭首工の門扉の点検
- エ 堤防弱小箇所又は新設箇所の点検

### 2 非常警戒

(1) 水防管理者（町長）は、水防警報が発動された場合、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、

〔南伊勢防〕

現在工事中の箇所、その他特に重要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに県水防支部（県地方部伊勢建設事務所）に連絡するとともに、水防作業を開始します。

- ア 裏法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
  - イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
  - ウ 天端の亀裂又は沈下
  - エ 堤防の越水状況
  - オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
  - カ 橋梁、その他の構造物と堤防との取付部分の異常
- (3) 防潮扉、水門、えん堤等の操作

防潮扉、水門、えん堤等の管理者（操作責任者を含む。）は、津波予報の発表を知り、又は地震予知情報等の通知を受けたときは、水位、潮位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行います。（資料9-4、9-5、9-6参照）

- ☞ 資料9-4 「樋門・水門・閘門・樋管等設置箇所」参照
- ☞ 資料9-5 「防潮扉・角落等設置箇所」参照
- ☞ 資料9-6 「水門・陸閘（海岸保全施設）」参照

## 第5項 水防活動における応急措置

地震・津波により、堤防、ため池、樋門等が損壊又は決壊したときは、水防管理者（町長）、水防（消防）団長、消防機関の長等は、でき得る限り被害の増大を防止するように応急措置に努めるとともに、早期の応急復旧に努めます。

## 第3節 ライフライン施設の復旧・保全

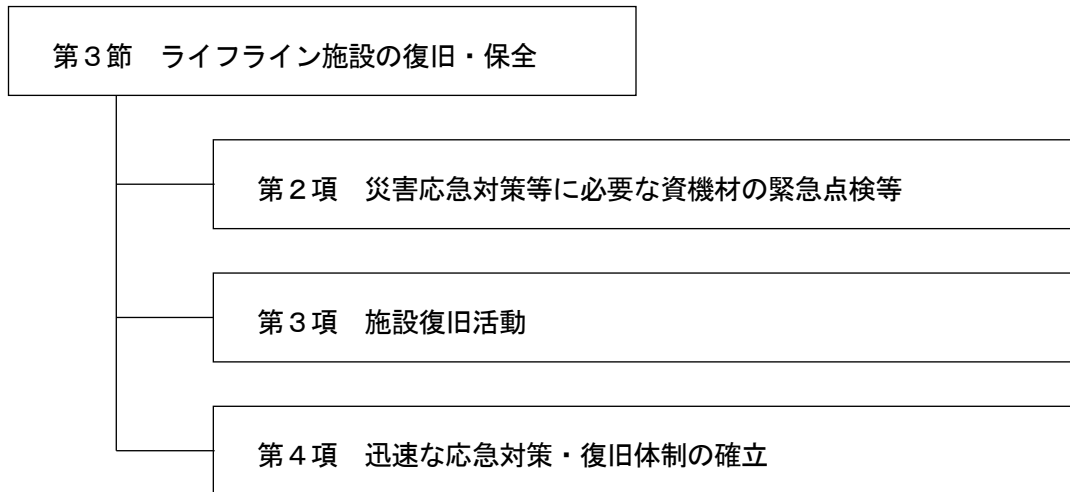
### 【主担当課等】

上下水道課、建設課、防災安全課、まちづくり推進課

### 第1項 活動方針

上水道、下水道等のライフライン施設の関係機関は、地震発生後、所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保に努めるものとし、迅速な応急復旧を行うため、機関相互において、緊密な連携の確保に努めるものとします。

特に水道施設については、被害を受けた場合には被災者に大きな影響を及ぼすことから、優先して迅速な応急復旧を行います。



### 第2項 災害応急対策等に必要な資機材の緊急点検等

各施設の管理者等は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行います。

### 第3項 施設復旧活動

#### 1 上水道

- (1) 水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと、県災害対策本部と連絡を密にしながら応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努めます。
- (2) 水道施設の復旧作業は、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管などの重要施設から優先的に実施します。
- (3) 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始します。
- (4) 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努めます。
- (5) 町のみでの対応が困難な場合、「三重県水道災害広域応援協定」（資料4-6）に基づき、南勢志摩ブロック代表者（松阪市）又は県等に応援要請します。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

- (6) 水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、町民の不安解消に努めます。

#### 2 水道応急復旧活動の調整（参考. 県計画より）

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急復旧活動について調整にあたります。

- (1) ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約します。
- (2) ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認します。
- (3) ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請します。
- (4) ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等から

ブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請します。

- (5) ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請します。

### 3 下水道

- (1) 下水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと、県災害対策本部と連絡を密にしなが  
ら応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）や関係  
業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の緊急性、重要性が高いものから応急復旧を  
行い、下水道施設機能の迅速な回復に努めます。また二次災害の防止に努めます。
- (2) 下水道施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、早期に応急復旧工事に着手す  
るよう努めます。
- (3) 復旧までの間、必要に応じて住民に対し、水洗トイレや風呂等の使用を極力控える広報活動  
を行います。
- (4) 処理不能となった場合、公共下水道管理者及び集落排水管理者は住民に対し、使用制限の措置  
を講じます。また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線  
等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努めます。

### 第4項 迅速な応急対策・復旧体制の確立

被害の拡大や二次災害を防止するため、町及びライフライン施設の関係機関は、連絡体制を常に明  
確にし、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を確立します。

### 第4節 公共施設等の復旧・保全

**【主担当課等】**

建設課、水産農林課、防災安全課

#### 第1項 活動方針

南海トラフ巨大地震の発生後は、道路、橋梁、港湾・漁港施設、河川、海岸等の公共土木施設は、  
町内で甚大な被害が想定され、大きな混乱の原因となり、応急対策上の障害にもなります。緊急輸送・  
搬送ネットワークを確保するとともに、町民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・  
巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止します。

また、農業用施設、林業用施設及び漁業用施設が被害を受けた場合は、応急復旧の実施等必要な措  
置を行います。

なお、地震が発生した場合、工事中の公共工事は工事の中断等の措置を行います。

第4節 公共施設等の復旧・保全

第2項 公共施設等の復旧・保全対策

第3項 迅速な応急対策・復旧体制の確立

## 第2項 公共施設等の復旧・保全対策

### 1 公共土木施設

#### (1) 道路・橋梁

ア 緊急交通路の確保に引き続き、町民生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握するほか、緊急度、重要度を勘案しながら障害物除去、応急復旧工事に着手します。

イ 障害物の除去については、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとします。

ウ 道路管理者は、町及び(一社)三重県建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努めます。

#### (2) 港湾・漁港施設

被災後の地域の状況によって海上の緊急輸送用の拠点として、応急仮棧橋を建設して緊急輸送に対処するよう管理者に要請します。

また、速やかに岸壁、物揚場等港湾施設の補修や補強を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置を管理者に要請します。

#### (3) 河川・海岸

河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除します。

## 2 農業用施設、林業用施設及び漁業用施設

### (1) 農業用施設、林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手します。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行います。

### (2) 漁業用施設

災害の発生により、漁業用施設に被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、応急復旧の実施等必要な措置を行います。

## 第3項 迅速な応急対策・復旧体制の確立

被害の拡大や二次災害を防止するため、町及び公共施設の関係機関は、連絡体制を常に明確にし、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を確立します。

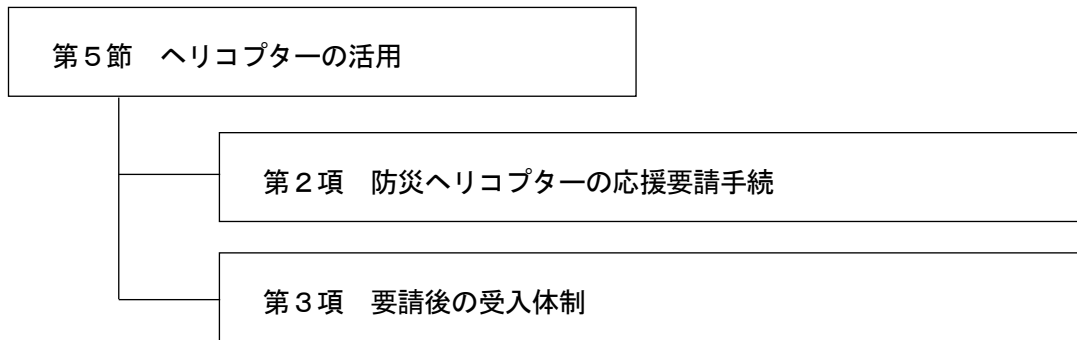
## 第5節 ヘリコプターの活用

【主担当課等】

防災安全課

## 第1項 活動方針

地震が発生し、より迅速かつ的確に対応を必要とする場合には、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に利用し、災害応急対策の充実強化を図るものとします。



### 共通事項 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理規程」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」（資料1 1-1）の定めるところにより、町の要請に基づき運航するが、非常体制が発令された場合は、町の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動するものとします。

☞ 資料1 1-1 「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」参照

### 第2項 防災ヘリコプターの応援要請手続

町長は、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、知事に対し防災ヘリコプターの応援要請を次のとおり行うものとします。

#### 1 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町長、志摩市消防本部消防長又は紀勢地区広域消防組合消防本部消防長は応援を要請するものとします。

- (1) 災害が、隣接市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町、志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

#### 2 応援要請方法

知事（防災対策室）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとなりますが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出するものとします。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

#### 3 緊急応援要請要求連絡先

防災対策部 消防・保安課 防災航空班      T E L 059-235-2558（緊急専用回線）  
F A X 059-235-2557

### 第3項 要請後の受入体制

町は、県防災ヘリコプターの派遣を要請した場合には、県防災ヘリコプターが円滑に活動できるよう、直ちに次の準備等を行います。

- (1) 町の連絡責任者の決定
- (2) ヘリポートの確保
- (3) その他応援要請内容に応じた必要な措置

## 第3章 救助・救急及び医療・救護活動

### 第1節 救助・救急及び消防活動

#### 【主担当課等】

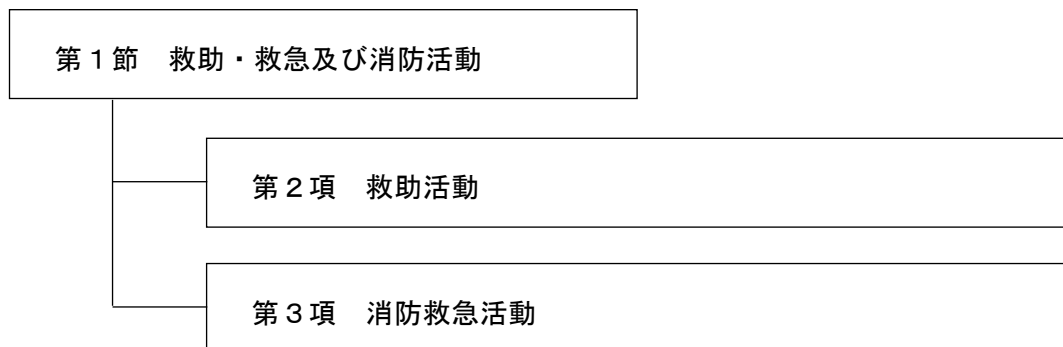
防災安全課、(消防本部・消防団)

#### 第1項 活動方針

南海トラフ巨大地震が発生した場合、救助を要する者が多数発生し、消防本部や警察等のみの力ではこれら要救助者を救助することができないことが想定されます。そのため、消防団や自主防災組織を中心とした住民自身が、出火防止・初期消火活動を行うとともに、住民の避難時における安全確保を行い、可能な限り早期に救助活動に参加します。

また、同時多発火災等から住民の生命・身体を保護するため、町は、自衛隊、海上保安庁、警察、消防機関及び医療機関と連携し、救助・救急及び消防活動が迅速かつ適切に実施できる体制を構築します。

なお、活動にあたっては、県防災ヘリコプター等を有効に活用します。



#### 第2項 救助活動

##### 1 活動の実施及び調整

被災者の救出は、町災害対策本部において迅速に対応することを原則とします。

救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあって、町のみでは十分な救出活動ができないときは、関係機関と緊密な連絡をとり、実施するものとします。

- (1) 町は、志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部、警察、医療機関、自衛隊等の協力を得て、救急・救助活動を実施します。また、住民の相互支援を呼びかけます。
- (2) 大震災が発生した場合には、被害が広域において同時多発し、輸送路も麻痺しやすいことから救助機関が被災地に赴くのに時間を要することとなります。被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、救助関係機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救助活動に努めます。
- (3) 町単独では十分な救出活動が困難な場合は、県や他の市町村へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたります。

## 2 資機材の確保

- (1) 救急・救助活動に必要な資機材については、原則として当該活動を実施する機関が携行します。
- (2) 必要に応じて民間からの協力等により、必要な資機材を調達します。

## 3 救助法による救助

救助法による救助は、資料編（資料4－5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4－5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第3項 消防救急活動

### 1 消防救急活動の実施及び調整

- (1) 町は、志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部と協力し、住民や事業所に出火防止と初期消火の徹底について、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団と一体となって避難の安全確保及び延焼防止を行います。
- (2) 町は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施します。
- (3) 災害の規模が大きく、関係機関の応援を必要とするときには、町は「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請します。  
また、他市町からの要請又は県からの指示があった場合は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図ります。
- (4) 町は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請します。  
また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとします。

### 2 応援部隊の進出・活動拠点の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保します。

### 3 資機材の点検・調達

- (1) 消防機関は、地震が発生した場合において、消防活動等を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行います。
- (2) 消防救急活動に当たっては、それぞれの保有資機材を活用するが、必要に応じて民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な活動を行います。

### 4 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとします。

## 第2節 医療・救護活動

【主担当課等】

町立南伊勢病院、子育て・福祉課

## 第1項 活動方針

南海トラフ巨大地震が発生した場合、建物、工作物等の倒壊、火災、津波等の発生により多数の負傷者等が同時に発生し、医療、救護の需要は膨大なものとなり、また、医療施設自体の損傷による機能低下も予想されます。このような場合でも、的確に医療・救護活動を行い、被災者の生命、身体の保護に努めます。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者支援をふまえた、医療・保健・福祉の連携を図ります。

## 第2節 医療・救護活動

## 第2項 医療及び助産の実施方法

## 第2項 医療及び助産の実施方法

## 1 医療救護班の編成

(1) 町は、災害現場において、医療活動を実施する必要があるときには、町立南伊勢病院及び伊勢地区医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、医療活動を実施します。

なお、医療救護班の編成基準は、次によります。

- ア 医師 1～2名（うち1名は班長）
- イ 看護師 2～5名（うち1名は看護師長）
- ウ 事務職員等 1～2名

※災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えます。

(2) 医療救護班が不足するときには、県地方部に対し、医療救護班の派遣を要請します。ただし、緊急を要するときは隣接地の医療救護班の派遣要請等を行います。

## 2 救護所の設置等

町は、医療活動のため必要と認める場合には、災害現場付近の適当な施設又は避難所等に救護所を設置します。

## 3 医療情報の収集・伝達

町は、医療施設の診療状況、負傷者等の収容状況等の情報を迅速に把握し、住民等への伝達に努めます。

## 4 患者搬送及び収容の実施

(1) 被災地の医療機関では十分な治療ができない患者等については、志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部に要請し、救急自動車等により医療が可能な町周辺の医療機

〔南伊勢防〕

関に搬送し、医療を実施します。

また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとします。

上記によってもなお、受入れが困難な透析患者等については、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受入れ可能な地域への移送を行います。

また、町長等は、緊急性がありヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができます。

(2) 患者搬送体制については、第3部第5章第1節「緊急輸送手段の確保」によるものとします。

☞ 第3部第5章第1節「緊急輸送手段の確保」(3-71~73ページ)参照

(3) 患者搬送先の町周辺の医療機関や災害拠点病院との連携体制を確立します。

## 5 医薬品等の確保

医療・助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等は、原則として町内医療機関に備蓄されているものを使用しますが、不足する場合には、県地方部に要請します。

## 6 医療施設の応急復旧

(1) 町立南伊勢病院応急復旧計画

町立南伊勢病院の災害による被害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努めます。

(2) 応急復旧用物資の優先供給

医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼します。

## 7 救助法による医療及び助産

救助法による医療及び助産は、資料編(資料4-5)に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第4章 避難及び被災者支援等の活動

### 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営

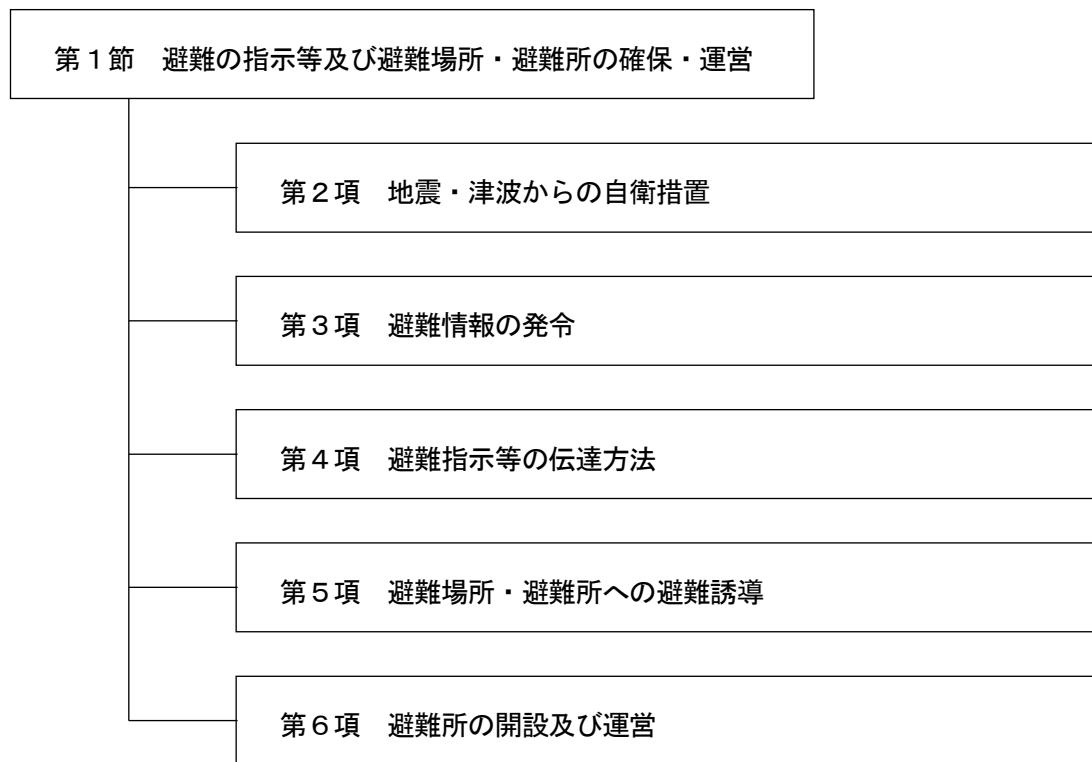
#### 【主担当課等】

防災安全課、高齢者支援課、避難施設主管課

#### 第1項 活動方針

南海トラフ巨大地震等が発生し、避難の指示等が出された場合は、町及び防災関係機関等は、迅速かつ的確な避難誘導を実施し、人命の被害の軽減を図るとともに、それらの避難者及び居住の場所を失った者を一時的に収容するための避難場所・避難所の確保・運営等について定めます。

特に、津波来襲時における避難対象地域の住民等に対しては、あらゆる手段を尽くして避難の指示を徹底します。



#### 第2項 地震・津波からの自衛措置

##### 1 住民の自主避難と避難行動の促進

###### (1) 自主避難

住民は、津波警報が発表されたときや大規模な地震が発生したときは、停電等で情報が入手できない場合でも身の安全を第一に自主的に避難します。

###### (2) 避難行動の促進

避難に当たっては、地区の「災害時行動計画」に沿って、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な避難誘導により、避難場所に避難します。

##### 2 避難行動要支援者の避難支援

地区の「災害時行動計画」に沿って、可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の確実な伝

〔南伊勢防〕

達及び避難の支援に努めます。

### 第3項 避難情報の発令

#### 1 町による発令

町は、地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地震・津波による被害から町民の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示等を発令します。

ただし、津波による被害が想定されるとき、次の高齢者等避難又は避難指示の発令基準に基づく判断のもと、町は、津波警報等の発表に先立って、避難指示等の発令を検討します。

##### (1) 避難指示等の発令基準

ア 本部長（町長）は、次の基準をもとに、基本法第60条により、避難対象地域に対し、高齢者等避難又は避難指示の発令を判断します。発令を行った場合、本部長（町長）は、速やかにその旨を知事に報告するものとします。

種別		発令基準
高齢者等避難※	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。それ以外の者は、避難の準備を開始。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠地地震に関する情報（遠地で発生した地震による津波の場合）</li> <li>・その他本部長が必要と判断したとき。</li> </ul>
避難指示	被害の危険が切迫している場合等に発せられ、居住者等を避難のため立ち退かせるためのもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波予報区「三重県南部」に津波注意報又は津波警報（津波・大津波）が発表されたとき。</li> <li>・その他本部長が必要と判断したとき。</li> </ul>
状況に応じて、沿岸部に避難指示を発令する。		強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

※ 津波による災害の発生、又発生するおそれがある場合は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令します。

イ 本部長不在又は事故のときは、副本部長、本部分、本部員の順で本部長の職務を代理します。

#### 2 町以外の発令措置

##### (1) 知事の措置

災害の発生により町の行政機能が著しく低下し、町長が避難指示等の発令できなくなったときは、町長に代わって知事が発令します。

##### (2) 警察官の措置

ア 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が指示できないと認められるとき又は町長から要求があったときは、警察官は、避難指示を行います。この場合は、警察官は、その旨を町長に通知します。（基本法第61条）。

イ 災害による危険な事態がある場合、警察官は、その場の危険を避けるため、その場に居合わせた者を避難させます（警察官職務執行法第4条）。この場合、その旨を公安委員会に報告

します。

ウ 災害による危険を防止するため特に必要がある場合において、町長等が現場にいないとき、又は町長から要求があったときは、警察官は、警戒区域を設定します。この場合、直ちにその旨を町長に通知します。

### (3) 海上保安官の措置

(2) の警察官の措置に準じます。

### (4) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることがあります（自衛隊法第94条）

### (5) 津波のための措置

ア 津波により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者、知事又はその命を受けた県職員は、立ち退きを指示するものとします（水防法第29条）。

イ 水防管理者が前記指示をする場合には、警察署長にその旨を通知するものとします（水防法第29条）。

## 3 地震が発生したときの津波に対するその他措置

町は、強い地震（震度4以上の地震）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、次の措置をとります。

- (1) 本部長（町長）は、津波警報等の情報が入手できなくても、直ちに、海浜にある者、海岸付近の住民に対し、急いで海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示します。
- (2) 津地方気象台より何らかの通報が届くまで、少なくとも30分間は安全な地点で海面の状態を監視する体制をとります。
- (3) NHK等の放送機関の放送を聴取します。
- (4) 津波情報の的確な収集・伝達を行います。（第5-1節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」によります。）

☞ 第3部第1章第5-1節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」

(3-18～24ページ) 参照

## 第4項 避難指示等の伝達方法

### 1 津波災害に対する避難の周知徹底

津波災害に対する避難指示等は、その性格上、迅速な伝達が求められることから、全国瞬時警報システム(J-ALERT)での津波警報等の受信と連動して自動で行われる同報系防災行政無線及び津波警報等を周知する場合の標識（サイレン音）の配信・放送及びサイレン音をもって避難指示等の発令とします。

- (1) 避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、第3節「通信機能の確保」に定めるとおり、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築します。

☞ 第3部第1章第3節「通信機能の確保」（3-10～13ページ）参照

- (2) 住民等への周知

5-1節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」に定めるとおり、関係機関と

協力して、次の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図ります。

☞ 第3部第1章第5-1節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」  
(3-18~24ページ) 参照

- ア 防災行政無線による周知
- イ CATVのテロップ・緊急放送による周知
- ウ 広報車による周知（ただし、津波のおそれのある地区には立ち入らない）
- エ 三重県防災ヘリコプターの活用（県への支援要請）
- オ 放送関係機関への放送要請（県を通じて）
- カ メール配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス
- キ 警鐘・サイレンによる避難指示等の信号
- ク 障がい者や外国人など、避難に際して特に配慮を要する要配慮者への避難情報の提供

警鐘	乱打		
余いん防止付	<u>1分</u>	<u>1分</u>	<u>1分</u>
サイレン信号	<u>5秒</u>	<u>5秒</u>	

※ 信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用するものとします。

- (3) 特に配慮を要する障がい者や外国人等の避難行動要支援者や釣り客等の観光客などへの避難情報を提供します。
- (4) 津波到達時間を考慮した情報伝達  
津波警報等に基づく避難指示等の伝達等に当たっては、防災対応に当たる者の安全が確保されるよう、予想される津波到達時間を考慮して行動します。

## 2 避難の指示内容

避難の指示は、次の内容を明示します。ただし、津波災害に対する避難指示等は避難への呼びかけを優先します。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

## 3 緊急安全確保の内容

緊急安全確保は、次の内容を明示します。

- ア 災害発生日時
- イ 発生場所
- ウ 避難時の注意事項等

#### 4 津波避難に係る消防機関等の活動

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項を重点として必要な措置を行います。

- (1) 津波情報の収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 救助・救急 等

#### 5 避難指示等の解除

本部長（町長）並びに避難指示等発令者は、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとします。

#### 6 警戒区域の設定

##### (1) 実施者

- ア 本部長（町長）、町職員（基本法第63条）
- イ 消防団長、消防団員、消防職員（水防法第21条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は要求された場合）
- オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項 町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

##### (2) 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいいます。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点です。

- ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものです。
- イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多いです。
- ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定があります。

##### (3) 住民等への周知及び避難先の指示

警戒区域の設定を行った場合は、避難の指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知し、避難先を指示します。

#### 7 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとします。

## 第5項 避難場所・避難所への避難

### 1 対象とする避難者

#### (1) 災害によって現に被害を受けた者

- ア 住宅が全焼、流出又は半壊等の被害を受け、日常起居する住居の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

#### (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ア 避難の指示が行われた場合
- イ 避難の指示は行われていないが、緊急に避難することが必要である場合

#### (3) 帰宅困難者（通勤者・旅行者等）

帰宅が困難になった者が町内に滞留した場合、避難誘導し、避難所等を確保します。また、町にある民間企業の労働者の安全を図るため、災害発生時に、町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するとともに、民間従業員が一斉徒歩帰宅しないよう、また、従業員や観光客等の一時的な収容について、企業に呼びかけます。

#### (4) 在宅避難者

避難所に入れない人々や、自宅の被害はまぬがれたもののライフラインの停止等により生活できない人々（在宅被災者）等を含みます。

#### (5) その他本部長が必要と認めた場合

### 2 避難場所への誘導避難

#### (1) 津波による浸水が想定される地域における避難場所への避難誘導においては、各地区の「災害時行動計画」に基づき速やかな避難を行います。

#### (2) 避難場所への避難は徒歩を原則とします。ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、計画等で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を含めます。

### 3 避難所への誘導避難

#### (1) 避難の順序

避難場所から避難所への誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先して行います。

その際、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行います。

#### (2) 移送の方法

自力での避難が困難な者については、車両、船舶等により行います。

#### (3) 広域による大規模移送

ア 災害が広域にわたり、大規模な避難者の移送を要し、町では対応が不可能な場合には、県地方部に避難者移送を要請します。

イ 事態が急迫しているときには、町は、近隣市町及び警察署等に連絡して実施します。

#### (4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導します。

## 第6項 避難所の開設及び運営

### 1 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、道路の通行不能や交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容します。

### 2 避難所の開設

- (1) あらかじめ指定されている避難所（資料5-1）については、「避難所運営マニュアル」に沿って避難所を開設します。
- (2) 必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入れ状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努めます。
- (3) 災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、県を通じ、隣接市町に住民の受入を要請します。
- (4) 避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護します。
- (5) 避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保を行います。
- (6) 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施します。

### 3 長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整

避難者の長期滞在に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整します。

### 4 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災害対策本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができます。

### 5 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告します。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

### 6 再避難の実施

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を講じるため、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講じます。

## 7 避難所の運営及び管理

避難所は、「避難所運営マニュアル」に沿って運営及び管理しますが、特に次の点に留意して、適切な管理に努めます。

- (1) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとします。
- (2) 食料等の配布に当たっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などの活用を図ります。
- (3) 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。
- (4) 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮します。
- (5) 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設けます。
- (6) 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がけます。また、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣します。
- (7) 避難所の開設期間は、できる限り短期間となるよう努めます。
- (8) 避難者の住宅およびその敷地については、県と連携して速やかに被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、必要に応じて応急修理を施すなどして、自宅における二次災害の発生危険性が少ないと判定等された方の自宅避難を促進します。
- (9) 自宅に戻れない避難者についても、所要の応急保護をなした後、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても応急仮設住宅や公営住宅、民間住宅等をあつせんする等の支援により移住を促し、できる限り短期間の開設となるよう努めます。
- (10) 帰宅困難者については、交通情報等の迅速な提供により早期の帰宅を促します。
- (11) ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努めます。
- (12) ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達、食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努めます。
- (13) 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努めます。

## 8 救助法による避難所の設置・運営

救助法による適用対象となる避難所の設置・運営は、資料編（資料4－5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策

### 【主担当課等】

高齢者支援課、(南伊勢町社会福祉協議会)、防災安全課

### 第1項 活動方針

避難行動要支援者は、災害の発生や危険が迫っていることの認知、安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けることなどに大きな困難が生じるため、避難行動要支援者への支援を迅速、適切に実施します。

町は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図ります。また、医療・保健・福祉の連携を図ります。

## 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策

### 第2項 災害発生直後の支援

### 第2項 災害発生直後の支援

#### 1 要配慮者利用施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者利用施設、福祉避難所の被災状況の把握に努めます。

#### 2 避難行動要支援者の避難誘導等

##### (1) 安否確認

ア 災害発生後、地域住民や区、自主防災組織は、あらかじめ定められた各地区の「災害時行動計画」等に基づき、速やかに在宅高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否情報、所在の確認に努めます。

イ 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、発災後速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保し、安否の確認・所在の把握に努めます。

##### (2) 避難所等への誘導

地域住民や区、自主防災組織は、町、防災関係機関、社会福祉協議会、関係団体、地域ボランティア等と協力し、必要とされる避難行動要支援者を避難所等へ誘導します。

##### (3) 要配慮者窓口の設置

町は、避難所を設置する場合には、要配慮者窓口を設置し、きめ細かな情報提供や支援体制の強化を図ります。

#### 3 避難所等での避難行動要支援者対策の推進

##### (1) 避難所等における避難行動要支援者のニーズ把握と運営

避難所を開設した場合、避難所運営マニュアルを活用し、聞き取り調査等により避難行動要

[南伊勢防]

支援者の状況とニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、避難行動要支援者に配慮した運営を行います。

#### (2) 福祉避難所等への避難の実施

体調や支援の状況等を総合的に判断して、避難所での生活が困難な避難行動要支援者については、適切な福祉サービスが可能な社会福祉施設等の福祉避難所へ移送します。

#### (3) 避難行動要支援者の生活の場を確保

福祉避難所を開設できない場合又は不足する場合は、町営住宅、公共の宿泊施設の活用とともに、応急仮設住宅を優先的に確保し、避難行動要支援者の生活の場を確保します。

### 4 避難行動要支援者の支援活動

#### (1) 避難行動要支援者に配慮した食料・物資等の供給

町は、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、生活関連情報、保健福祉サービス、医療サービス等の情報提供を行うとともに、個々の避難行動要支援者ニーズに応じた食料・物資等についても可能な限り確保・供給に協力します。

#### (2) 在宅の避難行動要支援者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された避難行動要支援者については、その生活実態を的確に把握し、在宅福祉サービス等の継続的な提供に努めます。

### 5 外国人支援

外国人の被災・避難状況の確認に努めるとともに、外国人が避難する避難所で、通訳・翻訳ボランティア等の確保と協力に努めます。

## 第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保

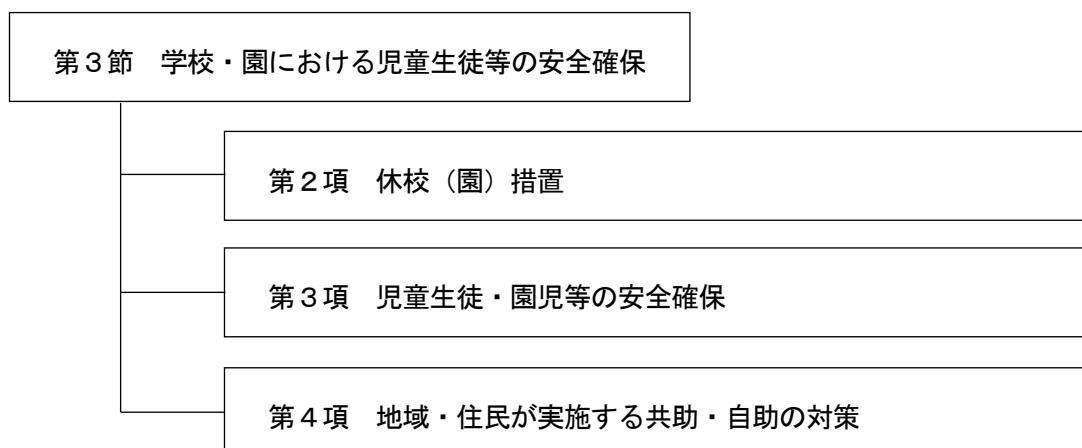
### 【主担当課等】

教育委員会事務局、子育て・福祉課、防災安全課、総務課

### 第1項 活動方針

地震の発生又は津波警報発令時は、児童生徒・園児等の安全確保を最重要な活動方針とし、小中学校・園における地震・津波対策の周知徹底と防災訓練の強化により、教職員・保育士等は迅速かつ適切な行動をとります。

また、小中学校・園に避難行動要支援者がいる場合は、その救出を優先します。



## 第2項 休校（園）措置

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、小中学校・園は、休校（園）等の措置をとりま

す。

## 第3項 児童生徒・園児等の安全確保

### 1 在 校（園）時の安全確保

#### (1) 児童生徒・園児等の避難

小中学校及び保育所は、地震の発生、又は津波警報発令等により、校・園内にとどまることが危険であると判断したときは、直ちに教職員・保育士等全教職員で児童生徒・園児等を掌握し、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒・園児等を避難させます。

#### (2) 児童生徒・園児等の安否確認

児童生徒等の安全が確保された場合は、直ちに点呼等により児童生徒・園児等並びに教職員・保育士等の安否確認を行い、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

### 2 登下校（園）時の安全確保

#### (1) 登下校（園）している児童生徒・園児等の避難

小中学校及び保育所は、児童生徒・園児等の登下校（園）時に人的・物的被害が見込まれる地震が発生した場合、教職員・保育士等で手分けし、直ちに登校（園）している児童生徒・園児等及び学校（園）に避難してきた児童生徒・園児等を掌握し、避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒・園児等を避難させます。

#### (2) 登下校（園）中の児童生徒・園児等の安否確認

あらかじめ定めた登下校（園）時の情報収集伝達方法、保護者との連絡方法等により、登下校（園）中の児童生徒・園児等の安否確認を行い、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

### 3 夜間・休日等における児童生徒等の安否確認

#### (1) 校長及び教職員の参集等

小中学校校長・保育所園長及び学校・保育所防災計画であらかじめ指定された教職員・保育士等は、地震発生を確認次第、参集基準に従い登校（園）し、施設が被災している場合には応急措置を行う等被害の拡散防止に努めます。

#### (2) 児童生徒・園児等への連絡による安否確認

地震により地域に人的・物的等の被害が見込まれる場合は、児童生徒・園児又はその保護者等に連絡をとり、安否及び所在を確認し、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

### 4 学校・園の施設の被害状況の把握と公表

町災害対策本部は、小中学校・保育所の人的被害及び施設の被害状況を各学校・園から収集し、整理します。また、被災状況を踏まえ公表が必要な場合、児童生徒・園児等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努めます。

#### 第4項 地域・住民が実施する共助・自助の対策

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域住民や区、自主防災組織等は、小中学校・園等と協働し、地域社会全体で児童生徒・園児等の安全確保に努め、総力を傾けて児童生徒・園児の救出・救助にあたります。

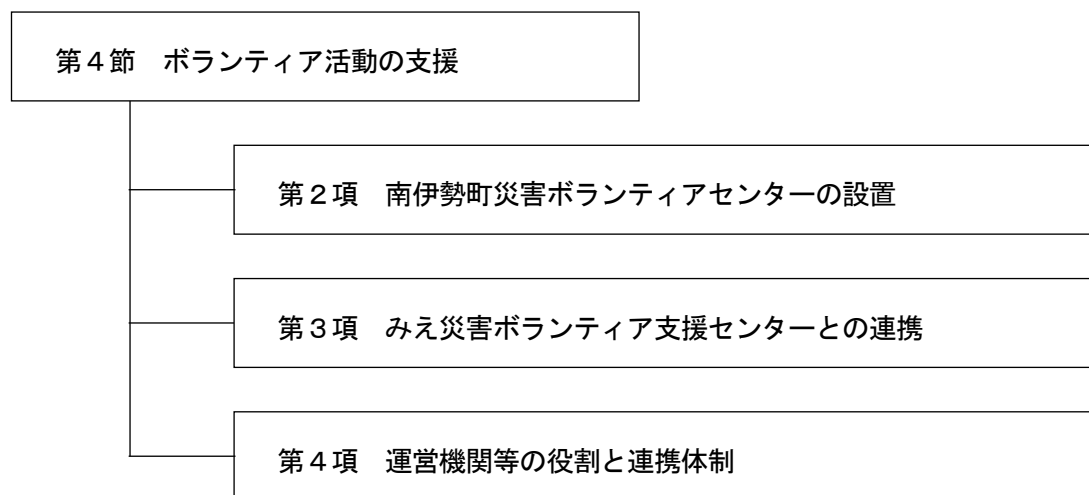
#### 第4節 ボランティア活動の支援

##### 【主担当課等】

子育て・福祉課（南伊勢町社会福祉協議会）

##### 第1項 活動方針

発災後の災害応急対策の実施に当たっては、被災者の多様な援助ニーズに対応するため、町、県、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つ支援団体）等は相互に協力・連携して、ボランティア受入体制を確立します。



#### 第2項 南伊勢町災害ボランティアセンター（現地災害ボランティアセンター）の設置

##### 1 設置目的と役割

###### (1) 設置目的

町及び南伊勢町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）が関係機関・団体・NPO等と協力しながら、被災者・被災地の一日も早い復興を支援するため、ボランティア活動を効果的・効率的に展開することを目的に町が設置します。

###### (2) 役割

「南伊勢町災害ボランティアセンター」（以下「町災害ボラセン」という。）は、災害発生時に町と町社協等が協力し、被災者・被災地支援のために活動するボランティア活動を効果的・効率的に行う「災害復興支援に特化した臨時のボランティアセンター」とします。

町災害ボラセンは、町、町社協をはじめ関係機関等が協働で運営の役割を担います。

##### 2 設置場所及び運営主体

必要に応じて「本部」・「支部及び現地出張所」の区分で設置します。なお、この区分にない場所でも必要な場合は、検討・設置を行います。

設置場所	南伊勢町福祉健康ランド（本部・支部） 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦2928番地 電話 0599-66-1211
	ふれあいセンターなんとう（支部） 三重県度会郡南伊勢町村山1132番地の1 電話 0596-76-1500
運営主体	町・町社協

### 3 町災害ボラセン現地出張所（サテライト）の設置

被災が甚大な地域やボランティア派遣の依頼が特に多い地域に対しては、ボランティアへ物資等を供給できるような町災害ボラセン現地出張所を設置します。

設置の有無及び設置場所については、町災害ボラセン本部で協議し決定します。

## 第3項 みえ災害ボランティア支援センターとの連携

### 1 ボランティアの受入体制の整備

県内外からのボランティアの受入体制を整えるため、県が「みえ災害ボランティア支援センター」を設置した場合において、町域内にボランティアニーズがあるときには、町災害対策本部は、現地ボランティアセンター（町災害ボラセン）を設置します。

### 2 ボランティアセンターの役割

関係機関と連携・協働し、被災状況に応じてボランティアセンター（「町災害ボラセン」及び「サテライト」）を設置し、「みえ災害ボランティア支援センター」との連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れます。

#### (1) 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入れと活動先の調整を行うとともに、必要な支援を行います。

#### (2) 専門性を持つ支援団体との連携

専門性を持つ支援団体が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行います。

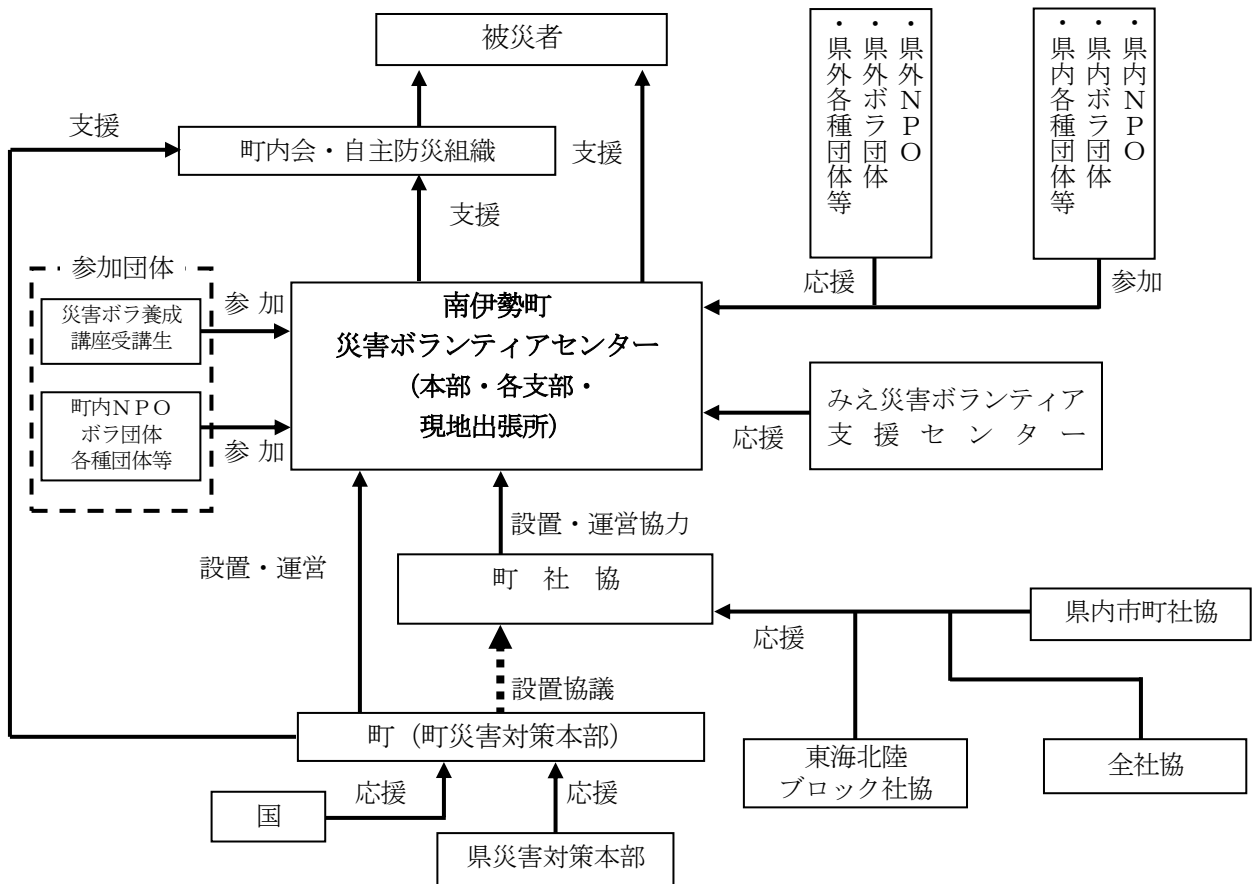
## 第4項 運営機関等の役割と連携体制

### 1 町災害ボラセンの役割と連携体制

町災害ボラセンは、「できる者」が「できること」に取り組むことを基本とし、臨機応変に対応します。町災害ボラセンの運営等の詳細は、「南伊勢町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」によります。

運営機関等の役割と連携体制は次の概念図のとおりです。

町災害ボラセンの概念図



2 みえ災害ボランティア支援センターの役割と連携体制 (参考: 県計画より)

(1) みえ災害ボランティア支援センターの設置

県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れるため、現地災害ボランティアセンターを県域で後方支援する「みえ災害ボランティア支援センター」(幹事団体: 特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県)をみえ県民交流センター(津市羽所町700番地 アスト津3階)に設置し、職員を派遣します。

(2) 現地災害ボランティアセンターの立ち上げに係る支援

必要に応じて被災地及び現地災害ボランティアセンターへ支援要員を派遣し、情報収集と現地災害ボランティアセンターの立ち上げに係る支援を行います。

(3) 現地災害ボランティアセンターの後方支援

現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズを把握し、県内外への情報発信を行うとともに、現地センターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などを行います。

(4) 多様な分野の専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

災害支援活動を行う様々な団体(災害ボランティア団体、専門性をもつNPO・ボランティ

ア団体、企業等)に加え、県外の間接支援型支援者、資金助成・資機材提供型支援者等も参加して情報共有、連絡調整を行うための連携の場(三重県域協働プラットフォーム)を構築し、各団体が効果的な活動が行えるよう、情報提供や現地災害ボランティアセンターとの調整等必要な支援を行います。

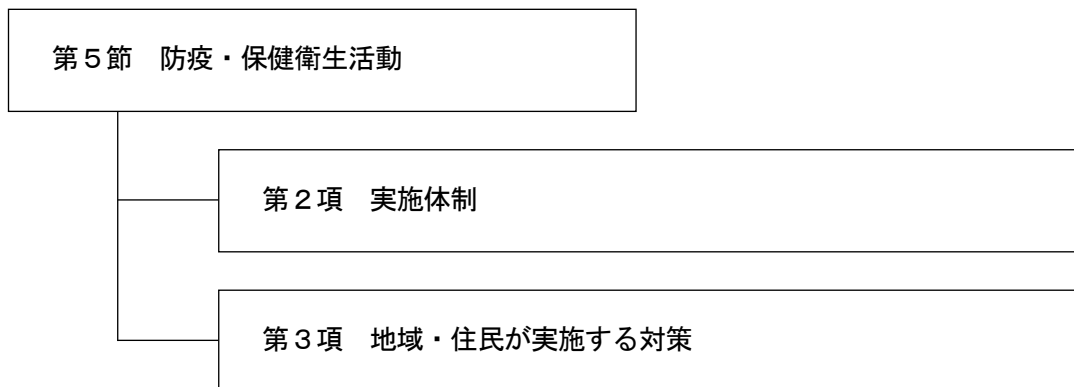
## 第5節 防疫・保健衛生活動

### 【主担当課等】

環境生活課、子育て・福祉課

### 第1項 活動方針

地震・津波発生時は、汚物、土砂、木材等の散乱あるいは堆積等により、衛生環境が悪化し、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に迅速かつ強力な防疫・保健衛生活動を実施します。



### 第2項 実施体制

#### 1 防疫・保健衛生体制の確立

県保健所及び近隣市町と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材を整備するとともに、住民に対する予防教育及び広報活動を実施します。

#### 2 防疫・保健衛生活動の実施

##### (1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は町が行います。

##### (2) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努めます。

##### (3) 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施します。

##### (4) 保健衛生活動

###### ア 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、予測性を持った、計画的・継続的支援を行います。要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じ応援を要請します。

## イ 栄養・食生活支援

- (7) 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。
- ・要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行います。
  - ・避難所での共同調理、炊出し等への指導助言を行います。
  - ・避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行います。
- (8) 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行います。

## 3 防疫用薬剤等の緊急点検・調達

- (1) 町は、地震が発生した場合において、防疫・保健衛生活動を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行います。
- (2) 防疫活動に必要な薬剤等は、町内の薬局等から調達するが、不足する場合には、「三重県市町村災害時応援協定」（資料4-6）に基づき、県及び他の市町に対し、応援を要請します。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

## 4 愛玩動物（ペット）対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入れ体制について検討するとともに、避難所に隣接して、ペットの管理場所及び救護所を公益社団法人三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努めるものとします。

## 第3項 地域・住民が実施する対策

## 1 保健・健康維持対策

- (1) 既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がけます。
- (2) 普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管し、避難時には所持します。

## 2 愛玩動物（ペット）対策

ペットの飼い主は、平常時から同行避難に備え、ペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水やペットフード等のペット用避難用具の常備し、避難時には携行します。

災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行います。

また、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理します。

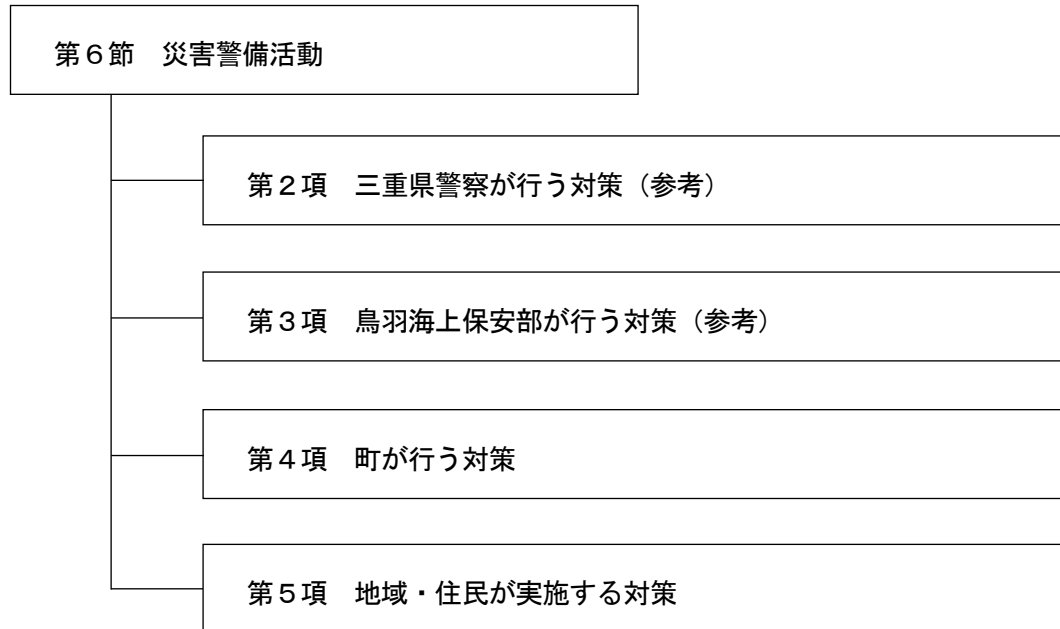
## 第6節 災害警備活動

【主担当課等】

防災安全課

## 第1項 活動方針

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被災地域の治安の維持を図るため、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、警察及び鳥羽海上保安部は、関係各機関と協力し、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施します。



## 第2項 三重県警察が行う対策（参考）

### 1 警備体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定めたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図ります。

#### (1) 災害警備本部の設置

警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部を設置します。

#### (2) 警察災害派遣隊の派遣要請

被害の規模に応じて、速やかに警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣を求めます。

### 2 実施事項

- (1) 災害情報の収集・連絡等
- (2) 救出救助活動
- (3) 避難誘導
- (4) 緊急交通路の確保
- (5) 身元確認等
- (6) 二次災害の防止
- (7) 危険箇所における避難誘導等の措置
- (8) 社会秩序の維持
- (9) 被災者への情報伝達活動
- (10) 相談活動

[南伊勢防]

## (11) ボランティア活動の支援

## 第3項 鳥羽海上保安部が行う対策（参考）

鳥羽海上保安部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行います。

## 第4項 町が行う対策

県警察（伊勢警察署）との緊密な連携の下に災害応急対策を実施します。

## 第5項 地域・住民が実施する対策

消防団、自主防災組織は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進します。

## 第7節 遺体の取扱い

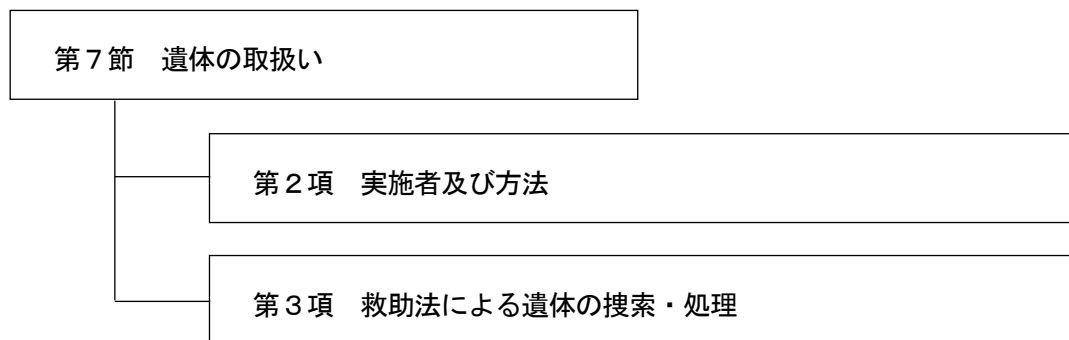
## 【主担当課等】

防災安全課、環境生活課、税務住民課

## 第1項 活動方針

南海トラフ巨大地震発生時には多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、町は、関係機関と連携し、遺体の搜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行います。

地震が発生し、より迅速かつ的確に対応を必要とする場合には、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に利用し、災害応急対策の充実強化を図るものとします。



## 第2項 実施者及び方法

## 1 遺体の搜索

(1) 遺体の搜索は、町災害対策本部において、消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具等を借り上げて実施します。

(2) 町災害対策本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をします。

なお、応援の要請にあつては、次の事項を明示して行う。

- ① 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- ② 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- ③ 応援を求めた人数又は舟艇器具等

## ④ その他必要な事項

## 2 遺体の収容・処理

- (1) 遺体を発見したときは、町災害対策本部は速やかに警察署に連絡し、検視を依頼します。
- (2) 必要に応じて、町が保有する公共施設等を遺体の安置場所に指定し、遺体を一時的に収容します。
- (3) 町において実施できないときには、関係機関の応援を得て実施します。
- (4) 検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請するとともに、協定締結団体等に対して応援を要請します。

## 3 遺体の埋火葬

埋火葬の実施は、町災害対策本部において直接土葬若しくは火葬に付します。

- (1) 事故死等による遺体は、警察からの引き継ぎを受けた後、南伊勢町火葬場において火葬します。
- (2) 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査を依頼します。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋火葬については、行旅死亡人として取り扱います。
- (4) 町において実施できないときには、関係機関の応援を得て実施します。

## 4 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請します。

## 第3項 救助法による遺体の搜索・処理

救助法による救助は、資料編（資料4-5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第8節 孤立地区対策

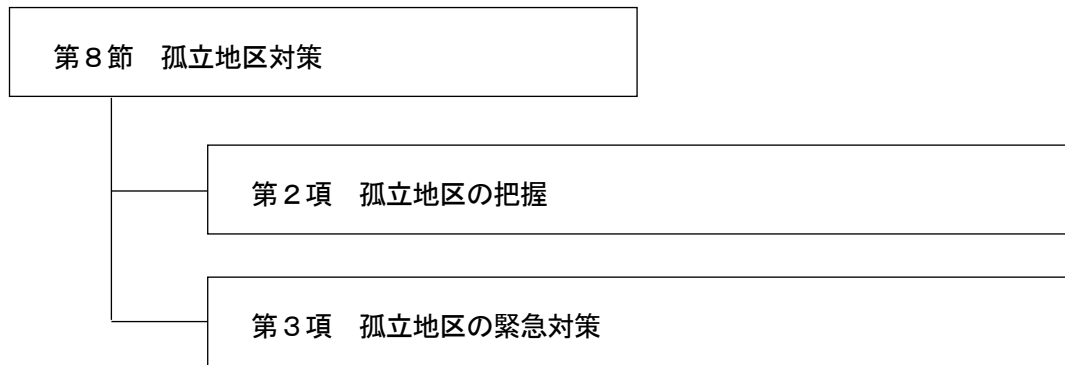
## 【主担当課等】

防災安全課、税務住民課

## 第1項 活動方針

南海トラフ巨大地震が発生した場合、津波による浸水、流出物の堆積、道路構造物の損傷、道路への土砂堆積等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行きかどを目標）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難若しくは不可能となる状態が予想されます。

町は、孤立地区の発生を迅速に把握するとともに、ヘリコプター、船舶等により傷病者の搬送、集団避難、食料・物資の供給など必要な対策を実施します。



## 第2項 孤立地区の把握

### 1 孤立地区の初動調査及び通信・連絡手段の確保

町災害対策本部は、一般電話、携帯電話等を用いて孤立が予想される地区の確認を行います。通信遮断により孤立が予想された場合は、町職員・消防団員の派遣を行い、地域の自主防災組織との連携を図るとともに、情報収集に努め、道路状況の確認、孤立状況の調査等を実施し、防災行政無線、衛星携帯電話等により町災害対策本部に情報伝達するよう努めます。

### 2 県及び関係機関への孤立地区偵察の要請

町災害対策本部は、県、自衛隊等の関係機関との連携を密にし、孤立地区の状況が把握できない場合、防災ヘリコプター等の出動要請を行い、空中からの偵察などにより、可能な限り孤立地区の状況を把握する手段を確保します。

## 第3項 孤立地区の緊急対策

### 1 孤立地区における緊急情報伝達手段の確保

地域の自主防災組織・住民は、地震発生時に有効とされる防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段が絶たれた場合、地上に文字を書く「救援要請シート」等による情報伝達手段を用い、救助・救急の情報伝達を行います。

### 2 救助・救出

地震・津波被害等により重傷者が発生した場合、町災害対策本部は、防災ヘリコプター等による傷病者の救急搬送や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行います。

### 3 地区外避難

#### (1) 避難行動要支援者の地区外避難

町災害対策本部は、避難行動要支援者が速やかに孤立地区外へ避難できるよう、連絡体制及び移動手段を整え、受け入れ先を確保します。

#### (2) 集団避難の勧告

孤立地区において、二次災害のおそれやライフラインの途絶、食料・物資の不足等により、地区内で生活が困難な場合は、本部長は、地区全員の集団避難情報を発令します。その場合は、ヘリコプター、船舶などの輸送手段を要請・確保します。

## (3) 防犯対策パトロールの実施

集団避難を完了した後は、防犯対策等のため、必要に応じてパトロールを実施します。

## 4 緊急支援物資の確保・搬送

## (1) ヘリコプター等による搬送

食料品、物資等が不足する場合、本部長は、地区住民の生活維持のため、ヘリコプター等による飲料水、食料品、生活必需品等の搬送を要請・実施します。

## (2) 孤立地区内及び周辺でのヘリコプター適地の確保

町は、県、自衛隊等の関係機関と協議し、孤立地区内又は周辺でヘリコプター適地を確保します。

## (3) 船舶による搬送

町は、防災拠点港に位置づけられた港湾・漁港等を活用し、船舶による搬送を要請・確保します。

## 防災対応離着陸場の設置基準（参考）

## ○防災対応離着陸場の設置基準

- ・災害時における緊急輸送活動のための物資、人員等の輸送であること。
- ・地面効果外ホバリング重量※の95%以下の重量で運航すること。
- ・操縦士の資格は、定期運送用操縦士又は、事業用操縦士であること。

※地面効果外ホバリング重量：ヘリコプターの直下に地面がなく、揚力が得られない状態でホバリング可能な重量の限界値。

## ○防災対応離着陸場の基準の概要

離着陸帯	位置及び方向	原則として地上に設定する。 ただし、周囲の環境条件によりやむを得ない場合は15メートルの高さを限度とする仮想離着陸地帯を設定することができる。
	長さ及び幅	長さ及び幅は、使用機の全長に20メートルを加えた値以上とする。 ただし、全長が20メートル以上の使用機については全長の2倍以上とする。
	表面	接地帯を除き、約30cm程度までの高さを限度としてできるだけ平坦であること。
	接地帯	長さ及び幅は、使用機の全長以上であること。 表面は十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は5%であること。 使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。
進入区域及び進入表面	進入区域及び進入表面は、原則として別図（次ページ参照）のとおりとする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、進入方向交差角を90度以上とすることができる。進入表面のこう配は4分	

	の1以下とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。
転移表面※	設定する必要なし。
その他	仮想離着陸地帯を設定した場合には夜間の使用は不可

※転移表面：着陸しようとするヘリコプターが着陸帯への進入を誤ったとき脱出の安全を確保するための表面。

出典：「孤立集落対策について（概要）国土交通省」より

（航空法、航空法施行規則、場外離着陸許可の事務処理基準より作成）

## 第5章 救援物資等の供給

### 第1節 緊急輸送手段の確保

【主担当課等】

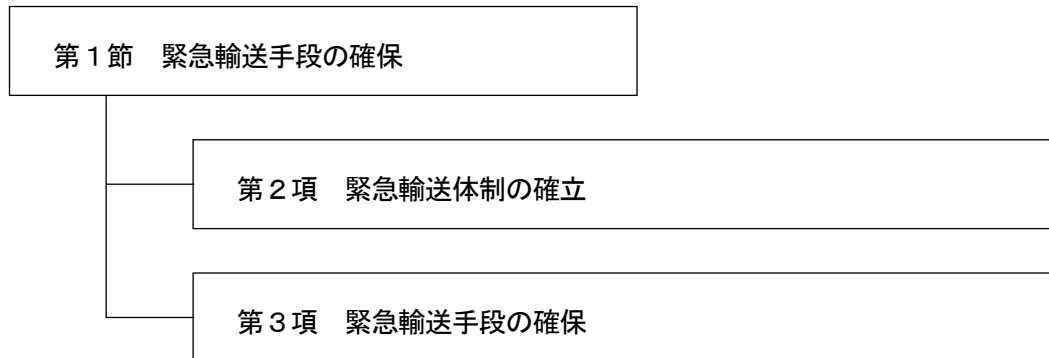
防災安全課、建設課

#### 第1項 活動方針

南海トラフ巨大地震が発生した場合、大きな被害が想定され、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となるため、町は、これらの人員・物資等の緊急輸送手段及び輸送ネットワーク体制を確保します。

#### 第2項 緊急輸送体制の確立

災害時における緊急輸送は、町において行います。ただし、町において処理できないときは、県地方部に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請します。



#### 1 輸送の対象

震災における応急対策は、時間の経過により状況が変化するため、輸送対象についても以下のような段階的な対処を基本に、優先順位を設けて実施します。

第1段階	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 (3) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等 (4) 医療機関へ搬送する患者等 (5) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資
第2段階	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (3) 被災地外へ搬送する患者及び被災者 (4) 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資
第3段階	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に要する人員及び物資 (3) 生活必需品

## 2 町内体制の確立

県が指定する緊急輸送ネットワーク（資料11-4）との整合を図りながら、次の施設を指定・確保して、町内の緊急輸送体制を確立します。

☞ 資料11-4 「三重県緊急輸送道路ネットワーク図」参照

### (1) 防災上の拠点施設

#### ア 町災害対策本部

- a 津波被害想定なしの場合 町役場庁舎
- b 津波被害想定ありの場合 指定代替町災害対策本部

#### イ ヘリコプター臨時離発着陸場（資料11-2）

☞ 資料11-2 「ヘリコプター臨時離着陸場」参照

#### ウ 救援物資の集積場所（さいたエコセンター）

### (2) 緊急輸送道路

町の基幹道路及び（1）の施設と基幹道路を結ぶ道路等を緊急輸送道路として指定し、第2章第1節「緊急の交通・輸送機能の確保」により、交通規制を実施するなど、必要な措置をとります。

☞ 第3部第2章第1節「緊急の交通・輸送機能の確保」（3-33～37ページ）参照

## 3 応援の要請等

町長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行います。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付します。

## 第2項 緊急輸送手段の確保

### 1 陸上輸送

#### (1) 町保有車両の活用

町が保有する車両の適正配置に努め、効率的な輸送を実施します。

#### (2) 民間保有車両等の借上げ

町有車両のみでは輸送力に不足が生ずる場合には、町内の事業者等が保有する車両を借り上げて実施します。なお、吉津港においては、地震発生後の緊急物資等の海上輸送を図るため、耐震強化岸壁が整備されています。

### 2 海上輸送

船舶による海上輸送が必要な場合には、船舶保有者に協力を求めて対応します。

### 3 空中輸送

ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合には、本章第5節「県防災ヘリコプター活用計画」により、県に対して支援を要請します。

### 4 人力による輸送

車両等による輸送が困難な場合には、町災害対策本部長の指示により、輸送隊を組織して人力による輸送を行い、輸送人員が不足する場合は、賃金職員の雇用を含め輸送力を確保します。

## 5 救助法による輸送

救助法による輸送は、資料編（資料4-5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第2節 救援物資等の供給

### 【主担当課等】

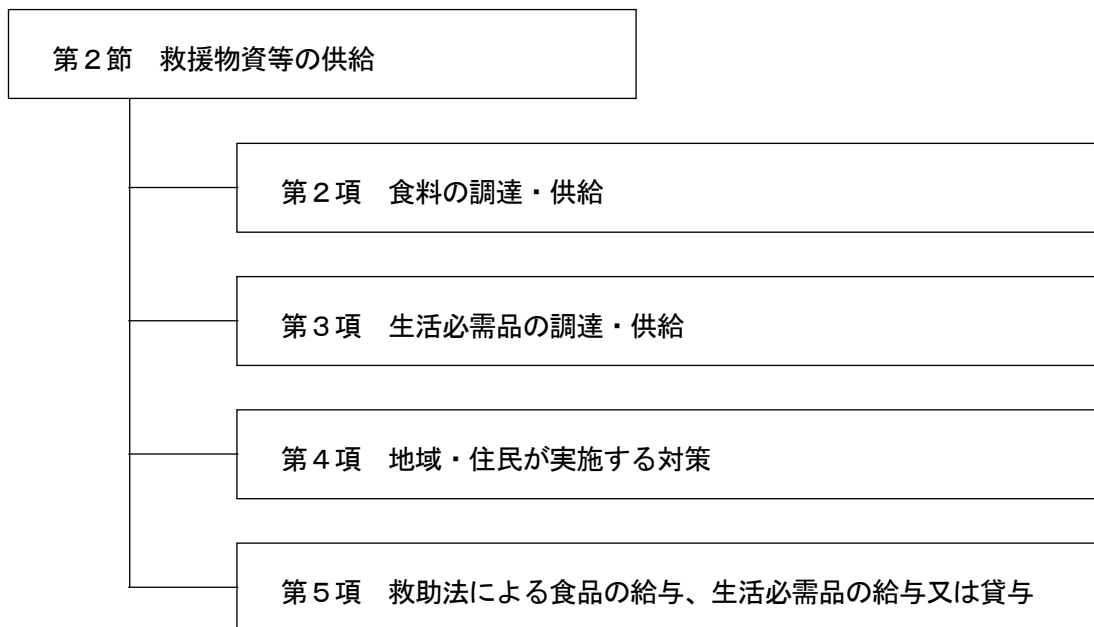
水産農林課、防災安全課、子育て・福祉課

### 第1項 活動方針

地震が発生し、家屋の倒壊、ライフラインの寸断等により、食糧の確保が困難となった被災者に対し、速やかに食料の供給を行うとともに、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与します。

孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮します。

南海トラフ地震等の大規模地震の発生時には、国は県のプッシュ型支援に対して、町は別に定める「南伊勢町災害時受援計画」に基づき支援活動を行います。



### 第2項 食料の調達・供給

#### 1 避難所等における必要物資品目・量の把握

町は、避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努めます。

#### 2 支援物資の受入

関係機関等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は、「南伊勢町災害時受援計画」に基づき、受け入れ体制を整えたうえで支援物資を受け入れます。支援物資は、基本的には輸送拠点（町物資拠点）において受け入れます。

〔南伊勢防〕

なお、南海トラフ地震等の大規模災害時における国からの支援物資（プッシュ型支援）の受け入れは別に定める「南伊勢町災害時受援計画」の「支援物資の受け入れに関する計画」に基づき行うものとし、プル型支援要請も含め国の「新物資システム（B-PLo）」により調達・輸送を行います。

### 3 食料の調達

食料の調達は、次の方法により行います。

- (1) 町備蓄物資の放出
- (2) 町内の農協各支店からの調達（水産物については漁協に依頼）
- (3) 「三重県市町村災害時応援協定」（資料4-6）に基づく県及び県内市町への応援要請
- (4) 東海農政局三重農政事務所に対する米穀及び乾パン等の供給要請（県を通じて要請）

### 4 食料の供給

- (1) 供給対象者及び品目等

#### ア 供給対象者

- (ア) 被災者（観光客、帰宅困難者を含む）
- (イ) 救助作業、急迫した災害の防止、あるいは緊急復旧作業の従事者
- (ウ) 観光客及び帰宅困難者

#### イ 供給品目

米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とします。

#### ウ 要配慮者に対する配慮

- (ア) 食料の供給に当たっては、要配慮者を優先して配分します。
- (イ) 乳幼児へのミルクや離乳食、高齢者への柔らかく温かい食べ物など、要配慮者に配慮した食料の配給に努めます。
- (ウ) 糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供します。

- (2) 炊出しの実施

炊出しは、区、ボランティア等の協力により、町役場各庁舎、町民文化会館、ふれあいセンターなんとう、公民館、集会所、防災センター、学校等の給食施設を利用して行うものとし、

- (3) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者、車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない避難所外避難者に対し、次の食料供給の目安を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給又は応急給食を実施します。

- (4) 食料供給の目安

食料の供給はおおむね次の目安とし、災害の規模に応じて調整します。原則として、1日3回提供します。

地震発生からの時間	食料供給の目安
地震発生～12時間以内	住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食

地震発生からの時間	食料供給の目安
1 2 時間後～	協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
2 4 時間後～	協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
7 2 時間後～	住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊出し）

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供します。

## 5 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請します。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができます。

## 第3項 生活必需品の調達・供給

### 1 生活必需品の調達

物資の調達は、被災者のニーズを把握した上で、次の方法により行います。

- (1) 町備蓄物資の放出
- (2) 町内販売業者等からの調達について、商工会を通じて依頼
- (3) 「三重県市町村災害時応援協定」（資料4-6）に基づく県及び県内市町への応援要請

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

### 2 生活必需品等の供給

#### (1) 供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者としてします。

#### (2) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の供給品目の目安を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給します。

#### (3) 供給品目の目安

地震発生からの時間	生活必需品等の目安
地震発生～ 2 4 時間以内	医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ等（※必要に応じて）感染防止資機材（マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等）等
2 4 時間後～	日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、

〔南伊勢防〕

地震発生からの 時間	生活必需品等の目安
	ウェットティッシュ等)、衣料品 (作業着、下着、靴下、運動靴等)、炊事用具 (鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)、食器 (箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)、光熱材料 (ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)、その他 (ビニールシート、ブルーシート等) など

## (4) 要配慮者に対する配慮

社会福祉施設の管理者等と連携しながら、要配慮者に配慮した物資の供給に努めます。

## 3 県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請します。

## 4 救援物資の保管・管理

(1) 調達した物資は、被災者に供給するまでの間、多目的倉庫に集積し、一元的に管理します。

(2) 配分するときには、必ず受払の記録及び受領書を整備しておきます。

## 第4項 地域・住民が実施する対策

## 1 地域・住民の備蓄による共助・自助

発災後、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでに必要な物資等は、地域・住民が平素から備えている7日間程度以上の備蓄によって確保することを基本として、自助・共助による対策に努めます。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内での町民間で融通し合うよう努めます。

食生活改善推進員は、日ごろの活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努めます。

## 2 応急給食への協力

食生活改善推進員を始めとして、日ごろの食育活動や健康づくり活動等の人材ネットワークを生かし、町との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努めます。

## 第5項 救助法による食品の給与、生活必需品の給与又は貸与

救助法による救助は、資料編(資料4-5)に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表 参照

## 第3節 給水活動

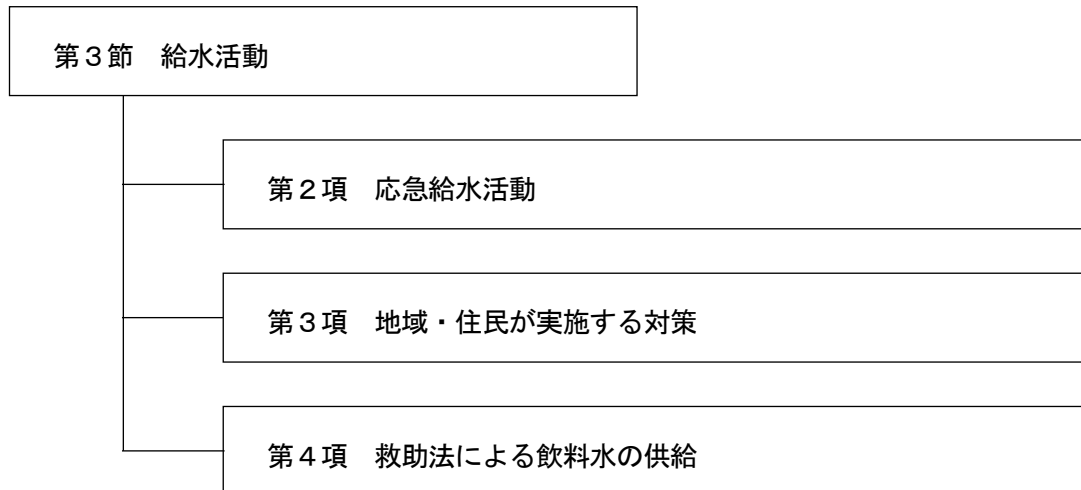
【主担当課等】

上下水道課

## 第1項 活動方針

町は、地震が発生した場合において、断水等により飲料水を得られない被災者に対して、発災直後は、1人当たり1日最低3ℓの飲料水を供給するための体制を確立し、応急給水、応急復旧等の応急活動を実施します。

なお、水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮しつつ、段階的な給水量の増加に努めます。



## 第2項 応急給水活動

### 1 応急給水体制

(1) 町は迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立します。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない町民に対して、迅速に応急給水活動を実施します。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施します。

(2) 町の保有資機材を活用し、職員の適正配置により実施します。

(3) 町内の給水装置工事事業者等の協力を得て、必要な資機材及び人員の確保に努めます。

(4) 町のみで飲料水の供給を行うことが困難な場合、「三重県水道災害広域応援協定」(資料4-6)に基づき、南勢志摩ブロック代表者(松阪市)又は県等に対して応援要請を行います。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

応援を受ける場合は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受け入れ体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請します。

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図ります。

### 2 応急給水の実施

#### (1) 給水の方法

ア 給水方法は、原則として避難所、医療施設、町役場などの拠点給水とします。

イ 飲料水の確保が困難な場合には、付近の浄水場等から給水車、給水タンク等により、運搬供給します。

## (2) 飲料水の確保

- ア 給水する飲料水は、原則として水道水とします。
- イ 不足するときは、井戸水、自然水（河川等の水）、プール、防火水槽等の水をろ過、滅菌し、水質検査を行った上で、飲用に適しているもののみ供給します。
- ウ 必要に応じて、町内の販売業者等からボトル入り飲料水を購入し、配給します。

## (3) 水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図ります。

地震発生からの日数別の応急給水目標水量は、以下を参考とします。

地震発生からの日数	目標水量	用途
～3日まで	1人1日3ℓ	生命維持に最低限必要な水量
～7日	1人1日20ℓ	炊事、洗面等最低限の生活水量
～14日	1人1日100ℓ	生活水の確保
～28日	被災前給水量 (1人1日250ℓ)	応急復旧完了

## 3 広報活動

## (1) 災害時の広報活動

水道施設の被害状況等の必要な情報を速やかに提供することにより、町民の不安を軽減し、無用な混乱を未然に防止するとともに、応急対策の方針、進捗状況等を周知することにより、円滑な応急対策の実施を図ります。

## (2) 広報の主な内容

- ア 施設の被害状況、復旧の見込み
- イ 断水地域、通水地域
- ウ 応急給水の実施場所と方法
- エ 復旧作業の基本方針
- オ 水質についての注意事項
- カ 飲料水の衛生対策
- キ 情報提供等の協力要請

## (3) 広報の手段

広報の手段は、第7節「広報体制の確保と運用」によります。

## 第3項 地域・住民が実施する対策

## 1 飲料水、生活水の確保

- (1) 地震発生後7日程度以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努めます。
- (2) 自家用井戸等がある場合には、生活水として確保・利用します。

## 2 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理に

[南伊勢防]

ついて、地元区や地域住民が協力して行います。

#### 第4項 救助法による飲料水の供給

救助法による救助は、資料編（資料4－5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4－5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第6章 特定災害対策

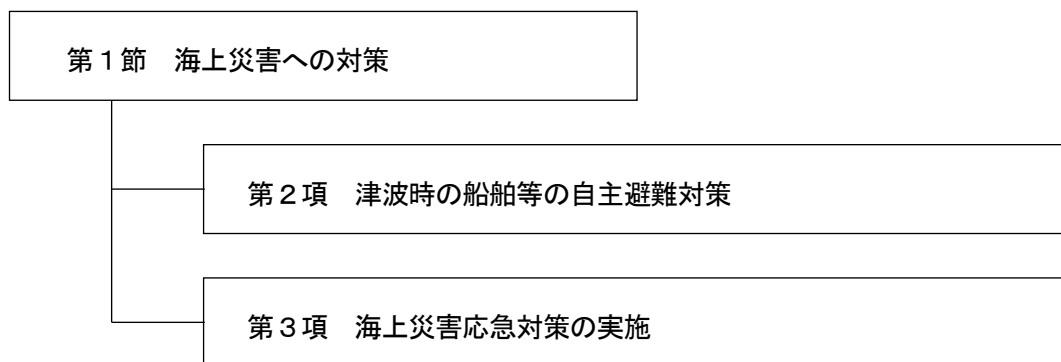
### 第1節 海上災害への対策

【主担当課等】

水産農林課、防災安全課

#### 第1項 活動方針

町の周辺海域において、津波が来襲又は来襲するおそれがある場合及び地震による陸上での流出油事故が海域に及ぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護するため、町及び防災関係機関は緊密な協力のもとに、各種応急対策を迅速に推進し、災害の防止及び被害の減少に努めるものとします。



#### 第2項 津波時の船舶等の自主避難対策

在港船舶及び沿岸で操業中の漁船は、津波予報を受けた場合又は津波のおそれがある場合は、それぞれ船舶の大きさ、予想される津波の規模等に応じ、湾外へ避難し、又は船舶を岸壁に固定し、若しくは陸上へ引き上げなどを行います。地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される場合は、直ちに乗員は陸上の安全な場所に避難するなど人命を最優先にした必要な対策を速やかに行います。

なお、津波注意報発令時における運航の判断は事業者が行います。また、その旨を町災害対策本部へ報告します。

#### 第3項 海上災害応急対策の実施

##### 1 活動の確立

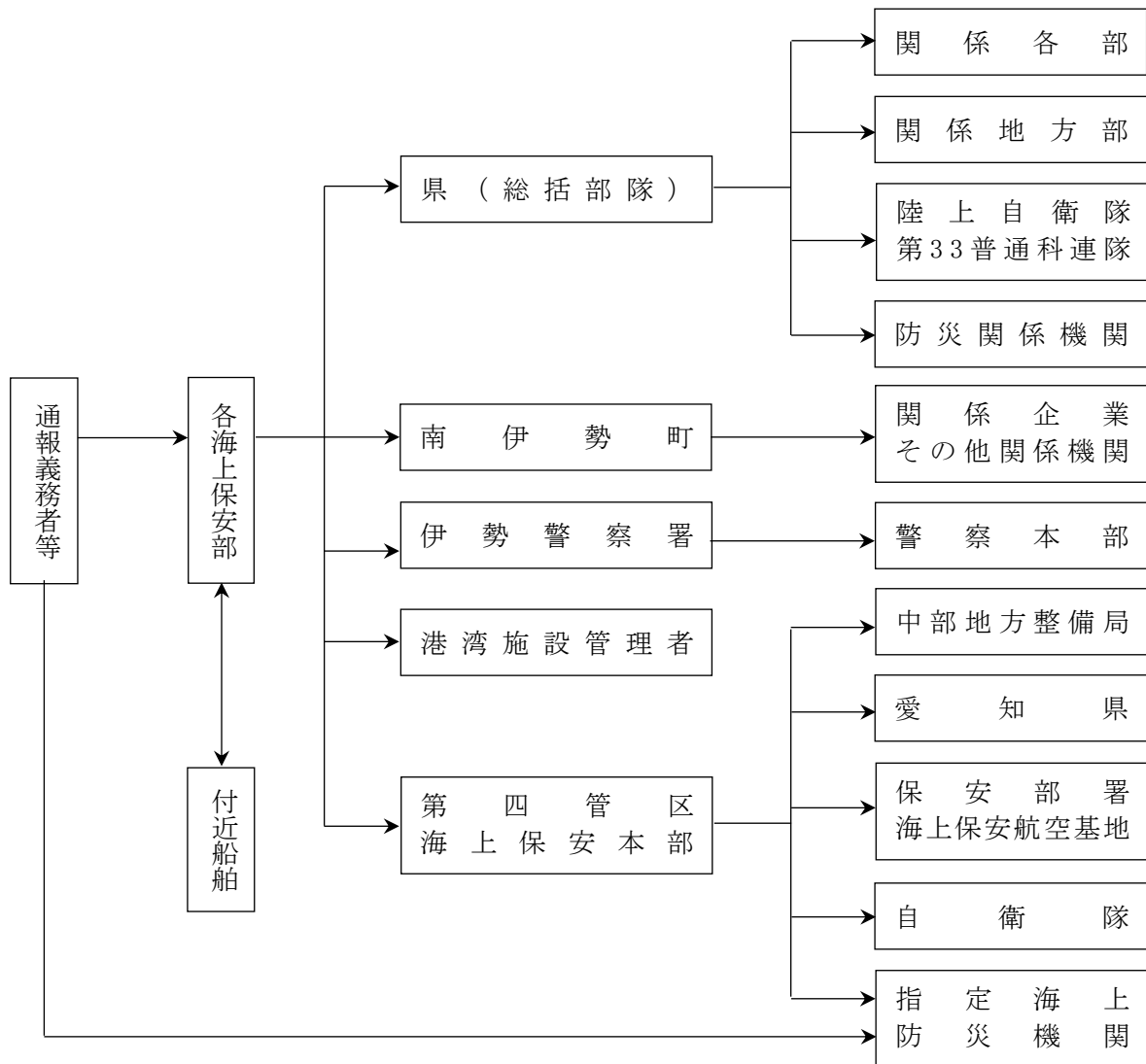
町は、町の周辺海域において、海上災害又は海難事故等が発生したことを覚知したときは、第1章第1節「活動の整備」の定めるところにより町災害対策本部を設置する等、必要な応急活動ができる態勢をとるものとする。

☞ 第3部第1章第1節「活動態勢の整備」（3-1～8ページ）参照

2 情報の伝達

(1) 関係機関との連絡

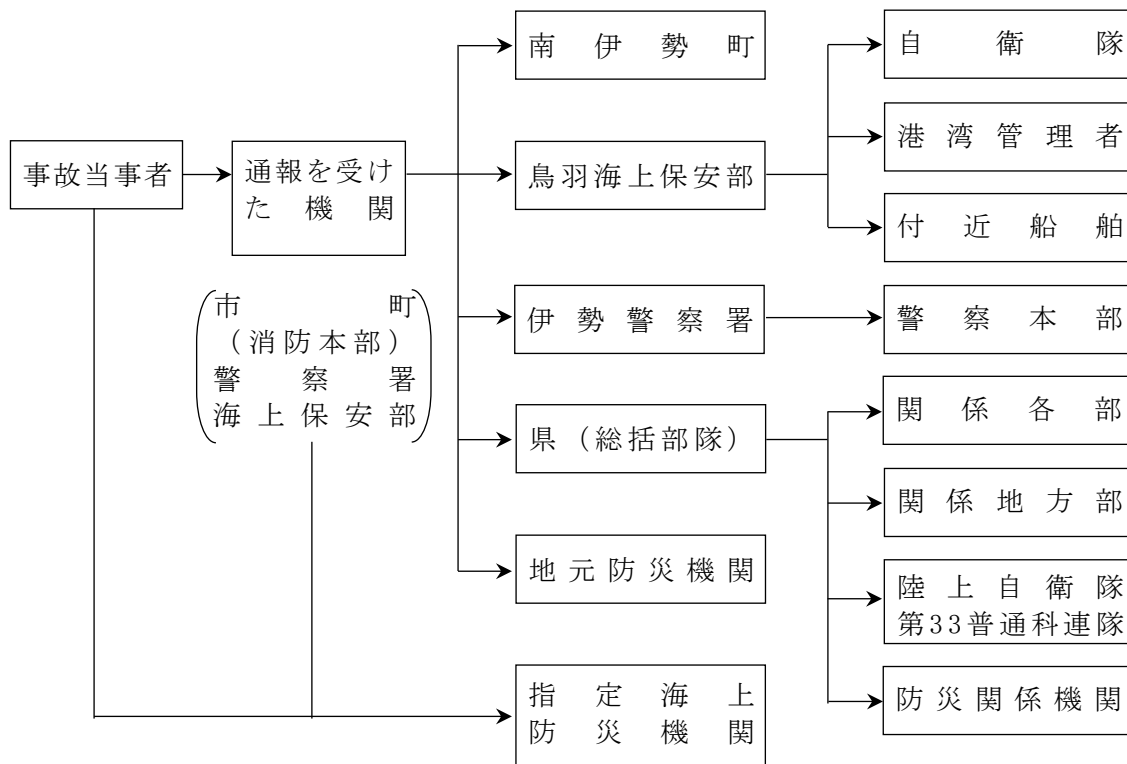
ア 海上での災害



地震・津波対策編  
第3部

海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は海上保安庁からの指示があった場合に活動する。

イ 陸上からの災害



(2) 一般への周知

ア 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努めるものとします。

機関名	周知方法	対象船舶
第四管区海上保安部	無線通信・電話	付近船舶
鳥羽海上保安部	無線通信・電話	
放送局（NHK・民放）	ラジオ・テレビ放送	
港湾管理者	船舶拡声器による放送	港内船舶
鳥羽海上保安部	船舶拡声器による放送	
伊勢警察署	船舶拡声器による放送	

イ 沿岸住民への周知

町及び防災関係機関は沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努めるものとします。

機関名	周知方法	周知事項
南伊勢町	防災行政無線及び広報車からの放送等	1 事故の状況 2 防災活動の状況 3 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置 4 避泊準備等一般的注意事項 5 その他必要事項
伊勢警察署	広報車からの放送等	
志摩市消防本部 紀勢地区広域消防組合消防本部	広報車からの放送等	
鳥羽海上保安部	巡視船艇からの放送	
放送局（NHK・民放）	テレビ・ラジオ放送	

### 3 応急対策活動

町及び防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により強力かつ円滑な応急対策を実施するものとします。

- (1) 総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整及び統制
- (2) 災害情報の交換
- (3) 関係機関に対する協力要請

### 4 災害救助活動

町及び防災関係機関は、相互に協力して次により災害救助活動を実施するものとします。

- (1) 流出油及び火災対策
  - ア オイルフェンス展張による拡散防止
  - イ 油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
  - ウ 消火
  - エ 防災資機材の輸送
  - オ 人命の救助、救護
  - カ 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
  - キ 通信連絡
- (2) 津波対策
  - ア 船舶及び沿岸住民の避難
  - イ 外洋における前進警戒
  - ウ 沿岸水防対策の実施
  - エ 気象情報の収集、連絡

### 5 流出油防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等が流出した場合（以下「流出油」という。）の応急対策について、次により実施します。

#### (1) 実施機関

流出油防除等の活動については、鳥羽海上保安部、指定海上防災機関、港湾管理者、県及び町等がそれぞれ必要に応じ、必要な協力を行います。

なお、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」「鳥羽地区排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図ります。

〔南伊勢防〕

また県及び鳥羽海上保安部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を鳥羽海上保安部、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議の上で設置するものとする。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安部に設けられる連絡本部に包括されるものとする。

連絡調整本部の設置場所は、鳥羽海上保安部若しくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

## (2) 防除活動の分担

### ア 海上における防除活動の分担

(7) 発災船舶等は、鳥羽海上保安部長への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に、防除措置を依頼します。

(4) 鳥羽海上保安部長は、流出油の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行います。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、指定海上防災機関に対し指示することができるものとする。また、必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を行います。

### イ 陸上における防除活動の分担

(7) 発災事業所は、防災関係機関への通報を行うとともに、自衛防災組織による流出油の拡大防止及び回収作業を実施する。流出油がさらに拡大するおそれがある場合又は拡大した場合は、他の事業所の応援を求めます。

(4) 自衛防災組織、共同防災組織、志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部は、消防長の指揮により、火気使用禁止及び火災予防警戒を行います。

(7) 消防長は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を鳥羽海上保安部長に連絡します。

(4) 鳥羽海上保安部長は、消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行います。

## (3) 発災事業所、船舶等の措置

ア 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置

イ 流出源の閉止及び拡大防止措置

ウ 火気使用禁止措置

エ 事業所内での危険区域の設定

オ 住民に対する広報活動

カ 流出油の回収措置

キ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請

ク その他の災害の規模に応じた措置

## (4) 町の措置

ア 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整

- イ 災害情報の収集及び伝達
  - ウ 住民に対する広報
  - エ 避難の勧告、指示及び誘導
  - オ 防災資機材の調達搬入
  - カ 関係機関との連絡調整
  - キ 他市町に対する応援要請
  - ク 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
  - ケ ヘリコプターの運航要請
  - コ その他の災害の規模に応じた措置
- (5) 県の措置
- ア 災害情報の収集
  - イ 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動の支援及び連絡調整
  - ウ 沿岸市町、防災関係機関等への災害情報の収集伝達
  - エ 自衛隊、他府県等に対する応援要請
  - オ 関係機関が実施する応急対策への必要な協力
  - カ その他の災害の規模に応じた措置
- (6) 伊勢警察署等の措置
- ア 災害情報の収集及び伝達
  - イ 危険区域内への立入禁止等
  - ウ 被災者の救助
  - エ 避難の指示及び誘導
  - オ 緊急通行車両の通行の確保
  - カ 災害現場周辺の警備並びに広報活動
  - キ その他の災害の規模に応じた措置
- (7) 志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部の措置
- ア 災害情報の収集及び伝達
  - イ 陸上での火気使用禁止措置
  - ウ 流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定
  - エ 人命救助及び負傷者等の緊急搬送
  - オ 鳥羽海上保安部との連絡調整
  - カ その他の災害の規模に応じた措置
- (8) 鳥羽海上保安部等の措置
- ア 災害情報の収集及び伝達
  - イ 海上での消火及び火気使用禁止措置
  - ウ 船舶禁止区域の設定及び警戒
  - エ 流出油の拡大防止措置
  - オ タンカーの船長がとるべき措置の指示
  - カ 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置
  - キ 危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置
  - ク 消防長との連絡調整
  - ケ 人命救助及び負傷者等の救急搬送

- コ 協議会に対する協力要請
- サ 自衛隊の災害派遣要請
- シ その他の災害の規模に応じた措置

(9) その他の防災関係機関

自らの防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力します。

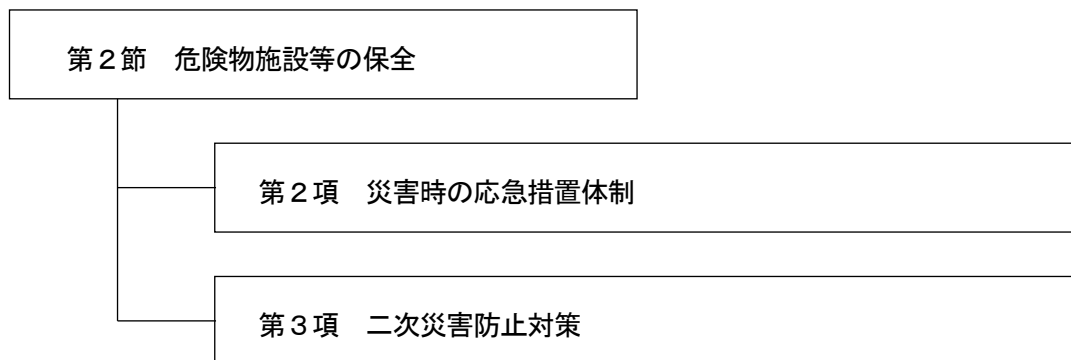
## 第2節 危険物施設等の保全

【主担当課等】

防災安全課、(消防本部)

### 第1項 活動方針

南海トラフ巨大地震発生時には、強い地震動が想定されるため、危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の損傷による種々の災害を生じさせる危険性があり、他の災害とは異なる特殊性を有することから、施設管理者による応急対策と併せて、町及び防災関係機関による応急対策により、二次災害を防止します。



### 第2項 災害時の応急措置体制

#### 1 関係機関への通報及び応急措置体制の確立

危険物、高圧ガス、毒物・劇物、火薬類、放射性物質等による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちにその旨を志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部に通報して出動を要請するとともに、伊勢警察署及び県等の防災関係機関に通報します。

また、被害の状況、災害の危険性が及ぶ範囲等について調査します。

#### 2 緊急時の使用停止命令等

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設等の管理者等（管理者、所有者又は占有者をいう。）に対し、当該施設の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができます。

#### 3 警戒区域の設定等

危険物の流出、火災等により、施設周辺に被害が及ぶことが予想される場合には、警戒区域を設定して区域内の住民等に避難を指示します。この場合、第4章第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営」の第4項6「警戒区域の設定」によります。

☞ 第3部第4章第1節第4項6「警戒区域の設定」(3-53ページ)参照

### 第3項 二次災害防止対策

#### 1 ガス施設の応急対策

(1) 災害発生防止の緊急措置として、ガス事業者、高圧ガスの販売所・貯蔵所等の事業主は関係機関(県、町、消防機関等)に届け出をし、町長は次の措置をとるものとします。

ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請

イ 警戒区域の設定に伴う、立入り制限、禁止及び退去

ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

(2) ガス施設等の災害応急対策は次のとおりとします。

ア 住民の安全の確保

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携をとりつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保するものとします。

イ 火気等の制限

消防職員は、ガス事業者等と協議の上、危険区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立入り制限について、住民に周知徹底する。

ウ 避難の指示及び場所

町長は、危険のおそれがある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織と協働して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保します。

#### 2 毒物劇物施設の応急対策

(1) 応急対策の実施

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、伊勢保健所、伊勢警察署及び志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部と連携し、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定等の応急対策を行います。

(2) 水道に関する措置

飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道取水地区に連絡します。また、汚染のおそれのある町上水道の給水を直ちに停止します。

(3) 毒物劇物保管施設の管理者等が実施する対策

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を行うとともに、直ちに伊勢保健所、警察署又は消防署に届け出ます(毒物及び劇物取締法第16条の2)。

#### 3 放射性物質施設の応急対策

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急対策を行います。

(1) 所轄保健所及び警察署による応急対策

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生 of 通報を受けた所轄保健所及び警察署は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施します。

- ア 住民に対する広報
  - イ 汚染区域の拡大防止措置
  - ウ 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
  - エ 避難指示及び勧告
  - オ 被ばく者の救出及び救護
  - カ 飲料水汚染区域の取水区機関への連絡
  - キ 輸送中の事故にあつては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示
- (2) 町は、県等関係機関は密接な連絡を取り合い、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被ばく者の救出救護、避難誘導等の措置を行います。

#### 4 ばい煙発生施設、排水処理施設等

災害が発生した場合には、町は関係職員を現地に派遣して、県と連携を図りながら、各種貯蔵施設、ばい煙発生施設や排水処理施設等の被害の状況の把握や町民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を行います。

## 第7章 復旧に向けた対策

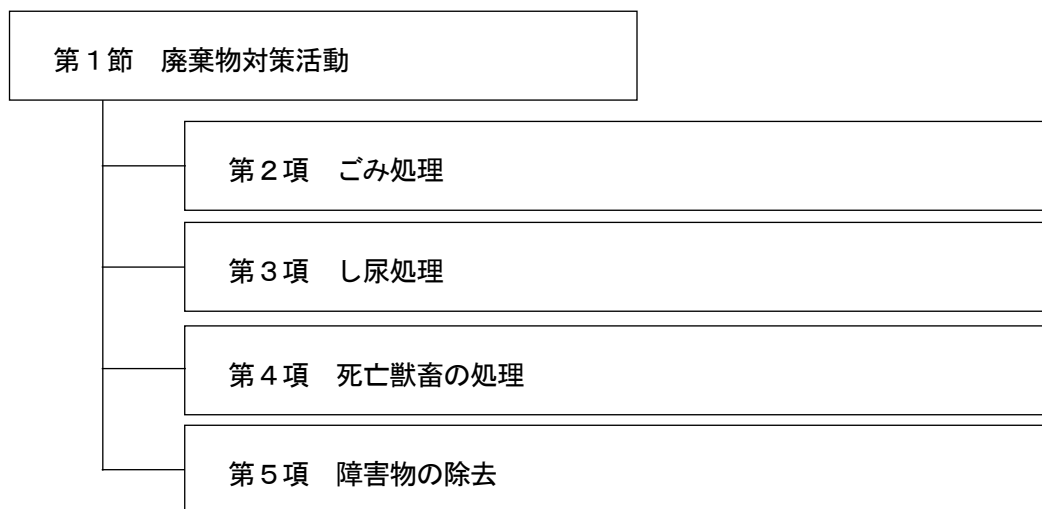
### 第1節 廃棄物対策活動

【主担当課等】

環境生活課、上下水道課、水産農林課

#### 第1項 活動方針

南海トラフ巨大地震等が発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、これらを適切に処理し環境衛生に万全を期します。



#### 第2項 ごみ処理

##### 1 生活ごみ処理

###### (1) 処理体制

ア 被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷きます。

また、可能な限り、町の現有体制で対応しますが、必要に応じて資機材の借上げ等により、迅速な処理に努めます。

イ 被害が甚大であり、処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定」（資料4-6）に基づき、県及び他の市町に対し、応援を要請します。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

ウ 町は、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して1次仮置場への集積や分別の協力を依頼します。

###### (2) 処理方法

ア 焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとします。

イ 施設の能力低下や一時的にごみが大量発生した場合には、ごみの1次仮置場の指定、性状に応じた処理順位の設定等、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮します。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努めます。

##### 2 災害がれき処理

災害がれきが大量に発生した場合は、次の処理体制と方法により行います。

### (1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を南伊勢町職員災害行動マニュアルにより速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置き場の設置準備等を行い、「町災害廃棄物処理実行計画」を策定し適正かつ迅速に処理を行います。

また、甚大な被害が発生した場合は、県への支援要請の判断を速やかに行います。

### (2) 処理の方法

町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行います。道路通行上支障のあるもの、有害なものを優先的に収集・運搬、処理・処分を行います。

また、災害廃棄物の破砕・分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行うものとします。

## 第3項 し尿処理

### 1 処理体制

し尿発生量は、1人1日当たり1.7リットルを目安として考え、次により処理体制を確保します。

(1) 可能な限り、町の現有体制で対応しますが、必要に応じて資機材の借上げ等により、迅速な処理に努めます。

(2) 被害が甚大であり、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等（資料4-6）により、県及び他の市町に対し、応援を要請します。

(3) 避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制をとるものとします。特に、貯留容量を越えることがないように配慮するものとします。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

### 2 処理方法

(1) し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて環境衛生に支障のない方法を併用するものとします。

(2) 大規模災害に備えた仮設トイレ、消臭剤、脱臭剤等の緊急資機材について、応援協定に基づく広域的な備蓄体制を確保します。

## 第4項 死亡獣畜の処理

### 1 処理方法

死亡獣畜（牛、馬、豚等が死亡したもの）の処理は、必要に応じて次のように行います。

#### (1) 埋却

十分深く穴を掘ってクレゾール及び消石灰を散布し、土砂をもって覆います。

#### (2) 焼却

0.8mの穴を掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜を乗せ、その上にさらに薪を置き、重油（A）をかけ、むしろを被覆して焼き、土砂をもって覆います。

### 2 特定動物（猛獣類）における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準拠して行うものとします。

## 第5項 障害物の除去

町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保します。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行います。

## 第2節 住宅の保全・確保

【主担当課等】

管財契約課

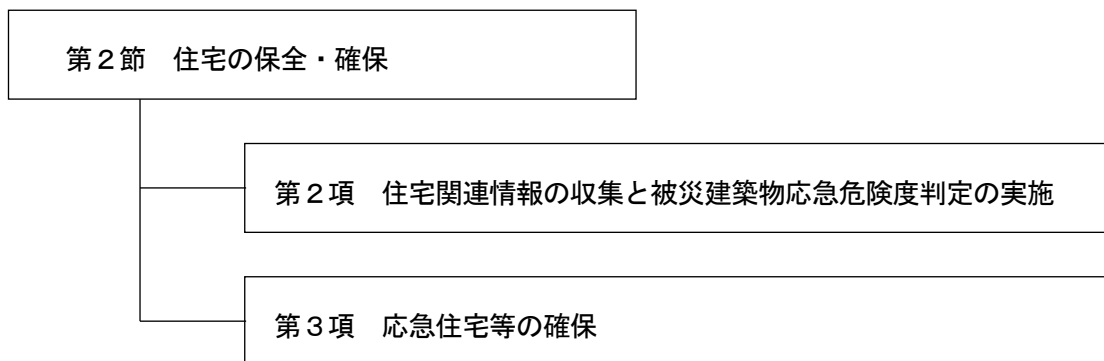
### 第1項 活動方針

南海トラフ巨大地震発生時には、多数の住宅が被害を受けるとともに、継続的に余震が発生することが想定されるため、住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、避難所からの早期の帰宅を促すとともに、これらの被災住宅による二次災害の防止を図ります。

また、震災により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図ります。

県と密接に連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行います。

また、既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供します。



### 第2項 住宅関連情報の収集と被災建築物応急危険度判定の実施

#### 1 住宅関連情報の収集

##### (1) 住宅相談窓口等の設置

住宅相談窓口等を設置し、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を整備します。

##### (2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握します。また、必要な情報を県災害対策本部に報告します。

#### 2 被災建築物応急危険度判定の実施

##### (1) 被災建築物応急危険度判定制度の適用

〔南伊勢防〕

町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、その旨を県に報告するとともに、「三重県被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、必要に応じて県に対し、被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請します。

#### (2) 被災建築物応急危険度判定の実施

被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、建築物に判定結果を表示することにより倒壊等による危険が認められる場合は所有者や使用者等だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起します。また、調査結果を遅延なく実施本部に報告します。

#### (3) 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡します。

併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施します。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起します。

### 第3項 応急住宅等の確保

#### 1 町営住宅等の被害調査及びあっせん

町は、町営住宅の被害調査を行い、必要な応急措置を行うとともに、居住する住家を失った被災者に供することができる戸数を把握します。また、民間賃貸住宅等の被害調査を行い、居住する住家を失った被災者に供することができる戸数を把握します。

これらの町営住宅及び民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したい者の住宅の確保とあっせんに努めます。

#### 2 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、災害救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行います。

(2) 町は、中期的な災害対応を見通す中で、次の事項に留意して、あらかじめ応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておきます。

(3) 町は、日本モバイル建築協会、プレハブ建築協会、県建設業協会、事業者等と連携し、災害のため、住家が滅失し、又は被災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図るものとします。

(4) 応急仮設住宅の建設に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居に当たっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させるものとします。

(5) ペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を公益社団法人三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努めるものとします。

(6) 町内において必要な応急仮設住宅の確保が困難な場合、「度会町と南伊勢町との災害時相互応援協定」(資料編 資料4-6 参照)等により、近隣市町において必要な建設可能用地を確保し、

[南伊勢防]

応急仮設住宅の建設を図ります。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

### 3 住宅の応急修理

町は、県建設業協会等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促します。

### 4 救助法による応急仮設住宅の建設

救助法による応急仮設住宅の建設は、資料編（資料4-5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第3節 文教等対策

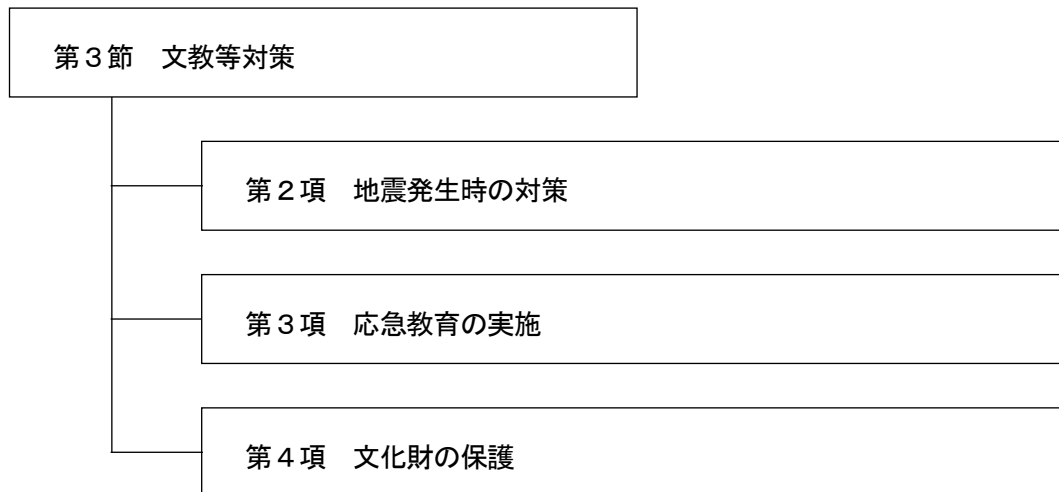
### 【主担当課等】

教育委員会事務局、子育て・福祉課

### 第1項 活動方針

南海トラフ巨大地震等が発生時には、多数の避難者が発生し、小中学校等の教育施設が避難所として使用されることが想定されるため、通常の教育が行えない場合の応急教育を実施し、教育機能の速やかな回復を目指します。

また、町内文化財の被害を未然防止又は被害拡大防止を図ります。



### 第2項 地震発生時の対策

#### 1 被害状況の報告

地震が発生した場合、学校長及び園長は、児童生徒及び園児を避難させた後、可能な方法で町災害対策本部、各区対策本部、PTA会長及び保護者会長に以下の状況を報告します。

- (1) 児童生徒・園児等及び教職員の人的被害及び避難に関する情報
- (2) 学校・保育所施設の被害状況
- (3) 学校・園周辺及び通学・通園路の被害状況
- (4) 休校・休園措置の実施に関する報告
- (5) その他必要な事項

[南伊勢防]

## 2 学校施設等の一時使用措置

- (1) 避難所に指定されている学校においては、避難所施設管理者として、避難所設置初期対応や避難所運営に対し協力します。
- (2) 災害応急対策のため、町立学校、町営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させることができます。
- (3) 町立学校では、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者の協力を得ます。

## 第3項 応急教育の実施

応急教育の実施に当たっては、町と学校長が協議の上、決定します。

### 1 文教施設・設備の確保

避難所が開設され、避難所と応急教育施設が重複するときには、避難生活との調整に配慮しながら、教育の低下をきたさないよう努めます。

- (1) 学校施設等の危険度判定を行います。
- (2) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行い、使用します。
- (3) 校舎の一部が使用できないときは、特別教室、体育館等を利用し、場合によっては二部授業等を行います。
- (4) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長期間を要するときは、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借上げ等により、仮校舎を設置し、授業を行います。
- (5) 応急教育実施に当たっては、児童生徒並びに保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図ります。
- (6) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は県災害対策本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請します。

### 2 教職員の確保

- (1) 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行います。
- (2) 教職員の不足が補えない場合は、県に対し教職員の派遣を要請します。

### 3 給食の措置

学校給食施設・設備が被災した場合には、速やかに応急処置を行い、給食の継続に努めます。その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理など衛生面には十分に注意します。

また、学校が避難所として開設された場合には、学校給食施設・設備は避難者の炊出し用にも供されるため、その調整に留意するものとします。

### 4 被災児童生徒等の保健管理

被災児童生徒等の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図ります。カウンセリングには、養護教諭等が応急措置に当たるものとします。

## 5 学用品の給与

町は、災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し、被害の実情に応じて、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を現物により支給します。

## 6 救助法による学用品の給与

救助法による学用品の給与は、資料編（資料4-5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」として掲げています。

☞ 資料4-5 「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表」参照

## 第4項 文化財の保護

### 1 被害報告

文化財の所有者又は管理者は、指定文化財に被害を受けた場合には、その所有者、管理者及び管理団体は、被害状況を調査し、町教育委員会に報告します。

### 2 文化財の応急対策

町は、1の被害報告を受けた場合、次の措置をとります。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合には、この限りではありません。

- (1) 国・県指定文化財については、県教育委員会にその旨報告し、その指示に従って必要な措置をとります。
- (2) 町指定文化財については、町が所有者又は管理者に対して必要な指示・助言を行い、その保存を図ります。

### 3 地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡するとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力します。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、町教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぎます。

## 第4節 災害義援金等の受入・配分

### 【主担当課等】

子育て・福祉課、会計課

### 第1項 活動方針

被災者に対する義援金品の募集、保管輸送及び配分並びに被災者あてに寄託された義援金品の受付及び確実かつ迅速な配分を行い、被災者の生活の安定を図ります。

**第4節 災害義援金等の受入・配分****第2項 災害義援金品の募集等****第2項 災害義援金品の募集等**

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会により、次の関係機関が共同し、又は協力して行います。

三重県共同募金会 日本赤十字社三重県支部 三重県社会福祉協議会 県 市町（配分委員会のみ）、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

**1 募 集**

町は、義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災害対策本部に報告します。

**2 保 管**

義援金の保管については、町会計課において一括管理し、義援物資については、物資の集積場所において仕分け等を行い、管理します。

**3 配分、輸送**

関係機関と調整の上、速やかに罹災者に届くよう配分及び輸送を行います。

第4部 復旧・復興対策

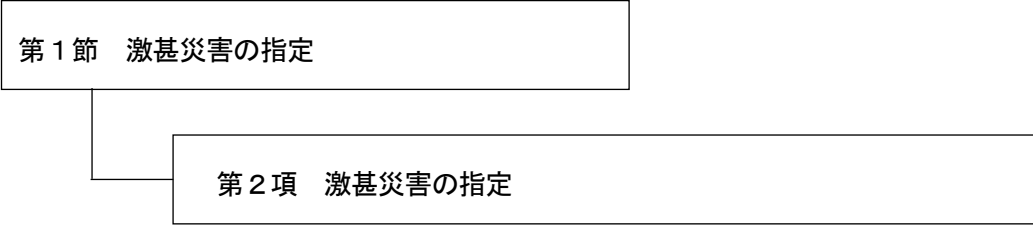
第1章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定

【主担当課等】  
防災安全課

第1項 活動方針

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、激甚な被害が発生した場合において、町は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）による援助及び助成等を受けて適切な復旧・復興計画を実施します。



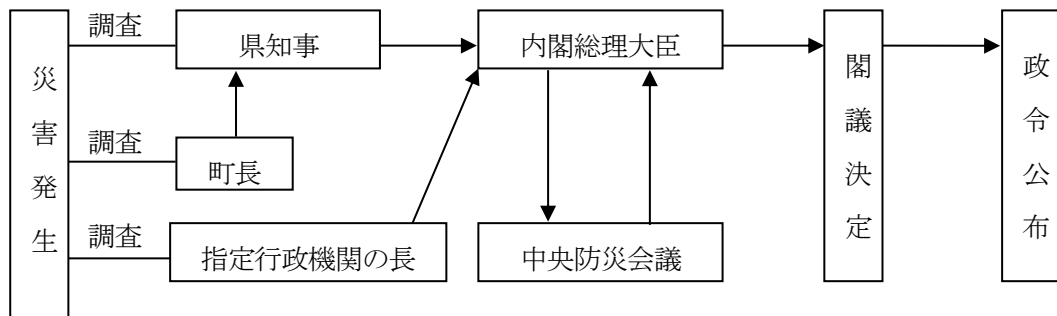
第2項 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

- (1) 町は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等の調査を実施します。
- (2) 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力します。

2 激甚災害の指定

- (1) 町は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、県と連携して激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとします。
- (2) 知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部局が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図るものとします。  
激甚災害の指定手続については、下図のとおりです。



## 第2-1節 被災者の生活再建に向けた支援

【主担当課等】

防災安全課、税務住民課

## 第1項 活動方針

り災証明の発行は、被災者にとって、税の減免、公共料金の減免、見舞金・義援金の受給、貸付金の申込み等、震災後の早期立ち直り及び生活の安定化のためには極めて重要な行為となり、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、調査員が確認できる程度の被害について、原則、申請者等の立会いのもとで、外観及び内部からの被害調査を行い、該当証明事項に関し、り災証明を発行します。

## 第2-1節 被災者の生活再建に向けた支援

## 第2項 り災証明書の交付手続き

## 第2項 り災証明書の交付手続き

## 1 証明事項

町は、基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の事項の証明を行うこととします。なお、火災に係るものについては、消防本部消防長が証明します。

- (1) 全壊（流出）、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部損壊
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

## 2 証明書の発行要領

- (1) 町は、り災証明書の受付・発行窓口を開設します。
- (2) 証明書の発行は、町災害対策本部及び消防本部が連携して行います。
- (3) 町内の被災状況によっては、郵送による受付・交付を行います。
- (4) り災証明書の交付

ア 現に地震等により家屋に被害を受け、その家屋について「り災証明書」の発行を受けようとする者は、資料15-4（様式1）により町へ申請し、り災証明書の交付を受けます。

☞ 資料15-4 「り災証明書様式」参照

イ り災証明書の交付は、災害により被害を受けた家屋の使用者、一時滞在者、所有者等からの申請によるものとします。

ウ 町は、り災台帳に基づき、申請者に対して「り災証明書」を交付するものとします。

## 3 り災証明書発行に関する広報

- (1) 町は、り災証明書発行等の実施方針を作成次第、速やかに、その内容を広報します。
- (2) 被害家屋調査の前に建物の撤去・修繕を行う場合には、被害状況の写真を撮影し、工事に係る業者の見積りや領収書等と併せて保管するよう広報します。

#### 4 被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、総務班又は消防本部が被害家屋調査を実施します。

##### (1) 被害家屋の判定基準

ア り災証明の根拠となる被害家屋の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号通知）」に基づき1棟全体で行います。

イ 判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に沿って被害家屋調査を行うこととします。

ウ 被害家屋調査は、原則として、外観目視調査とし、判定結果に対して、被災者等からの再調査の申請があった場合は、申請者の立会いのもと、内部に立ち入って再調査を行います。ただし、調査量が少ない場合等は、最初から内部立入り調査とします。

##### (2) り災台帳の作成

り災台帳には、被害家屋調査による判定結果、家屋データ、地番、住民基本台帳等のデータを集約します。

##### (3) 再調査

り災証明発行後、以下のような場合には、被災者等からの申し出により、再調査を実施し、再調査の結果、被災度判定が変更となった場合は、り災台帳に反映するとともに、り災証明書の修正を行います。

ア 被災者等がり災証明の判定結果に不服であった家屋

イ 周囲の被災状況により被害家屋調査が物理的にできなかった家屋

##### (4) 判定委員会

再調査において、判定の困難なものについては、必要に応じて町災害対策本部内に判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ町長が判定します。判定委員会は、専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等からの3名により構成し、町長が委員を委嘱します。

#### 5 り災車両及び船舶の申請及びり災証明書の発行

り災した車両及び船舶について、「り災証明書」の交付を受けようとする者は、資料15-4（様式2）により町へ申請し、り災証明書の交付を受けます。ただし、車両及び船舶の場合は、現地調査は行いません。

☞ 資料15-4 「り災証明書様式」参照

### 第2-2節 被災者の生活再建に向けた支援

#### 【主担当課等】

総務課、会計課、税務住民課、子育て・福祉課、観光商工課、建設課、防災安全課、管財契約課

#### 第1項 活動方針

災害時の混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の回復を図るとともに、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図ります。

## 第2-2節 被災者の生活再建に向けた支援

## 第2項 民生安定のための緊急措置

## 第2項 民生安定のための緊急措置

## 1 災害弔慰金の支給等

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付は、「南伊勢町災害弔慰金の支給等に関する条例」によるものとします。

## (1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡したとき、その遺族に対して支給します。

## (2) 災害障害見舞金の支給

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別に定める程度の障害がある場合に支給します。

## (3) 災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯に、生活の立直しに資するため、その世帯主に貸付けます。

## 2 その他生業資金等の貸付

その他、町及び県等により実施される貸付金等には、以下のものがあります。

## (1) 災害援護資金

ア 実施主体：町

イ 対象災害：県内で災害救助法が適用された市町が1以上ある災害

ウ 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

エ 付限度額：350万円

## (2) 母子父子寡婦福祉資金

ア 実施主体：町

イ 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。

ウ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（町役場に備付）に関係書類を添付して、町役場を経由して県に申請します。

エ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

オ 貸付資金の種類（主要なものを抜粋）

a 事業開始資金 b 住宅資金 c 生活資金 d 就職支度資金 e 修学資金 f 修業資金  
g 医療介護資金 h 結婚資金

## (3) 生活福祉資金

ア 実施主体：県社会福祉協議会

イ 受給者：（1）災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者

ウ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、借入申込書（町社会福祉協議会に備えつけられている。）を、その

居住地を担当区域とする民生委員を通じ、町社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会長に提出します。

エ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

オ 貸付資金の種類(主要なものを抜粋)

- a 総合支援資金 ・生活支援資金 ・住宅入居費 ・一時生活再建費
- b 福祉資金 ・療養費 ・介護等費 ・福祉費 ・福祉費(住宅) ・災害援護資金
- c 教育支援資金 ・教育支援費 ・就学支度費
- d 不動産担保型生活資金 ・不動産担保型生活資金

等

### 3 災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋

#### (1) 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築も含め円滑に行います。

特に被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、町及び県においては復興期までの様々な行政需要の抑制にそれぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとします。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平常時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らすこととします。

#### (2) 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、町及び県は、将来の住宅需要も勘案したうえで、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図ります。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努めます。

#### (3) 住宅金融支援機構資金の斡旋

県及び町は、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅資金について、被災者に対し住宅相談窓口を設置するとともに当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査を早期に実施して、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組みます。

### 4 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図ります。

#### (1) 国税の徴収猶予及び減免等

##### ア 災害等による期限の延長

国税通則法(昭和37年法律第66号)第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、

当該期限を延長することができます。

#### イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、この法律の定めるところによります。

### (2) 県税の減免及び期限延長

#### ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行うものとします。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとします。

#### イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長するものとします。

### (3) 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、町の条例の定めるところに従って必要な措置をするものとします。

## 5 郵便業務に係る災害特別事務取扱い援護対策（日本郵便株式会社）

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、災害救助法に基づき、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施します。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付します。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施します。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施します。
- (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分します。

## 6 被災者に対する職業斡旋等

### (1) 通勤地域における適職求人の開拓

- ア 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施します。
- イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施します。

### (2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施します。
- イ 避難所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施します。

### (3) 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を

行います。

## 7 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

町及び防災関係機関は、災害復旧に当たって被災者の生活必需物資の確保に努め、また、災害復旧用資機材の調達、輸送等に努めるものとします。

## 第2-3節 被災者の生活再建に向けた支援

### 【主担当課等】

総務課、会計課、税務住民課、防災安全課

### 第1項 活動方針

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給します。

## 第2-3節 被災者の生活再建に向けた支援

### 第2項 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

#### 1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、噴火、地震、津波その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりです。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した町の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町の区域に係る自然災害
- (3) 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (4) 県内に(1)又は(2)の市町を含む場合にあって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- (6) 県内に(1)もしくは(2)の市町を含む場合、又は(3)に該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。人口5万人未満の市町にあっては、2以上の世帯)の区域にかかる自然災害

#### 2 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給します。また、中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給します。

[南伊勢防]

## 《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借(公営住宅以外)	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借(公営住宅以外)	50	50	100
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借(公営住宅以外)	—	25	25

## 《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借(公営住宅以外)	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借(公営住宅以外)	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借(公営住宅以外)	—	18.75	18.75

## 3 支援法適用時の住民への制度の周知徹底

町は、被災者に対して、臨時広報紙の発行やパンフレットの配布等により、この制度について周知徹底を図ります。

## 第3節 復興体制の構築と復興方針の策定

【主担当課等】

防災安全課

## 第1項 活動方針

南海トラフ巨大地震等により、大規模災害が発生した場合において、「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号、以下「復興法」という。)に基づき、町は、復旧・復興体制の確立するとともに、被災者の生活再建を基本に、復旧・復興の基本方針を町民の合意を得ながら速やかに策

定し、迅速な復旧・復興を推進します。

### 第3節 復興体制の構築と復興方針の策定

#### 第2項 復興体制の構築

#### 第2項 復興体制の構築

##### 1 復旧・復興体制の構築

###### (1) 町震災復興本部(仮称)の設置

復興法第2条9号に規定する特定大規模災害が発生した場合、町は、復興法に基づく町の総合的な復興対策を指揮する「町震災復興本部(仮称)」を設置し、設置のための規定や体制の整備に向けた検討を行います。

###### (2) 町復興計画(仮称)の策定

復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「町復興計画(仮称)」を策定します。

##### 2 復興方針の策定

###### (1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等に係る事前検討を行います。

###### (2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努めます。

#### 【三重県復興指針(平成28年3月)の構成(県計画参考)】

第1章 三重県復興指針がめざすもの

第2章 南海トラフ地震からの復興プロセスにおいて想定される事態

第3章 「復興」の基本理念

第4章 復興に向けて取り組むべき対策の全体像

1 復興に向けた対策(全体像)

2 復興に向けた対策(I 計画的復興に向けた行政運営)

3 復興に向けた対策(II 地域の再生や生活の再建)

4 復興に向けた対策(III なりわいや産業の復興)

第5章 地域コミュニティの再生に向けて



# 特別対策

(東海地震に関する緊急対策)

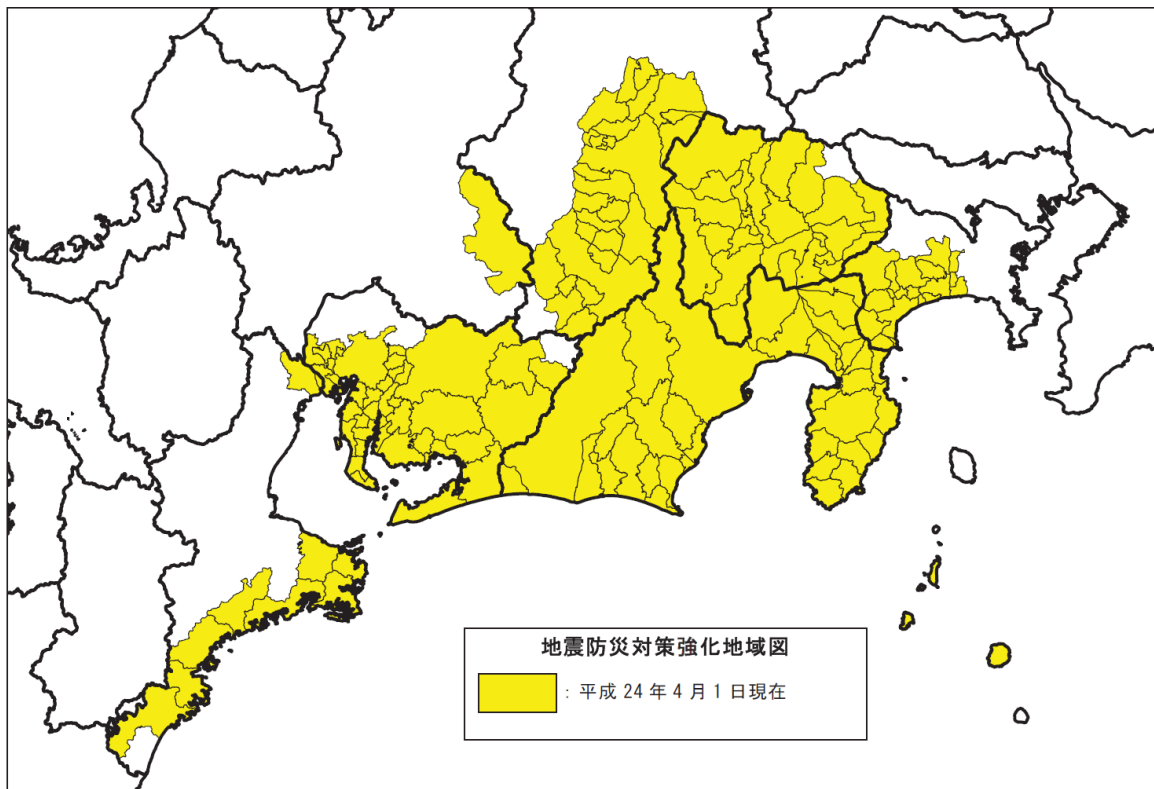


## 第1章 特別対策の目的等

### 第1項 東海地震に関する緊急対策の目的

大震法は、大規模地震発生前の事前措置を行って、地震災害を防止軽減することを目的に制定されました。同法に基づき、平成25年4月の時点で1都7県157市町村、三重県では本町を含め10市町が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、津波被害を中心に被害発生が憂慮されています。また、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合においては、社会的混乱の発生が懸念されます。

よって、この特別対策は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震注意情報が発表された場合以降にとるべき地震防災対策に係る措置に関する事項等を定め、本町における地震防災体制の推進を図ることを目的としています。



（内閣府ホームページより）

### 第2項 基本方針

この特別対策は、次の考え方を基本にしています。

- （1）大震法第6条第1項の規定に基づき、主として東海地震注意情報が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に作成しています。
- （2）この特別対策は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、町、県、その他の防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定めるものです。
- （3）警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等をとる旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施します。
- （4）地震発生後の災害対策は「第3部 発災後対策」により対処するものとします。

- (5) 町、防災関係機関は、次の東海地震に関する3つの情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言））の発表等に伴う緊急対策を実施します。

東海地震に関連する情報

情報の種類	発表の基準	防災対策
東海地震に関連する調査情報（臨時）※ （カラーレベル 青）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表され、その変化の原因についての調査の状況が示されます。（臨時）	東海地震準備体制
東海地震注意情報 （カラーレベル 黄）	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表されます。	気象庁判定会開催 東海地震警戒体制
東海地震予知情報 （カラーレベル 赤）	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表されます。	警戒宣言の発令 東海地震非常体制

※ 東海地震に関連する調査情報は、毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果が発表されます。

### 第3項 町が処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の指示、又は警戒区域の設定
- (3) 県警戒本部への報告、要請等
  - ① 職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請
  - ② 住民等の避難の状況及び緊急対策の実施状況を県へ報告
- (4) 消防職員・団員及び水防団の配備等
- (5) 避難者等の救護
- (6) 緊急輸送の実施
- (7) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (8) その他地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事項

## 第2章 緊急対策

### 第1節 地震災害警戒本部の設置等

【主担当課等】

防災安全課

#### 第1項 活動方針

東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が出された場合、職員の参集や連絡体制の確保等、必要な準備行動をとります。警戒宣言が発令された場合には、緊急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するために地震災害警戒本部を設置し、緊急対策活動を行います。

#### 第2項 緊急対策

##### 1 職員動員配備

###### (1) 東海地震準備体制

東海地震に関する観測情報が発表された場合は、平常時の活動を継続しつつ、各課1名を連絡要員として配備し、連絡体制を整えます。

###### (2) 東海地震警戒体制

東海地震注意情報（臨時）が発表された場合は、東海地震警戒体制により、町職員全員を招集し、警戒宣言時前からの的確な対応をとるとともに、警戒宣言の発令後、速やかに町地震災害警戒本部（以下「町警戒本部」という。）の設置ができる体制を整えます。

###### (3) 東海地震非常体制

警戒宣言発令時には、東海地震非常体制をとり、全職員は自主参集し、直ちに町警戒本部を設置し、避難対象地区の住民の避難や、予想される社会的混乱の発生防止等、必要な緊急対策を実施します。

##### 2 町警戒本部

町警戒本部は、南伊勢町地震災害警戒本部条例（平成17年南伊勢町条例第19号）に定めるとおりです。

☞ 資料4-4 「南伊勢町地震災害警戒本部条例」参照

###### (1) 組織

町警戒本部は、町災害対策本部の組織をもって充てるものとします。

###### (2) 所掌事務

町警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりです。

ア 警戒宣言、地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

(ア) 必要に応じ、県に対し、緊急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請します。

(イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、緊急対策を実施すべき者に対する指示をします。

(ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告します。

ウ 避難の指示又は警戒区域の設定

エ 消防団（水防団）の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

〔南伊勢防〕

- オ 消防、水防等の応急措置
  - カ 避難者等の安全確保
  - キ 緊急輸送の実施
  - ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
  - ケ 自主防災組織活動の指導、連携
  - コ その他緊急対策上の措置
- (3) ここで規定する町警戒本部は、東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられてから地震が発生するまでの間、開設して活動するものであり、地震が発生した場合は、直ちに第3部第1章第1節「活動態勢の整備」に規定する町災害対策本部に切り替えて活動するものとします。

☞ 第3部第1章第1節「活動態勢の整備」（3-1～8ページ）参照

### 3 消防機関の活動

#### (1) 志摩市消防本部・紀勢地区広域消防組合消防本部

志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部は、町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置をとります。

- ア 情報の収集と伝達
  - イ 消火活動、救助活動の出動体制の確立
  - ウ 危険区域内の地域住民への避難の指示の伝達
  - エ 出火防止のための広報
- #### (2) 消防団（水防団）
- ア 情報の収集と伝達
  - イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
  - ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
  - エ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）
  - オ 住民の避難誘導
  - カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備
  - キ 警戒区域からの避難確保のパトロール
  - ク 救助用資機材の確保準備
  - ケ その他状況に応じた防災、水防活動

第2節 地震予知情報等の伝達

【主担当課等】  
防災安全課

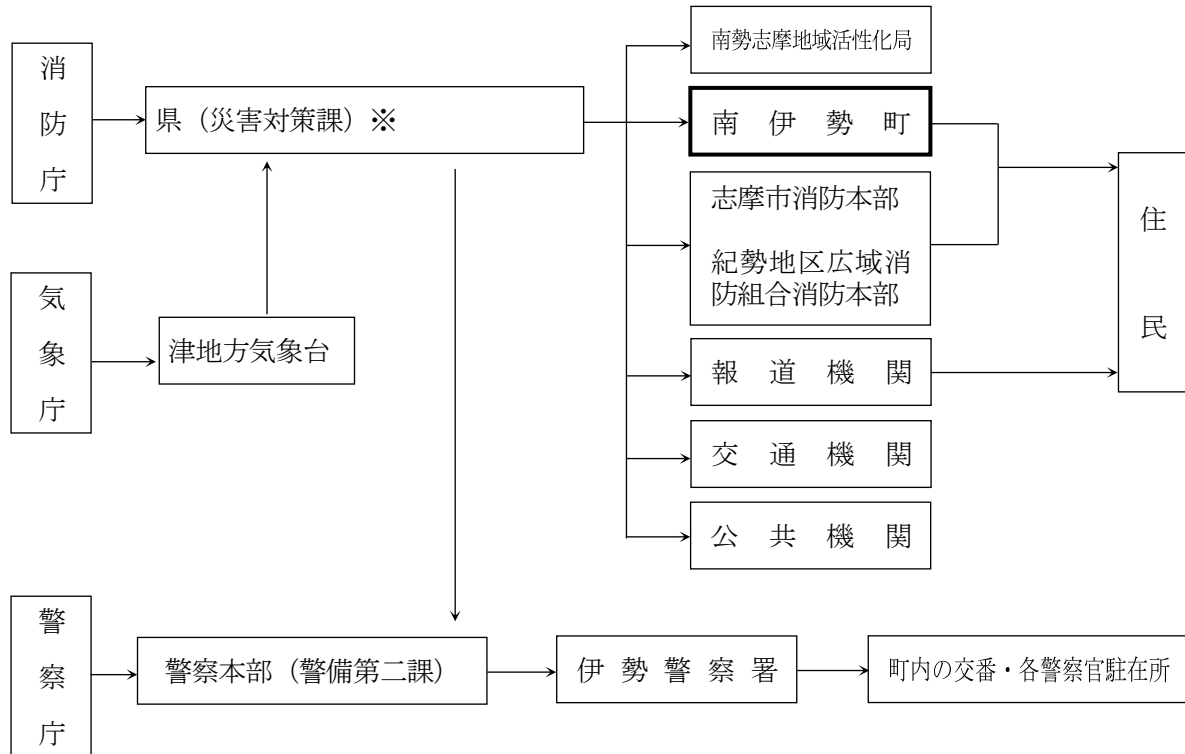
第1項 活動方針

東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合には、町及び防災関係機関は、警戒宣言及び東海地震に関連する情報等を住民等へ正確かつ迅速に伝達します。

第2項 緊急対策

1 大震法に基づく伝達系統図

予知情報（警戒宣言）は、下記の「大規模地震対策特別措置法に基づく伝達系統図」の伝達系統により伝達されます。



※県警戒本部設置後には、県警戒本部において受理伝達されます。

2 通報を受けた場合の措置

東海地震予知情報（警戒宣言）等の通報を受けた場合の措置は、第3部第1章第5節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」によります。

☞ 第3部第1章第5節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」（3-18～28ページ）

参照

第3節 地震予知情報等の広報

**【主担当課等】**  
総務課、防災安全課

第1項 活動方針

地震予知情報等が発せられると、無秩序な情報が流れ憶測によるデマ等により町民の混乱が予想されることから、これを未然に防止するため迅速かつ適切な広報を実施します。

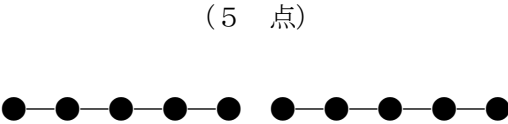
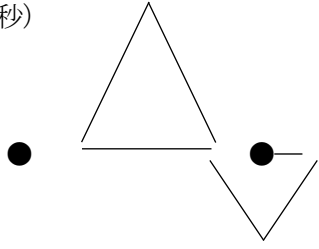
第2項 緊急対策

1 住民への広報等

地震注意情報、警戒宣言及び地震予知情報等については、国及び県が報道機関を通じた広報活動が行われますが、町は次の方法により、住民への周知徹底を図ります。

- (1) 町防災行政無線
- (2) 警鐘又はサイレン

大震法に基づく警戒宣言が発せられたとき、警鐘又はサイレンによって周知する場合の標識は、次のとおりです。

警 鐘	サ イ レ ン
 <p>(5 点)</p>	 <p>(約45秒)</p> <p>(約15秒)</p>
<p>備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘又はサイレンを併用すること。</p>	

- (3) 自主防災組織による戸別連絡
- (4) 可能な限り多くの伝達及び広報手段  
可能な限り多くの伝達及び広報手段は、第3部第1章第5-3節第2項2「伝達及び広報手段」によります。

☞ 第3部第1章第5-3節第2「伝達及び広報手段」(3-27ページ) 参照

2 広報の内容

広報は、おおむね次の内容とします。その際、避難行動要支援者に配慮した広報に努めます。

- (1) 地震注意情報、警戒宣言及び地震予知情報の発表内容
- (2) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意の喚起
- (3) 混乱防止のための対応措置
- (4) その他状況に応じて住民に周知すべき事項

## 3 広報文例（参考）

東海地震注意情報及び東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合に広報する文例を参考として示します。

## 東海地震注意情報発表時、町民に対する呼びかけの広報例文（参考）

町民のみなさん、こちらは南伊勢町長です。本日〇〇時〇〇分気象庁から地震観測データに異常が観測されたため、東海地震注意情報が発表されました。町民の皆さんは、万一に備え、次のことに十分注意してください。

- 1 不要不急の外出や旅行等は控えてください。
- 2 日頃行っている安全対策をもう一度確認してください。
- 3 テレビ、ラジオ、インターネットなどにより正確な情報を確認してください。

町では、東海地震注意情報の発表等に伴う緊急対策を実施しますので、町民のみなさんは、今後の正確な情報を確認し、十分注意するようお願いいたします。

## 警戒宣言発令時、町民に対する呼びかけの広報例文（参考）

町民のみなさん、こちらは南伊勢町長です。本日〇〇時〇〇分内閣総理大臣から東海地震についての警戒宣言が発令され、町は地震災害警戒本部を設置いたしました。町民の皆さんは、次のことに十分注意して東海地震の発生に備えてください。

- 1 火の使用、自動車の使用、危険な作業などは自粛してください。
- 2 身の回りの安全、火の始末、非常持出品などを確かめてください。
- 3 テレビ、ラジオ、インターネットなどにより正確な情報を確認してください。
- 4 津波やがけ崩れの危険性のある地域には「避難の指示」が出されました。

町では、この非常事態を乗り切るため全力をあげて対処いたしますので、町民のみなさんは、あわてないで、冷静に避難行動に移ってください。

## 第4節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保

## 【主担当課等】

防災安全課、教育委員会事務局、高齢者支援課、子育て・福祉課

## 第1項 活動方針

東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合の避難を容易にするための事前対策及び発災前の避難行動による混乱防止対策を行います。

## 第2項 緊急対策

## 1 避難対策の基本方針

- (1) 津波の来襲及び山・崖崩れの発生の危険が予想され、避難の指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難場所へ避難します。
- (2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、地区の「災害時行動計画」に沿って、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な避難誘導により、避難場所に避難します。
- (3) 地区の「災害時行動計画」に沿って、可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の確実な伝達及び避難の支援に努めます。
- (4) 帰宅困難者、滞留旅客等に対する避難誘導、保護等の活動を行います。

## 2 避難のための勧告及び指示

## (1) 指示の基準

町長は、警戒宣言が発せられたときは、津波や崖崩れの危険性のある地域を、警戒区域※として設定し「避難の指示」を行います。

☞ 第5部第2章第4節第3「警戒区域の設定」（5-9ページ）参照

※ 大震法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域であり、警戒宣言が発せられた場合の避難指示地域となります。

## (2) 指示及び伝達方法

ア 町長は、警戒宣言が発せられた後、速やかに住民等に対し、避難指示を行います。伝達方法は、本章第3節「地震予知情報等の広報」によります。

☞ 第5部第2章第3節「地震予知情報等の広報」（5-6～7ページ）参照

イ 警察官、海上保安官に対し、避難の指示の伝達について、協力を要請します。

ウ 必要に応じ避難の指示に関する放送を県を通じて報道機関に依頼します。

## (3) 避難に関するの周知事項

町（志摩市消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部・消防団を含む。）及び警察署は、平素から住民及び自主防災組織に対し次の事項について周知し、警戒宣言が発せられたときには、警戒宣言が発せられたこと、避難すべきことを告知します。

また、観光客へも周知、伝達に努めます。

ア 町内全域が避難対象地区であること

イ 津波の来襲及び山・崖崩れの発生の危険が予想される区域は警戒区域であること

ウ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の緊急対策の実施

エ 避難経路、避難先

- オ 速やかに避難すること
- カ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

### 3 警戒区域の設定

#### (1) 警戒区域設定対象地域

全町域のうち、津波の来襲及び山・崖崩れの発生の危険が予想される区域が大震法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域となります。これらの警戒区域は、2の（3）により住民及び自主防災組織に対し周知徹底を図ります。

#### (2) 規制の内容等

警戒宣言が発せられたときは、速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入制限等の措置をとります。また、警察官、海上保安官及び消防団・自主防災会等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、防犯・防火のためのパトロールを実施するよう努めます。

### 4 避難状況の報告

#### (1) 町は、区、消防団、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に又は伊勢警察署を通じて、次に掲げる避難状況の報告を求めます。

##### ア 避難の経過に関する報告

危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う報告。

(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置

(ウ) 町等に対する要請事項

##### イ 避難の完了に関する報告

避難完了後、速やかに行います。

(ア) 避難地名

(イ) 避難者数

(ウ) 必要な救助・保護の内容

(エ) 町等に対する要請事項

#### (2) 町は、(1)の避難状況について県へ報告します。

### 5 避難場所・避難所への避難及び運営・管理

避難場所・避難所への避難及び運営・管理は、第3部第4章第1節第5項「避難場所・避難所への避難」及び第6項「避難所の開設及び運営」によります。

☞ 第3部第4章第1節第5項「避難場所・避難所への避難」（3-54ページ）参照  
及び第6項「避難所の開設・運営」（3-55～56ページ）参照

### 6 小中学校・園における児童生徒等の安全確保

東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合、児童生徒・園児等の避難と安全確保のため、「東海地震防災マニュアル（小中学校）」及び「東海地震危機管理マニュアル（南伊勢町保育所）」に基づく緊急対策を実施します。

## 第5節 救助・救急活動及び消防活動

**【主担当課等】**

防災安全課、(消防本部・消防団)

### 第1項 活動方針

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動をとる旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、町及び防災関係機関は、出火防止と迅速な救急・救助に関する活動を実施します。

### 第2項 緊急対策

#### 1 救助・救急活動及び消防活動の実施及び調整

次の事項について、消防本部・消防団と連携して実施します。

- (1) 消防職、消防団を中心に警戒体制の強化を図ります。
- (2) 通信施設の確保及び通信統制の確立を図ります。
- (3) 資機材の点検・整備を行います。
- (4) 正確な情報の収集・伝達を図ります。
- (5) 事前に災害危険地域に消防隊を配置し、火災の未然防止及び出動の迅速化を図ります。
- (6) 消防計画の速やかな履行、火災発生防止、初期消火についての予防広報を行います。
- (7) 安全避難路の確保及び避難誘導を行います。
- (8) 自主防災組織、自衛消防隊の防災活動に対する指導を行います。
- (9) 迅速な救急・救助のための体制確立を図ります。
- (10) 緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の応受援体制の整備を図ります。

## 第6節 医療・救護活動態勢の確保

### 第1項 活動方針

東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動等をとる旨の意思の決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、町は、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう事前措置を講じます。

### 第2項 緊急対策

#### 1 医療・救護活動の準備

- (1) 医療救護活動の準備を関係機関に要請します。
- (2) 住民等に対し、あらかじめ協議して定めた医療機関については、警戒宣言時等においても緊急を要する患者に対する診察を行うことを周知します。
- (3) 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所の設置を準備します。

#### 2 救護所・仮設救護病院の設置

- (1) 町は、医療活動のため必要と認める場合には、適当な施設又は避難所等に救護所を設置します。
- (2) 要救護者の搬送及び受入準備を行います。
- (3) 救護所の設置に伴い、住民等に対して救護所設置の周知を図ります。

#### 3 防疫のための準備

防疫のための資機材及び仮設トイレを準備します。

## 第7節 緊急輸送態勢の確保

<b>【主担当課等】</b> 防災安全課
-------------------------

## 第1項 活動方針

町は、警戒宣言が発せられた場合、緊急対策を実施するために必要な緊急輸送態勢を確保します。

## 第2項 緊急対策

## 1 緊急輸送の対象となる人員、物資等

(1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、緊急対策の実施に最低限必要な次の人員、物資について行います。

ア 緊急対策実施要員の配備

イ 緊急対策活動に要する資機材

ウ 緊急の処置を要する患者の搬送及び必要な医薬品、衛生材料等の輸送

(2) 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行います。

ア 食料

イ 日用品等

ウ その他緊急に輸送を必要とするもの

## 2 緊急輸送手段の確保

第3部第5章第1節第2項「緊急輸送手段の確保」によります。

☞ 第3部第5章第1節第2項「緊急輸送手段の確保」（3-72ページ）参照

## 3 緊急輸送の調整

町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは調整を行います。

この場合、次により調整することを原則とします。

第1順位	住民の生命の安全を確保するため必要な輸送
第2順位	緊急対策実施要員、緊急物資等の緊急対策を実施するため必要な輸送
第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送

## 4 自衛隊の派遣要請

町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請します。

## 第8節 水防活動

### 第1項 活動方針

町は、警戒宣言が発せられた場合、津波の発生に備え、必要に応じ水門、えん堤等の門扉開閉を行います。

### 第2項 緊急対策

#### 1 津波からの防護のための施設の緊急措置

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、津波の発生に備え、速やかに水門、えん堤等の門扉開閉作業が行えるよう、必要な体制を整えます。

ただし、津波が発生したときに、閉鎖に時間を要する場合は、直ちに避難します。

また、工事中の施設等については、作業の即時中断等の措置を行います。

#### 2 危険箇所把握体制の整備

水防施設に異常がないかを確認するとともに、異常を発見した場合は水防活動を実施します。

ただし、津波が発生したときに、水防活動に時間を要する場合は、直ちに避難します。

## 第9節 緊急の交通・輸送機能の確保

【主担当課等】

防災安全課、建設課

## 第1項 活動方針

警戒宣言が発せられた場合、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保します。

## 第2項 緊急対策

## 1 道路交通対策（警察が行う緊急対策）

## (1) 交通規制方針

警戒宣言が発せられた場合における交通規制は、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問により行われます。

ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域への一般車両の流入は極力制限します。

イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しないものとします。

ウ 緊急交通路の優先的な機能確保を図ります。

## (2) 交通規制計画

県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合は、大震法第24条の規定に基づき、次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保します。

## ア 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大震法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下、この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合県外（強化地域外）への流出については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとします。

## イ 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制します。

## ウ 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施します。

## エ 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりです。

(ア) 伊勢湾岸自動車道

(イ) 東名阪自動車道

(ウ) 新名神高速道路

(エ) 伊勢自動車道

(オ) 紀勢自動車道

(カ) 国道1号

(キ) 国道23号

(ク) 国道25号

(ケ) 国道42号

## エ 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大震法施行規則第5条に定める表示を設置して

〔南伊勢防〕

行うものとし、なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行います。

#### オ 広報

戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請し、交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施します。

### (3) 緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたるものとし、

### (4) 緊急輸送車両の確認

#### ア 事前届出制度

(ア) 警戒宣言が発令された場合、交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により緊急輸送車両として使用する車両について事前届出済証を交付します。

(イ) 事前届出の受付は、伊勢警察署交通課において行います。

#### イ 緊急輸送車両の確認

警戒宣言が発令された際、上記アで事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出がなされた場合、優先して確認を行うものとし、その際、必要な審査は省略することができます。

#### ウ 緊急輸送車両確認証明書及び標章の交付

確認を求める旨の申し出（緊急通行車両等確認証明申請書）と事前届出済証の記載内容を照合したうえで、緊急通行車両確認証明書（2枚複写の2枚目）及び標章を交付します。

#### エ 確認等機関

上記イ、ウの緊急通行車両の確認と証明書等の交付は、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、各警察署、警戒宣言発令時に伴い設置される交通検問所及び三重県防災対策部において行います。

## 2 公共輸送対策

### (1) バス（三重交通株式会社、南伊勢町営バスが行う緊急対策）

ア 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ、崖崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとし、

イ 警戒宣言発令時等における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておきます。特に、運行中の乗務員は、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとし、

ウ 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、速やかに車両の運行を中止します。

エ 旅客に対して、警戒宣言の告示により運行中止の措置をとった理由、避難の必要性和最寄りの避難場所等の情報を提供（アナウンス）します。

オ 運行の中止後は、車両の安全措置を行ったうえで、最寄りの安全な避難場所等への旅客の誘導に努めるとともに、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告します。

### (2) 海上交通の確保対策（海上保安部、漁港管理者が行う緊急対策）

〔南伊勢防〕

ア 海上、港湾

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じます。

- (ア) 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等の規制を行います。
- (イ) 港内又は船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行います。

イ 港則法の適用を受けない漁港

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請します。

- (ア) 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難します。
- (イ) 避難できない船舶については、係留を完全に行います。
- (ウ) 大型・中型船舶は、入港をさしひかえます。

## 第10節 広域的な応援・受援体制の整備

## 【主担当課等】

防災安全課、子育て・福祉課

## 第1項 活動方針

町は、国の活動要領に基づく広域応援部隊・救援物資・災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れを迅速に行うための体制を整備します。

## 第2項 緊急対策

## 1. 応援計画の事前策定

町は、警戒宣言が発令された場合に速やかに応援部隊の受入体制をとることができるよう、第3部第1章第6節「応援・受援体制の整備」に準じ、応援計画を事前に策定しておきます。

☞ 第3部第1章第6節「応援・受援体制の整備」（3-28～30ページ）参照

## 2. 応援部隊等の受入

- (1) 警戒宣言が発せられ、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請します。
- (2) 広域応援部隊、救援物資、DMAT及びボランティア等の受入れを迅速に行うための体制を整備します。

## 第11節 ライフライン施設の安全対策

**【主担当課等】**

上下水道課、建設課

防災安全課、まちづくり推進課

### 第1項 活動方針

警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と、発災後の応急対策に係る事前措置を実施します。

### 第2項 緊急対策

#### 1 飲料水の確保

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、住民等に個人備蓄及び緊急貯水の励行を呼びかける広報等の活動に取り組むもとともに、これにより増加する水需要に対し、設備能力の範囲内で飲料水の供給を確保、継続するものとします。

また、施設能力を超える場合には、「三重県水道災害広域応援協定」（資料4-6）に基づき、南勢志摩ブロック代表者（松阪市）又は県等に応援を要請します。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

- (2) 水道施設の破壊に備え、水道施設の点検・整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配備等応急給水及び復旧体制を準備します。

#### 2 電力、ガス、通信等の緊急対策（ライフライン事業者が行う緊急対策）

電力、ガス、通信等のライフライン事業者は、事前に定められた方法により、活動態勢の構築、情報収集・伝達活動の実施、利用者への広報等の活動に取り組むものとします。

## 第12節 公共施設等の保全

### 第1項 活動方針

地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合、公共施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において地震発生に備えた対策を実施します。

### 第2項 緊急対策

#### 1 公共施設

地震注意情報又は警戒宣言が発せられたときには、次の措置をとります。

ただし、津波の来襲及び山・崖崩れの発生の危険が予想され、警戒宣言が発せられた場合の避難指示地域となる警戒区域にあつては、直ちに避難します。

##### (1) 道路

所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ交通の制限、工事中の道路における工事（占用工事等を含む）の中断等の措置をとるものとします。

##### (2) 河川、海岸、港湾、漁港等

各施設の管理者等は、それぞれの施設の緊急点検を実施し、工事中の施設については作業の中断等の適切な措置をとるものとします。

##### (3) 不特定多数の者が出入りする施設

町立施設（庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等）については、地震注意情報が発表された時点で閉館措置をとるとともに、次の措置をとるものとします。

ア 地震注意情報等の来訪者への伝達

イ 来訪者の安全確保のための避難等の措置

ウ 施設の防災点検、応急修理及び設備・備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下等危険物による被害の防止

エ 出火防止措置

オ 受水槽、予備貯水槽への緊急貯水

カ 消防用施設等の点検、整備及び事前配備

キ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

ク 無線通信機等通信手段の確保

#### 2 民間施設（事業所に対する指導、要請）

消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請するものとします。

(1) 津波の来襲及び山・崖崩れの発生の危険が予想され、警戒宣言が発せられた場合の避難指示地域となる警戒区域にある事業所にあつては、直ちに避難します。

(2) 警戒区域外にある事業所にあつては、警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。

ア 不特定多数の人の出入りする施設等で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛します。

- 
- イ 生活必需品を取り扱う事務所にあっては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努めます。
- (3) 警戒宣言、地震予知情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関する事。
  - (4) 火気使用の自粛等出火防止措置に関する事。
  - (5) 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関する事。
  - (6) 自衛消防組織に関する事。
  - (7) 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関する事。
  - (8) 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関する事。
  - (9) 施設、消防用施設等の点検に関する事。
  - (10) 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関する事。

### 第13節 危険物施設等の安全対策

【主担当課等】

防災安全課、(消防本部)

#### 第1項 活動方針

大規模地震の強振動による危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止するための対策を実施します。

#### 第2項 緊急対策

- 1 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置

第3部第6章第2節「危険物施設等の保全」に準じ、危険物施設等の二次災害防止措置を実施します。

☞ 第3部第6章第2節「危険物施設等の保全」（3-86～88ページ）参照

## 第14節 食料及び生活必需品等の確保

**【主担当課等】**

水産農林課、防災安全課、子育て・福祉課

### 第1項 活動方針

警戒宣言が発せられた場合、食料、生活必需品を確保し、民生の安定を図ります。警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、平素から地域住民等が自助努力によって確保することを基本とし、県又は町の緊急物資の供給は、これを補完するものとします。

### 第2項 緊急対策

#### 1 食料、生活必需品の調達可能数量についての点検

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動をとる旨の意思決定を行った場合、食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行います。

#### 2 食料及び生活必需品の確保と配分

- (1) 津波、山・崖崩れ等危険予想地域住民で非常時持出しができなかった者や、旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じたときは、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分します。
- (2) 「三重県市町村災害時応援協定」（資料4-6）に基づく緊急物資の調達あつせんの要請を県に行います。

☞ 資料4-6 「相互応援協定等一覧」参照

- (3) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認します。
- (4) 緊急物資集積所の開設準備を行います。

## 第15節 社会秩序の維持

## 【主担当課等】

総務課、防災安全課

## 第1項 活動方針

地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合における交通混雑、社会的混乱等に対して民生の安定及び犯罪の発生を防止します。

## 第2項 緊急対策

## 1 町が実施する対策

- (1) 警察及び県と連携し、予想される次の混乱に対して対策を実施します。
  - ア 地震予知情報等に関する流言
  - イ 帰宅者による道路の混乱
  - ウ 電話の輻輳
  - エ 避難に伴う混乱
  - オ 道路交通の混乱
  - カ 旅行者等の混乱
- (2) 警察及び県と連携し、各種の混乱の生ずるおそれのあると認めるとき、又は混乱が生じたときは、住民のとるべき措置について呼びかけを実施します。
- (3) 状況に応じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発し、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、国及び県と連携し、状況に応じて特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保します。
- (4) 警察の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努めます。

## 2 県警察の対策

## (1) 警備体制の確立

東海地震注意情報が発表された時点において、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立します。

## ア 災害警備本部の設置

警察本部に本部長を長とする「三重県警察東海地震警戒警備本部」を、警察署に署長を長とする「警察署東海地震警戒警備本部」をそれぞれ設置します。

## イ 警備部隊の編成

警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成します。

## (2) 警戒警備活動の重点

- ア 情報の収集・伝達
- イ 住民等への情報伝達活動
- ウ 社会秩序の維持
- エ 交通対策
- オ 警察施設等の点検及び整備
- カ その他必要な措置

## 第16節 社会の混乱防止のためにとるべき措置

## 【主担当課等】

税務住民課、防災安全課

## 第1項 活動方針

警戒宣言が発せられた場合、住民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめます。

## 第2項 緊急対策

## 1 家庭における措置

- (1) 東海地震に関する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。また、町役場からの防災行政無線や消防署、警察署などからの広報情報に注意すること。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合は、外出や不要不急の旅行等は自粛すること。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合には、津波やがけ地崩壊等の危険が予想される警戒区域の住民等は、指定された避難場所へ速やかに避難すること。
- (4) 警戒区域以外の住民等は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- (5) 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること。
- (6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (7) 消火器やバケツなどの消火用具の準備、確認を行うとともに、発災後の断水に備え、バケツや浴槽に緊急用水を貯めておくこと。
- (8) 身軽で安全な服装に着替えること。
- (9) 生活用水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医療品等の非常持出品及び救助用品の用意を確認すること。
- (10) 万一のときは脱出口を確保すること。
- (11) 自主防災組織は、周辺の住民に“声かけ”をし、地域住民に情報伝達を図るとともに、避難誘導や、発災に備えた初期消火及び救助活動の準備をすること。
- (12) 地区の「災害時行動計画」に沿って行動すること。
- (13) 自動車の使用は、地区の「災害時行動計画」で定める場合を除き自粛すること。
- (14) 可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の確実な伝達及び避難の支援に努めること。

## 2 職場における措置

- (1) 東海地震に関する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。また、町役場からの防災行政無線や消防署、警察署などからの広報情報に注意すること。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合は、防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけの措置をとること。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、津波やがけ地崩壊等の危険が予想される警戒区域の事業所の従業員等は、指定された避難場所へ速やかに避難すること。
- (4) 警戒宣言が発令された場合は、警戒区域以外の事業所は建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。

〔南伊勢防〕

- (5) 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること。
- (6) 消防計画、予防規定などにに基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (7) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (8) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (9) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (10) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (11) 事業所内の情報共有体制を確立すること。
- (12) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (13) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。
- (14) 危険物運搬車両等の運行は自粛すること。また、外出中の従業員との連絡体制を確保し、安全確保を指示するよう努めること。

### 3 運転者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内での一般車両の通行は禁止され、又は制限されることから、強化地域内の運転者は次のような措置を講ずること。

- (1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、あわてることなく、低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。